

令和7年第4回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号(12月9日)(火曜日)		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	7
	広 田 勉 議員	7
	再犯防止について	
	最低賃金について	
	ゆくい堂の「供養塔」について	
	子どもの意見聴取したか	
	(福田介護福祉課長、高岡町長、作城建設課長、 吉田おもてなし観光課長、村上総務課長、 大山住民生活課長、安田社会教育課長、太学校教育課長 福教育長)	
	福 岡 兵八郎 議員	25
	営農センター充実強化	
	生ごみの堆肥化	
	病虫害防除対策	
	(廣農林水産課長、高岡町長、大山住民生活課長)	
	是 枝 孝太郎 議員	41
	安全管理について	
	経済対策について	
	地域医療福祉について	
	(村上総務課長、福田介護福祉課長、高岡町長、 吉田健康増進課長、新田税務課長)	
	宮之原 剛 議員	52
	安心安全な町づくりについて	

健康づくりについて
農作物被害について
交通弱者対策について

(作城建設課長、吉田健康増進課長、廣農林水産課長、
中島企画課長)

松田太志議員 64

徳之島町学校施設等長寿命化計画について
二十歳の集いについて
われんきゃポイントについて

(太学校教育課長、高岡町長、安田社会教育課長)

1. 散会 74

第2号(12月10日)(水曜日)

1. 開議 77

1. 日程第1 一般質問 77

木原良治議員 77

食品加工センター「美農里館」について
学校給食について
地域経済について

(清瀬地域営業課長、村上総務課長、中島企画課長、
高岡町長、太学校教育課長、吉田おもてなし観光課長)

政田正武議員 91

「出産祝い金」について
「公共施設の減税措置等」について

(福田介護福祉課長、高岡町長、安田社会教育課長)

勇元勝雄議員 95

子供医療費について
副町長の選任について
水道行政について
美農里館について
入札について
亀徳小学校の通学路について

(高岡町長、中島企画課長、作城建設課長、

清瀬地域営業課長、吉田おもてなし観光課長、
 尚花徳支所長、廣農林水産課長、水野耕地課長、
 白坂農業委員会事務局長、藤選挙管理委員会事務局長、
 太学校教育課長、安田社会教育課長、大山住民生活課長、
 新田税務課長、吉田健康増進課長、福田介護福祉課長、
 奥村水道課長、田畑会計管理者兼会計課長、
 村上総務課長)

内 博 行 議員	120
さとうきび振興	
畜産振興	
観光資源について	
部活動について	
(廣農林水産課長、高岡町長、中島企画課長、 太学校教育課長、安田社会教育課長)	
1. 散 会	131

第3号(12月11日) (木曜日)

1. 開 議	135
1. 日程第 1 一般質問	135

竹 山 成 浩 議員	135
防災について	
環境衛生について	
サーフィン大会・OWS大会を北部地区の一大イベントに (村上総務課長、大山住民生活課長、 吉田おもてなし観光課長、安田社会教育課長、 尚花徳支所長、高岡町長)	

植 木 厚 吉 議員	144
スポーツ振興策について	
ガバメントハンターについて	
奄振予算について	
(安田社会教育課長、村上総務課長、高岡町長、 中島企画課長、太学校教育課長、廣農林水産課長)	

1. 散 会	162
--------	-----

第4号(12月12日) (金曜日)

1. 開 議	166
1. 日程第 1	議案第52号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	166
1. 日程第 2	議案第53号 徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定について	166
1. 日程第 3	議案第54号 徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	167
1. 日程第 4	議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	168
1. 日程第 5	議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	169
1. 日程第 6	議案第57号 児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	170
1. 日程第 7	議案第58号 総合整備計画の一部変更について	171
1. 日程第 8	議案第59号 訴えの提起について	172
1. 日程第 9	議案第60号 令和7年度一般会計補正予算(第3号)について	172
1. 日程第10	議案第61号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	178
1. 日程第11	議案第62号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	179
1. 日程第12	議案第63号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	180
1. 日程第13	議案第64号 令和7年度水道事業会計補正予算(第3号)について	181
1. 日程第14	議案第65号 令和7年度下水道事業会計補正予算(第3号)について	182
1. 日程第15	請願第 1号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について	183
1. 日程第16	請願第 2号 3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書について	184

1. 日程第17	発議第 5号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の 血液供給体制構築を求める意見書	186
1. 日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	186
1. 閉会		187

令和7年第4回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和7年第4回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和7年12月9日開会～令和7年12月12日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日 程
12	9	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（広田・福岡・是枝・宮之原・松田）5名
	10	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（木原・政田・勇元・内）4名 ○各常任委員会
	11	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（竹山・植木）2名
	12	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和7年第4回徳之島町議会定例会

第1日

令和7年12月9日

令和7年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和7年12月9日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

広田 勉 議員

福岡兵八郎 議員

是枝孝太郎 議員

宮之原 剛 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回徳之島町議会定例会を開会いたします。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番内博行議員、14番福岡兵八郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項についてはお手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和7年度9月分、10月分、11月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思います。

また、今定例会におきまして、本日までに受理した陳情、請願は、会議規則第92条の規定により、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしたので、

御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

行政報告につきましては、お手元に配付してありますので、主なものを申し上げたいと思います。

9月29日、10月1日、2日に、鹿児島県町村会理事会に出席。鹿児島県消防学校初任教育入校式に出席。日本赤十字社社長に面会。この件につきましては、清家社長と、あと役員の皆さんが誠意ある対応をしていただき、血液製剤についての要望を行いました。

10月4日、5日、7日、鹿児島県畜産共進会、関西徳之島町連合会発足記念総会並びに懇親会、第121回奄美群島振興開発審議会に出席。その際に、農業、1次産業につきましては価格等の問題、そしてまた資材高騰から、農家の所得を上げるために、1次産業のコストを下げるための支援策を奄振でやるべきという意見を申し上げました。

10月10日、持続可能な行財政の在り方に関する意見交換会、そして、10月12日、13日、14日、16日、18日と、町民体育祭、台湾領事館の懇親会、そして、ジェイソンさんのセレモニー等の開催がございました。

10月16日、全国町村会正副会長会に出席。全国町村会政務調査会理事会に出席。

10月21日、22日、23日、24日、25日、令和7年度の鹿児島県の戦没者の追悼式に出席。146回鹿児島県町村会定期総会に出席。さつま町にて行われました。第27回全国農業担い手サミットinかごしま、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定の締結式に出席。奄美大島宇検村で国際サシバサミットに出席。

10月30日から11月2日にかけて、令和7年度第1回鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会に出席。令和7年度県民表彰に出席。大崎町町制施行90周年記念式典に出席。関西徳洲会歓迎会、そして第75回関西徳洲会の運動会に出席しております。

11月5日、南九州西回り自動車道建設促進大会に出席。安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席しており、その際に、ある市から意見発表ございまして、我が市の発展についての意見がございました。その中で、以前は畑が広がっている地域に建物が建ち、そしてまた、企業誘致である程度発展していきましてという発表がございましたが、いかんせん我々1次産業ですので、畑が建物に変わることが発展なのかという疑問を抱いたところでもあります。我々の1次産業が主要な市町村については、農家所得の向上こそが発展だという決意を改めてしたと

ころでございます。

11月13日、森山事務所に訪問いたしまして、奄振の概算要求の満額を確保できるよう、事務局と要望に行ってまいりました。

11月17日からの出張でございますが、全国過疎地域連盟第60回総会に出席。全国町村会正副会長会に出席。全国町村会政務調査会理事会に出席。令和8年度離島振興関係予算確保のための要望活動に出席。全国町村長大会に出席。鹿児島県選出自民党国会議員と町村長の懇談会に出席。水産業振興・漁村活性化推進大会・定期総会に出席。

奄美島歌と大島紬ショー、これは南カリフォルニア奄美50周年、ロサンゼルスにて開催されたところ、3町、伊田町長、そしてまた天城からは副町長が出席、奄美市の安田市長も出席しており、その際に、徳之島の子供たちが語学留学をしております、郷土会の皆さんには大変お世話になっているところでございます。そしてまた、さらには、語学留学について、ある郷土会の方の奥様が、語学の学校の校長先生をしているというところから、今、子供たちがそこへ通っているわけですが、さらなる拡充をしっかりと行っていただくことを、今、意見交換をしたところで、セキュリティの問題についても、その方たちがしっかりと責任を持って行えるということもございました。今後は、しっかりと拡充していきたいというふうに思っております。

そして、全国町村会正副会長・監事合同会議に出席。全国町村会正副会長会に出席。正副会長会の懇親会に出席。大島郡町村会要望活動を行いました。2025奄美T I D A ネシア交流会に出席。令和7年度関東亀津会総会・懇親会に出席しております。

12月3日、市町村長会、奄美群島地域産業振興基金協会、令和7年度第3回理事会に出席。令和7年度奄美群島広域事務組合議会第2回定例会に出席。

12月6日、第5回全国カツオまつりサミットin指宿に出席しております。

以上で主なものを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

おはようございます。12番、広田が提出してある4項目について、順次質問してまいります。まず、最初の再犯防止推進計画の本町の進捗状況の件ですけれども、9月議会にも出すつもり

にしていたんだけど、件数が多かったので、今回の12月議会に回した次第であります。

これは、全国の刑法犯検挙者が減少傾向にはあるものの、再犯者率が上昇傾向にあるということで、3年前、私、沖縄の刑務所を視察してきましたけども、ほとんどの囚人が白髪の頭でした。おそらく再犯者じゃなかろうかというふうに思います。今後とも、安心して安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となってきます。

また、犯罪をした人たちの多くが、定職や住居を確保できない等のために、社会復帰が困難となっているからです。このような方が社会で孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会での構成をする一員となれることを支援する、再犯防止のための施策を計画的に推進することが必要であります。

このような中、平成28年度、再犯防止等の推進に関する法律、平成28年度法律第104号が施行され、第8条第1項において「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」と規定されております。市町村において、地方再犯防止推進計画の策定をする努力を義務づけられました。

犯罪や非行をした者の中には、先ほども申し上げたように、貧困や疾病、厳しい生活環境、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱えて、犯罪を犯した者たちの課題に向かい合い、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは、その内容や範囲に限界があり、社会に復帰後、地域社会で孤立させない、息の長い支援を国、地方公共団体、民間団体が、緊密に連携・協力して実施する必要があります。

とりわけ、地域社会で生活していて犯罪を起こした者に対する支援に当たっては、福祉、医療、保険などの各種サービスを提供する基礎自治体であります、市町村の役割が極めて重要になってきます。国の第一次再犯防止推進計画に引き続き、令和5年3月に、第二次再犯防止推進計画においても、その旨が記載されております。

鹿児島県においても、国同様、第2次再犯防止推進計画が、令和6年3月に策定されました。本町においても、犯罪をした者等の社会復帰の支援を促進し、安全安心な地域社会づくりに寄与するためにも、策定自体は努力義務ではあるが、ほとんどの自治体が策定済みでありますので、本町も策定する必要があるんじゃないかという思いがあります。本町での徳之島町再犯防止推進計画の策定の進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。

○介護福祉課長（福田博文君）

おはようございます。広田議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、個別の地方再犯防止推進計画は策定していない状況であります。第2期徳之島町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中で、犯罪や非行をした人に対する社会復

婦の支援を明記し、社会復帰等に関する施策に取り組んでおります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

鹿児島県の中で、しかも奄美群島の中で策定してあるのが、龍郷町、喜界町、瀬戸内町、与論町、宇検村、与論町は単独で策定してございます。あとは大体、福祉計画の中で包括でやっておりますけども、その必要性は私もあんまり感じてはいませんでしたけれども、なぜかというと、ほとんど中身が、我々保護司がやっている役割の中身でありましたので、なら、保護司がカバーしていれば何とかなるんじゃないかなと。それよりも、カバーしていけば、加害者への支援はある程度できるんじゃないかと、事足りると思ひ、それよりも、片方のやられっ放しの被害者のほうに目を配る必要があるんじゃないかなと。

そこで、再犯防止と被害者支援は、加害者と被害者は両輪でなくちゃいけないと、片方だけでは駄目だということを思い、さきの議会で、犯罪被害者支援の要望をいたしました。早速、本町では、令和6年3月の議会で、犯罪被害者等支援条例を制定していただきました。ありがとうございます。

しかし、やっぱり本町においても、それだけじゃ駄目だというふうなことで、やっぱり再犯防止推進計画の制定も必要ということで、保護司の本部のほうから、ぜひ制定のお願いをしてくれということでありましたので、今回のこれになったわけですよ。ですので、もう少しほかの町村と同じぐらいに、包括の中でもいいですので、ぜひ入れていただきたいと。じゃあ、入れる場合は、再犯防止の策定の対象者は、どのようなものを一応想定されるのかということですね。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

再犯防止施策の対象者といたしましては、起訴猶予者、執行猶予者、罰金過料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった者のうち支援が必要なものを想定しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この中で、これもほとんど我々が、保護司はやっている仕事の中身なんですけれども、やっぱりこの本町においても、この就労や住居の各個のあっせんが、福祉サービスでね、就学の支援、そういったものの取組がやっぱり必要です。

私はもう75歳になりましたので、もう保護司も来年で定年しますので、最後の仕事としてこれを紹介しますけれども、保護司というのが何をされているかということ、今、言われたように、起訴猶予者とか、執行猶予者とか、そういった法を犯した方に順法を説く仕事、それで、本人

もやっぱり見本とならんといかんがために、自身も交通違反をはじめ、あらゆる違反行為はできませんので、自身を律するためには、非常にいい仕事であるということですね。

私が保護司を拝命したときには、私を含めて常に3名の担当者がおられた。先輩議員は、5名持っている人もおられたんですよ。そういったことで、当時は非常に多かったんですけども、最近は大分減ってきているということですね。また、その保護司自体は、この中でも、今、私を含めて2人はおりますんですけども、常にずっと私が拝命したときから3名いらっしやっただけだから、やりやすかった部分があるんですけども。

担当すると、大体保護観察付執行猶予って出てきますので、大体1人に対して四、五年かかるわけよね、ずっと四、五年お付き合いしないといけないと。毎月2回、面談して、そういう条件を守っているかどうかいうふうなことをずっと確認して、報告書を書いて出すんですけども、最近、本当に人口が減ったかどうか知りませんが、ぐっと件数が減りまして、私もこの4月に1人終えましたので、それからずっと持っていないというふうなことであります。

徳之島町と和泊町はおかげさまで、サポートセンターという施設を貸していただいて、そこで面接ができるんですけども、こういう施設のないところでは、保護司の自宅か対象者の自宅で面接します。ですので、そこで何が起きるか分からないというふうな状況があるわけですね。家の者にも、誰が来たとか、いつ来たとか、あんまり言わないようにして、こっそり面接していますので、この間、事件が起きましたけれども、事件が起きても分からないような状況なんですよ。

そういったところで、徳之島町の場合はちゃんとセンターございますので、そこでやりますけども、そこでやるときも大体1対1でやっていますので、危険がないことはないということですよ。そこで、いろいろ仕事の量が最近減ってきて助かっているんですけども、本町における保護対象者っていうのは、あと、再犯率が分かれば、それもお願いしたいと思っておりますけども。

というのは、我々保護司官でも、何名持ってるとか、そういう誰を持っている、どの内容とか、そういうことをあんまり秘密主義でしゃべらないもんだから、我々自身も何名おられるか分からんわけ、徳之島町でその対象者がね、よその町は。たまに与論町で10年ぶりに対象者が出たとか、そういう話をちらっと聞きはするんですけども、ほとんど正確な何名という情報分かりませんので、大体、本町は何名ぐらいいらっしやるのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

本町における保護観察対象者数及び再犯率につきましては、保護観察対象者が、令和7年11月28日現在、3名いらっしやるようです。再犯率につきましては、市町村別の数値が不明でありましたので、公表されている数値といたしまして、第2次鹿児島県再犯防止推進計画から抜

粹しました数値ではございますが、鹿児島県全体で令和5年度の再犯率は49.8%でありました。
以上です。

○12番（広田 勉君）

国の調査では、刑務所に再び入所した者のうち7割が無職であったと。地域社会においても安定した生活を送るためには、就職、または就労の定着、そして住居の確保。ですので、町営住宅の提供や空き家等の斡旋等の定住支援が絶対これは必要なんです。

具体的に言うかどうかということ、就労の場合、ある自治体なんかは、昔でいう臨時職員、役場でね、臨時職員として雇ったりしておられます。しかし、雇うときには、その周りにはどのような経過で入ってきたかというふうなことを知られるわけにいかないもんだから、非常に難儀はするんですけども、そういったことをやっている自治体もあります。徳之島町も大体そういうことができるもんかどうか、考えられるかどうか。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、もう一度お願いします。

○12番（広田 勉君）

再犯するには、仕事がなかったり、家がなかったりした人たちが非常に多いわけ。だから、させないためにはどうしたらいいかということ、私どもは、仕事をどこそこの会社に行ってお願ひするとか、いろいろするわけ。

具体的に言うと、私が、ある子が大阪で仕事したいというから、大阪の知り合いのところに電話を入れて、こういう子だけど採用できるかというふうな問合せをして、オーケーもらったこともあるんだけど、しかし、採用するほうは採用しても、その子のいろいろ経過とか、そういうものを分からないようにしなくちゃいけないわけよね。雇う側としても非常に気遣うのよ。

ですので、ある自治体なんかは、お願いしたら臨時職員として採用しているところもあるわけ。そういったことを、しかし、採用するんだけど、何でどういうふうにして入ってきたかとか、いろいろ聞いたりする人おるわけよね。だから、それはしゃべれないのよね。そういった非常にあれがあるもんだから、簡単には採用する、しないも、難しいのはあるわけよね。

だから、そういったことで、本町なんかもそういう採用とかそういったものも、もしどうですかとお願いされた場合、臨時職員でちょっと雇っていただけませんかとかいうふうなお願いされた場合、引き受けられるのかどうか、そういったのも全部この再犯防止の中に入れるわけよ。だから、再犯防止が必要だという、自治体が必要だというふうなものを私は思って、改めて制定していただけませんかということなんだけど、そういったこともできるもんかどうか。

○町長（高岡秀規君）

非常にハードルの高い話かなというふうに、今、お話を聞いて思います。

実際に地方公務員となりますと、守秘義務であったり、住民サービスであったり、様々な制約がある仕事でもあり、そして、仕事の内容等も、できる、できないか、臨時職員をするにしても、本雇いするにしても、しっかりとした試験を受けての採用になりますし、面接でも、そういった履歴書の提出が必要になってきます。そこで、役場内の意見等も聞かないといけませんし、仕事の内容は、地方公務員は民間とは多少違う部分がありますので、これはしっかりと意見交換をしながら、できる、できないは判断しなければいけないかなというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

ですので、我々もいろいろお願いするときに非常に気遣ったりするわけですね。それで、国のほうも、もし間違えて、雇った子が機械を壊したりしたら、それを弁償するとか、そういうあれもあるわけです。雇った側に対してね、非常にその気を遣うとかそういったものもありますので、やっぱりこの再犯防止の策定は必要じゃないかなと。町としてもね、やっぱり町民をどうするかのことですので、非常に前向きに策定してもらえたらというふうに思っております。

ですので、その中でね、雇っていいよということで、就労に関して鹿児島県協力雇用主会というのがあります。本町では8社が参加しています。県の指名願を出すときに、協力雇用主とか何か書けば、いや、具体的には私は分かりませんが、大体2点の加点があると、これは前回も言いましたけどね。

奄美市や龍郷町、与論町などは、協力雇用主に対して、表彰や入札参加資格での優遇措置をこの再犯防止の推進計画の中でうたわれております。本町も何らかの優遇措置が図れないかと、前の議会で話したことあるんだけど、再度、再犯防止計画を策定して、前向きに雇用できる方針、方向をつくってもらえないもんか、再度お尋ねします。

○建設課長（作城なおみ君）

広田議員の御質問にお答えします。

鹿児島県協力雇用主会に登録されていて、本町に指名願を提出している業者は、7社ありまして、この7社は、県の指名願も提出しており、県の入札参加における格付、いわゆるランクづけの判定基準のうち、保護観察者の雇用支援の項目で、鹿児島県協力雇用主会に登録している者に2点を加算する優遇措置が図られています。

奄美市、龍郷町、与論町では、県と同様にランクづけを行っているため、優遇措置が図られています。

本町ではランクづけを行っていないため、入札参加資格での優遇措置を図ることは困難ですが、今回の御質問で、協力雇用主会に登録されている業者を把握することができましたので、指名業者選定のときに考慮していきたいと思っております。

また、再犯防止推進計画の策定に併せた表彰について、住民生活課と協議したいと思っております。

○12番（広田 勉君）

保護司会の中でも協力雇用主、何年していたら感謝状とか、年によっていろいろ表彰をするシステムもあるんですけども、じゃあ、奄美市、龍郷、与論のほうはランクづけがあって、業者を点数づけしているのが優遇しやすいということなんですけども、本町も、町長がおっしゃるように雇用することは難しいことですよ。

しかし、それをあえてオーケーでいいですよと言うということは、非常に勇気というか、判断が必要なんですよね。ですので、どうしても、本町でも少し何らかの優遇ができないかなといつも思っております。しかし、本町では優遇どころか、雇用主協力会員でありながら、1回も入札入っていない会社もあるように聞いていますけど、これ本当ね。

○建設課長（作城なおみ君）

本町で、鹿児島県協力雇用主会に登録されている7社のうち、入札に1回も入っていない業者は1社あります。

○12番（広田 勉君）

我々は、表彰されるか、少し優遇されるかという期待しているんですけど、年に1回も入札も入らないと、入札願を出してね。その会社に対する合う仕事になかったかしらんけれども、ちょっとこれはひどいなと。やっぱり大変であるということ認識せんといかんと思うのよね。

しかし、役場も入札入れないというのは、何かの理由があるからだろうと思うけど、この会社が入れない大きな理由というのは、もし、これ個人的なものだから、一般的に理由が言えるものだったら、ちょっと聞かせてもらえたらと思うけどね。

○建設課長（作城なおみ君）

入札に1回も入っていない業者の理由としましては、生コン納入採用がありますので、入札に入っていない状況となっています。

○12番（広田 勉君）

とにかくこの指名願を出すということは、やっぱり入札に入れてほしいと思うから入札願を出していると思いはするんですよね。同じ保護司仲間で、亀津で事業しておって、町内の何名かを俺も雇っているんだと、入札1回ぐらい入れてもいいんじゃないかという方がおられたんですけど、私に言ってきても、私は入札と一切関係ないからどうしようもないんですけど、町長、この実態というのは、一応町長も把握はされておるのかな。

○町長（高岡秀規君）

入札全般につきましては、私の決裁がございますので、ある程度どういう業者が入っているかというのは把握しております。

○12番（広田 勉君）

1回も入っていないという、出てくる中身は、我々も議会のたびに、入札、誰が幾らで落と

しましたという報告書を頂いているんだけど、あれ見ただけじゃあ分からんわけよね。入札を指名願出しているけど、1回も入っていないとかいう会社があるわけよね。大体そういう会社はどれぐらいあるもんか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

令和6年度の本町に指名願を出している件数と入札に入っていない会社数を内訳別に申し上げます。

島内の土木工事につきましては、32社提出のうち3社が入札に入っていません。建築工事14社、電気工事5社、管工事7社、建築設計3社、測量4社は全て入札に入っています。その他としまして、徳之島町外の5社は入札に入っておりません。物品・役務につきましては、37社提出のうち14社が入札に入っておりません。

島外で、鹿児島県内の指名願につきましては、測量93社、建築1級63社、建築2級11社の提出があり、入札には入っておりません。建設コンサルタントは、90社提出のうち54社が入札に入っておらず、地質調査は、61社提出のうち54社、補償コンサルタントは、54社の提出のうち47社が入札に入っておりません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

入札願も、ただ紙ぺら1枚で入札願お願いしますという書類じゃないと思うのよね。いろいろ項目があって、一生懸命書かないと入札願にならないと思います。ですので、一生懸命書いて出しているところで、やっぱり県外はいろいろその分野分野であると思いますので、しかし、なるべく島内とそういったものに関しては、1、2回は入れてあげる必要あるんじゃないかなというふうに思いますけども、それはあなた方のあれですので、どうしなさいとは言わんですけども、やっぱり知っている中でも、指名願出さずに、ずっと家を造ったりいろいろしている人が何人かいらっしゃるわけよね。

何で出さないのと言ったら、やっぱり入札願が大変とか、あと、電子入札になるからそれに対応ができないとか、そういった理由で入札願出さないところもあるらしいですけども、やっぱり若い人なんかは、ある程度は育成という点からもやっぱり必要じゃないかなと。

今、徳之島で、鉄筋工がいないとか、型枠工がいないとかずっと言われておって、そういう技術的なものは、やっぱり必要なところは全部沖縄とかあちこちからいっぱい応援来ていると。島内ではできないというふうなこともありますので、なるべく育成という意味からも考えられないかなと思いますので、その辺、ちょっとまた検討をお願いいたします。

次に、最低賃金のほうですけども、最低賃金が決まりました。鹿児島県は幾らで、いつから適用されるのか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

鹿児島県の最低賃金は1,026円になります。これに関しては、令和7年11月1日から適用されています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この最低賃金というのは、全業種というか、例えば、農家の人がキビ刈りをちょっと頼むとか、そういったものなんかでも適用されるのかどうか。守る、守らないは誰が見るのか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

一応、最低賃金については、最低賃金法に基づき国が定めた制度であり、雇用形態に関係なく全ての労働者に適用されるので、全職種が守らなければならないということになっています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

守らなければどうなるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

守らなければ、使用者のほうで差額を支払わないとならないということになります。

○12番（広田 勉君）

最低賃金の計算方法というのは、その全部基本給といういろいろなものがありますよね。それを全部して、時間当たりに直すのかな。最低賃金、これを出すのかな。

○町長（高岡秀規君）

詳細な計算方法については把握していないということですが、考えられるのは、所得で時間割で計算すると1時間の給与が出るとお思いますので、それで計算されるのではないかなというようにお思います。詳細な計算方法については、後ほど調べて議員のほうに提出したいとお思います。

○12番（広田 勉君）

役場職員のおそらく職員自体は引っかけからないとお思いますけども、会計年度任用職員とか、そういったものなんかにも適用されるもんかどうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

御質問のとおり、会計年度任用職員にも最低賃金は適用されます。

○12番（広田 勉君）

オーバーしているということですね。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

最低賃金以上の賃金の支払いはしているところです。会計年度任用職員は一般職の地方公務員ですが、給与は時間換算の賃金に近い形で設定されるために、最低賃金法の適用対象となっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ほかに役場の対応に準ずるとなっておるんじゃないかとも、シルバー人材センターや社会福祉協議会、あと第三セクター、そういったものはどうなっているか分かりますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

広田議員の御質問にお答えします。

徳之島町シルバー人材センター事務局に確認したところ、最低賃金につきましては、職員就業規則第38条で、給与及び旅費については別に定めるところによると規則があり、徳之島町シルバー人材センター給料表に基づいて支給していますので、鹿児島県の最低賃金1,026円を下回ることはないとのことでした。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

社会福祉協議会なども地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態に関係なく、最低賃金は適用されることとなります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

第三セクターは関係ない。

○町長（高岡秀規君）

基本最低賃金ですので、全職種に適用されるものだというふうに思います。そこで特定最低賃金というのがありますが、それに対してもプラスアルファがございますが、地域別の最低賃金につきましては、全ての職業に当てはまるということである。

○12番（広田 勉君）

おそらく東京なんかは、最低賃金出しても人が集まらないと思うんですよね。ある新聞によると、沖縄なんかは時給2,000円も出していると、それで募集しているけど人が来ないというふうなことで、この最低賃金でどうのこうのというのは、世相にはなかなか後から追いかけていくもんだろうと思いはするんだけど、かといって中小企業なんか最低賃金が上がりだすと、これもう大変なことになるけどね、経営が。

ましてや農業をしている人なんかも、時給、先ほど言った1,026円掛けることの8時間で払

わないといけないと。今まで大体、キビかさぎ女の人5,000円ぐらいじゃなかったかなというふうな感じしてるんだけど、今はハーベスターがほとんどですので、そういったのはないんだけど、あと今、じゃがいもの収穫とかそういったものもありますよね。

大体8,000円以上払っているかどうかになってくるんだけど、雇う側も非常に大変ではあるというふうなことを、これ見ながら、経営者は大変だなというふうに思いながら、しかし、田中角栄も言っていました。人材を得るなら賃金を上げると、待遇をよくしないと人材は来ないよと、人材を求めるならそれなりの待遇をせえというふうなことがありますので。

派遣社員とかそういった制度をつくってとにかく安く使おうとしていたら、なかなか日本人が来なくて、外国の人を雇わざるを得ないというふうな状況が出てきておるとというのが、昨今の状況であるということですので、非常にゆゆしきあれだなというふうには思っています、あるところなんかは、人がなかなか集まらないというのがあります。

やっぱりそれは、それなりの賃金を出さない限り、集まらないはずというふうに思いますので、監視のいろいろな手だてをよくお願いいたしたいというふうに思っております。

次に、ゆくい堂の供養塔の設備についてであります、総務課長、これからかも分かりませんが、還暦の同窓会は、昼食が終わると大体その後は、高血圧とか、糖尿とか、全部薬の講習会になるというふうに言われています。しかし、我々の年代になると、必ず最後の話題は、墓の問題になります。絶対出てきます。

大体そもそも墓というのは、江戸時代から続く檀家制度を明治の時代になって家制度と密接に結びついているんですけども、一族の名前、家を代々引き継いでもらっていくものの一つとして墓があったと。

しかし近年、価値観というのか、経済力というのか、個人の、そういったもので、葬儀も簡素にしてくれとか、墓を要らないとかいうふうな人が多くなってきて、さらに未婚の人が多くなって、自分が死んだ後、見る人がいなくなるということで、墓の在り方というものが大分変わってくるわけです。私なんか子供が帰ってこないから、あと見る人がいないから、墓あってもどうするかというふうになってくるんだけど。

前にも言いましたが、瀬戸内町で一番活気があるのは花屋さんです。1日、15日の墓参り、生花を持ってお供えするんだけど、親戚に頼まれてずっと親戚のところも回ると、そういったことで、花屋さんが物すごく活気があるんだけどね。宇検村なんかでは、もう墓に墓石はなくて、その入り口に納骨堂をお金かけて造って、集落の集団で納骨して、そこで拝礼するというふうになってきつつあると。

あと本土の中でも、先ほど言った経済的な部分もあると思うんだけど、樹木葬とか、散骨とか、いろいろ墓地を必要としない考え方が多くなってきて、海士町なんかは、ここは墓でありませぬという敷地を2つぐらい置いて、そこにどうぞまいってくださいと、置いてくださいとい

うか、遺骨を、そういう場所を提供しているみたいですね。

だから、墓の意味合いは、やっぱり個人を供養するとか、故人が生きた証を表したり、故人との出会える場と思うので、例えば、今まで慰霊祭、亀徳ですとやっておりましたけども、あのときと、名前をずっと入れたときとの捉え方は全然違います、同じ慰霊祭にするにしても。それと一緒にね、やっぱり名前がどこかに残しておけば、知り合いが来て頭を下げるとか、そういうことができますので、墓守りは要らんわけですよ。

そしてもう一つは、やっぱり先言ったように、未婚の人が都会におるんだけど、墓も全部引き上げてしまって、兄弟は誰かが持っているかもしれんけれど、その人は入れないわけよね、でしたら、島に来て入りたいと。しかも墓石は要らんと、墓も要らんと。ただ、徳之島にちょっと灰とか何かを持ってきたいというふうな人たちが結構相談を受けるわけよね。

この間も同級生が遺骨を持ってきたんだけど、自分の兄貴の、上の兄貴の奥さんがちょっともう自分も年だから面倒見れんからとって、持って帰させたい。だから、そういった形のものも預かるような、預かるというのはおかしいんだけど、向こうの供養塔がありますので、向こうに名前さえ書いてもらえれば、別にそれ以上のものは要らないんじゃないかなと、要求しないんじゃないかなということ、ゆくい堂の再整備が必要と思うんだけど、どうでしょうか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

ゆくい堂にある供養塔の整備につきましては、徳之島愛ランド広域連合で、令和4年3月に残骨灰の供養塔を整備いたしました。また、人生最後に島に帰りたい人の受入れや名前の設置についての供養塔の整備につきましては、予算が伴いますので、広域連合、3町関係機関で検討していきたいと思っております。

○12番（広田 勉君）

いや、おそらく私も広域連合で出すべきだとは思いはするんだけど、私は介護議会の所属なもんだから、ここでしかちょっと言えないもんだから、あえてここで言うんだけど、しかし、やっぱり今言ったような状況というのがこれからだんだん進んでくると思うんですよ。

どこかでやっぱりしていただけたらなと、この間、委員会でも墓の視察に鹿児島で行っておられると思いますので、どういう対応をしているのか、それよりもさらに先のところを考えていくべきじゃないかなというふうに思います。ですので、取りあえず一応こういう問題をここで出しておいて、3町の連合議会でもちょっと検討してもらえたらなというふうに思っております。

それと、先ほども言いましたけど、もう島で住まないから墓じまいをするという人たちも結構いらっしゃるんじゃないかなという思いがあります。しかし、墓じまいする場合は、墓のあ

る場所の自治体で改葬許可申請を出す必要があるらしい。この申請の出している、これは一応どのような状況なのかお伺いたします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

改葬許可書は、現在、埋葬されている遺骨を別のお墓や納骨堂に移す際に、遺骨の移転先である自治体から発行される公的な書類です。この許可書は、墓じまいなどで取り出した遺骨を新しい納骨先へ埋葬・納骨する際に、提出が義務づけられています。徳之島町の改葬許可書の発行枚数は、令和6年度、25件となっています。

○12番（広田 勉君）

とにかく25件も出ておられるということですので、しかし、島に残っている人も、また見る人がいなくなる可能性もありますのでね、やっぱりこれちょっと真剣に連合辺りでも、我々この議会でも、一応考えてもらいたいというふうに思っております。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

次の3番目のほうですけども、これもさきの議会でも取り上げましたが、昭和の初期に研究目的で京都帝国大学の三宅宗悦教授たちが、時には、県大島支庁学務課や地元出身者記者を水先案内人にして、戦時下であったことを考えれば、地元の同意の上というより、半ば強制的に徳之島から遺骨を持っていたんじゃないかというふうに思います。

私たちは一応、平成30年に、奄美人の遺骨の早期返還を求める要望書を京都大学に出しておりました。そして、ようやく先月、大学側から、昭和初期に研究目的で奄美群島と沖縄本島の風葬跡から収集した遺骨リストと遺骨返還ガイドラインをホームページで公表いたしました。その中には、伊仙町は27箱92体、面縄1箱4体、地名不明が1箱1体の27箱97体が記載されております。それが、次のこれですね。

笠利も結構あるし、喜界町も結構あるんだけど、徳之島は1か所から大分69体と書いてありますけれども、とにかくアイヌ遺骨も全国各地で返還要求が相次いで、北海道大学とか裁判が和解して、一部の遺骨がアイヌ地区に返還されています。京都大学もこの5月、沖縄県今帰仁村の古墳から持ち出した29体の遺骨を地元教育委員会の管理に移しております。伊仙町・徳之

島町の町境の本川の洞窟からの持ち出しとなっはいるが、書いてあるのが、大隅国大島郡伊仙村とか、伊川村本川洞窟とか、誤字もあつたりして、案内人は徳之島町の人ともいわれております。

そして、今月の徳之島町の12月号の広報に、尾母の歴史の散歩の中に、尾母集落の始まりは本川付近云々とあります。本川向こうの崖下には、尾母墓と呼ばれる崖を切り込んだ古い墓地が残っておりますと。これ、見てますよね、ここの中に。ですので一概に、前の議会では、あれ伊仙の土地だから伊仙のほうに言ってくれというふうな答弁を副町長いたしたんだけど、これ、一概に伊仙と言えないんですよ。もしかしたら、尾母の先祖だったかも分らん、この持っていた方の中ではね。

とにかく島の人であるということはもう間違いないわけですよ、向こうだから、伊仙であろうが、徳之島町であろうがね。だから、やっぱり両町で協議して、返還要求をすべきじゃないかなと思いますけど。

○社会教育課長（安田 誠君）

広田議員からの御質問にお答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃってました、本川の洞窟という場所は、京都大学が今回公表したリストによると、現在の伊仙町喜念と、保管箱のラベルに表記されているようであります。また、昭和10年当時、京都大学の研究者により、喜念原始墓の調査が実施され、人骨が収集されたという報告が行われております。

返還要求についてですが、今回、京都大学が示したガイドラインによれば、由来地が確定している人骨資料であつて、個人が特定できない人骨資料については、当該人骨資料の由来地である地方公共団体から人骨資料の移管の要請があつた場合は、ガイドラインを踏まえ、適宜、協議に応じるというふうになっておりますので、今、京都大学のほうで言っている喜念であれば、うちの方からの返還請求というのはちょっと難しいというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

これ見たら、やっぱり確かに本川河口には弥生時代以降の遺跡、本川貝塚があり、川向こうの崖下には尾母墓と呼ばれる墓を切り込んだ古い墓地が残っていますというふうにちゃんと書いてあるわけよね。だから、ちなみに広報が来たのが、11月号、12月号来たのが、この間、日曜日にうちに配達されたのよ。

日曜日に初めて見て、「えっ」と思ひはしたんだけど、これ見ると、やっぱり尾母の先祖が本川におられたというのはもうこれ間違いないみたいですので、とにかく徳之島の人であるということであつて、やっぱり先祖を敬う心をやっぱり持たないといかんとするんだよね。喜界島の知り合いの議員さんがずっと90年経て遺骨返還へと、ずっと彼も一生懸命、喜界島の遺骨を返してくれというふうな要望を出しているみたいですので。

これは、徳之島町も一緒になって、3町でおそらく秋利神にもいっぱいあったんですよ。おそらくあの辺あたりも持っていたんじゃないかなと、書いてはないんですけど、あるんじゃないかなと思ったりするんですけど、やっぱり3町で、先祖を敬うという、我々の年代はやっぱり先祖を大事にするということを示してあげてもいいんじゃないかなと思うんですよ。

特に私もそうだけど、もう死んだらゼロと思っとるわけ。もう自分が死んだら自分もゼロだと。だから、そういう考えがだんだん増えてきつつはあるんですけど、やっぱり親を敬う気持ちも持っている方もいっぱいいらっしゃるんで、やっぱりこの先祖をちゃんと大学の研究室にほったらかしするんじゃないかって、もう使わなければ返還してもらって、ちゃんと供養して、元のところに納めてもらうと。そういうことが必要じゃないかなと思うんですけど、町長もそういうふうには思いません。

○町長（高岡秀規君）

今、課長のほうが答弁いたしました、徳之島町の住民等々についての確定ができないということですので、粗末には扱えないということもあって、これは慎重に対応しなければいけないかなというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

とにかく返してもいいと、ようやく京都大学が言ってきているから、それにやっぱり反応してもらいたいと思いますので、次、参ります。

こども基本法で、若者に関わる施策をつくる際に子供の意見聴取の体制を整えることが義務づけられたが、全国1,747市町村のうち、642自治体で実施していないことがこども家庭庁の調査で分かっただけですが、本町はどうでしたでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

令和4年6月に成立したこども基本法においては、第3条第3項及び第4項で、年齢や発達の程度に応じた子供の意見表明機会の確保、子供の意見の尊重が基本理念として上げられています。第11条で、こども施策の策定に当たっては、子供の意見反映に関する措置を講ずることを国や地方公共団体に義務づける規定が設けられています。

既に徳之島町では実施しております。内容は徳之島町が進める教育施策の島われんきゃビジョンの内容の充実を図るために、本町が実施する各事業に参加した児童生徒の話を聞き、意見交換を行いました。内容に関しましては、令和7年6月の広報紙に掲載してあります。また、社会教育課では、青少年育成町民会議に委員として、高校生委員が6名参加しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

642自治体の中には入っていないと、さすがです。これ出したのはね、そのこども政策少子化

大臣の三原じゅん子大臣が大臣引継ぎした後、やっぱりその予算は潤拓にあったけど、何もしないんじゃないかというふうに叩かれているわけよね。というのは、やっぱり642自治体が協力してなかったというのもあるわけよね。

予算の確保も、都道府県で34にしかとどまっていなかったというふうなことで、あってもなくてもいい省庁だったんじゃないかなと思ったりしてるしね。あんまりだから協力できなかったのかなというふうに思っておりますけども、もう散々な新聞の言い方書いてありましたのでね、ともかく徳之島町はちゃんと実施しましたと。偉いです。

じゃあ次、行きます。亀津中学校の通学路についてですが、奄美大島信用金庫の前を中学校に入る幅が物すごく狭い、狭いのを行って、さらに手前の西田歯科のほうにみんな曲がって、スーパー池山のところをまた曲がって中学校に、これが通学路になっているんですよ。いつも立哨して見てるんだけど、とにかく信用金庫の前の通路が狭いもんだから、西田歯科の前の通りの通路が非常に交通量が多いんですよ。そこをまた子供たちもずっと歩くもんだから、何で真っすぐ来んのかなと。

ほんで、第二大瀬橋を渡ってすぐ行けば簡単に行けるのに、第二大瀬橋の入り口は旧キャンドゥの横ですので、向こうは車が離合できる大きさがあるんですよ。だから、向こうまで行ってこう行くとか、いろいろできるのになぜかなと、ずっと物すごく混むんですよ、西田の前が。それで、一旦停止も向こうが一番捕まってる。もう警察向こう行って点数稼ぎじゃないけど、立っと思ったら次々捕まってるんだけど、交通量が非常に半分ぐらい、半分半分、行くのと、曲がるのと。

ですので、通学路も仮舗装もしたので、真っすぐ行かしてはどうかなと。むしろ、キャンドゥの向こう曲がって、大瀬橋渡って行ったほうがむしろいいんじゃないかなと思いますけど、そういったものを教育委員会でするかできんか分からんけど、アドバイスしたらどうかなと思っておりますけど、いかがでしょう。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀津中学校の通学路につきましては、古勝川の橋の工事が完了し、道幅は広くなりましたが、引き続き歩道の工事、亀津中学校前の水道工事、また、亀津小学校側の下水の工事もあったため、学校側と協議した結果、通学路は、西田歯科前、池山スーパー横のルートを継続していたところですが、水道工事の完了と仮舗装の完了に併せて、再度、中学校側と協議した結果、11月21日の下校時より、信用金庫から中学校まで真っすぐ通す通学路になっております。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、この変更が決まったということでしたらいいんですけども、とりあえず第二大瀬橋の向かい側に前平さんという人の家があるんだけど、それは前平さんじゃなくて、別の人がお

借りして、そこに中学生がいらっしやるんだけど、この中学生はその第二大瀬橋を渡らずに、キャンドウの向こうから行って、信用金庫の前の道を通って、こうしてこう行くから、真っすぐ行ってすっと思ったほうがよっぽど楽だろうにとずっと思っておるわけよね。そのほうが工通量も少ないのよ。

とにかく今、亀津中の前を朝7時から8時の台数というのは、物すごい半端な台数じゃないんですよ、通る台数は。ですので、工事はやっぱり休み期間中に、重点的に工事を出してもらうとか、日曜日休むんじゃないかって、工事をよ、なるべく日曜日にして平日に工事を休むというふうな発注の仕方とか、やっぱり発注するほうが強いと思うんだけどね、受ける側より。

ですので、ああいった忙しいところは、なるべく住民に迷惑かけないような工事の発注の仕方、一番頭きてるのが、東天城中のプールとグラウンドよ。プールは回数が少ないのよ、利用回数が。グラウンドは体育の時間というのがあるわけ。向こうの人が要望したからああいう順番になったのかなと思ったら、誰一人聞いておかしいと。グラウンドを3年間も運動会できない。

今、2年連続母間で運動会してるんだけど、グラウンドを先にしてプールをするのが普通じゃないかと思うんだけど、やっぱり建設課っていうのかな、どこが企画してるか知らんよ、企画課か分からんけど、みんなおかしって言ってるのよ。グラウンドを終えて、体育をしながらプールは工事すると。プールを建設終えてから、グラウンドするってのもおかしい。これもしかしたら3年間、運動会が東中はできないかも分からん。

それと、やっぱり亀津中の前の水道工事にしたってよ、なるべく日曜日にしてほしいと、平日に休んでくれというふうな発注の仕方とか、そういうふうな努力をちょっとしてほしいなど。でないと、やっぱりどうぞこの工期内で自分らのあれでやってくださいという発注の仕方は、ちょっとまずいと思うのよね、ああいう混むところは。

この間、NHKでもやってましたけど、橋の取替え、何月何日大潮で、この時間帯じゃないと駄目だという、時間帯に合わせて取替えしてるわけよね。ああいうふうにやっぱり綿密に計算して、なるべく子供たちに影響の出ないような仕方、そして、むやみやたら工事を伸ばすんじゃないのよ。期間内で終わらすようにしてほしい。

延長願来たら必ずはい、いいですよとしてるような様子も受けるから、いつまでたっても、もう1年以上なるもんね、こういうこの通学の仕方。ですので、ぜひ学校のあるところの通学とかそういったとこ、商店街とか、そういう工事出すときは、やっぱりいろいろ考えて出してもらいたいというふうに思いますので。

○教育長（福 宏人君）

御指摘ありがとうございます。

通常、まず初めに通学路ですが、学校は子供たちの一番安全な登校がどこがいいのか、そう

いったところで、毎年子供たちがどこからどこまで登下校をしているのか、一人一人に対しての通学路のルート、必ず確かめます。

それからもう一つは、いわゆる登校から下校まで、これは学校管理下というふうになってますので、もし、その中で子供たちが交通事故も含めてけがとかすると、学校で一応管理下の事故というふうになりますので、常に学校は子供たちの登下校のルート、そういったのはきちんと地図上で資料としては持っております。

それから、各学校にもあるんですけど、スクールゾーン委員会というのがあって、その校区の通学路だけじゃなくて、そこに例えば、ブロック塀とか、不審者の出るところとか、それから、そこは木が茂ってるとかいろいろありますので、PTAの方々と一緒に、年に二、三回は親子と一緒に登下校をしながら、安全配慮について子供たちと一緒にしようかというようなところもあります。

それから、警察と建設課ですかね、その通学路の安全性についても点検をして、報告するようになっておりますので、この工事期間中の通学路の変更も含めて、建設課も含めて細部打ち合わせているところですが、なかなか工事が続くと、長期間にわたって通学路を変更しながら、保護者の理解も得なければいけないというところもあります。

なるべくは、期間はいつまでなのか、それからどこが一番安全なのか、そこをまたお互い協議しながら、今、やっているとありますが、学校としては、あらかじめ予測できるものについては、これは東天城中学校のグラウンドのことも一緒ですけど、工期とそれから子供たちの教育課程といつまでなのかということは、事前にきちんと打合せをしているところがございますので、ただ、やっぱり工事になりますと、結構時期的に長くなるともありますので、そこを考えながら、じゃあ、どういうふうに教育課程を組んで、どういうふうにするのかについては、学校できちっとこれ計画を立てて、子供たちのそういう教育活動になるべく負担がかからないような形で、推進をしているというところがございますので、そこも含めながら、また総合的に配慮しながら、子供たちの安全第一ですので、また、学校と我々もまた話しながら、助言できるところはまた助言していきたいというふうに考えています。

ありがとうございます。

○12番（広田 勉君）

前、ずっとボランティアで一応立哨したり、パトロールしたりしていますので、そのときよくあちこちから言われるんですよね、これどうのこうのって。この間もずっと北区こないよとか言われましたけども、それまた後で言いますけども、とにかく役場職員もそうだけど、やっぱり気づいたところとか、やっぱりそれを自分らで気づいたところを直すぐらいの職員になってほしいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

どうもお疲れさまです。

旧庁舎のときは、議会室に上る壁のほうに各学校の新聞が掲示されてありましたので、それを読むことで、それぞれ学校の様子が手に取るように分かったんですけども、今、新庁舎になってからは、それがされてないということでもあります。

ここに一つ、前段で御紹介したいんですが、花徳小学校の学校だより、先月の新聞でありますけれども、なぜ勉強しないといけないのって聞かれたときに、子供たちから、皆さん自信持って答えられますか。総論的には、大体大人になったら何とか役に立つのでとか、できると思うんですけども、私も長年、もしこれ聞かれたらどう答えればいいのかってずっとあったんですけども、この11月のこの新聞を見まして、本当に感謝する記事でした。ちょっと朗読をして、紹介をして、前段の挨拶としたいと思います。

花徳小学校校長、浜田かおる先生ですが、なぜ勉強しないといけないの。

朝、登校してきた子供たちと元気な挨拶を交わした後に、ちょっとした問題を出すようにしています。1年生の子供たちには、繰り上がりの足し算や繰り下がりの引き算を、2年生には九九を、3・4年生には掛け算と割り算の問題を、5・6年生には今まで学習してきた重要語句や公式等です。1回目で正解できる場合と何度やり直しをする場合もありますが、子供たちのどきどきしながら答える姿や喜んだり悔しがったりする姿を見ると、子供たちのできるようになりたいという気持ちが伝わってきてうれしくなります。

一方で、子供たちの中から、「勉強は苦手だ」、「勉強はやりたくない」、「なぜ勉強しないといけないの」というような言葉が聞こえてくる場合があります。御家庭でも同じようなことがあるのではないかと思います。どう答えたらよいか悩みませんか。

そこで、なぜ勉強するのかについて、コップに入った水を例に、ある母親が子供に説明したというエピソードがありますので紹介します。

ここからがいいです。

算数を学べば、この中に200ミリリットルの水があるというように、数字で見えるようになります。

理科を学べば、この水は水素と酸素からできていることが知れます。

社会を学べば、この水がどこから来たのかが分かります。そして、世界にはこのきれいな水を飲むことができない人たちがいることも知ることができます。

美術を学べば、この水の反射をきれいに描くことができるようになります。

音楽を学べば、同じコップでも水の量で音が変わられることも気づきます。

技術を学べば、このコップがどんな素材で漏れないかが分かり、人の創造のすごさを知ることができます。

保健体育を学べば、この水が体にどれだけ大切なのか、健康を支える命の正体が見えてくる。

道徳を学べば、この水を誰かと分け合うことの大切さを学べて、思いやりの心が育ちます。

国語を学べば、今、私が話した全部の意味を正しく理解できるようになります。

英語を学べば、この話を世界中の人と分かち合えるようになります。

哲学を学べば、この話に何の意味があるのかを考えられるようになります。

でも、もし何も学ばなかったら、このコップの中にあるのはただの水で終わります。だから、勉強するのです。

ということであります。

これで皆さん、十分自信を持って答えられますよね。

学ぶことで、物事を様々な視点から見たり、深く、広く考えたりすることができ、日々の生活の中で起きる問題や課題にも前向きに対処していくための能力を身につけることができます。子供たちには、この世界はただ見ているだけのものにせず、人生を豊かにして欲しいと願っています。

学校では、今後も子供たちに確かな力を身につけて成長していけるよう、工夫・改善に努めてまいります。御家庭でも家庭学習の習慣化、充実に向けての声かけや見届け、メディア使用についてのルールを守らせるなどの御協力をよろしくお願いいたします。

私は21年、PTA活動して感じたことですが、やはり家庭教育力、地域教育力をしっかりとしなければ、全て学校任せではいけないというふうに感じたことでした。

では、今回取り上げてあります、14番福岡が、通告の3項目について質問いたしますが、町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず、平成31年4月から開設しました営農研修センターであります。その研修生の実績について、まず、お伺いいたします。

○農林水産課長（廣 智和君）

福岡議員の質問にお答えいたします。

営農支援センターについては、令和元年8月1日の開所となっております。これまでの実績としては、令和元年2名、令和3年2名、令和5年3名、令和7年1名の入所でございます。計8名で現在の1名も含んでおります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今、非常にいい施設を造っていただいたということで、本当に感謝をしているところであり

ますが、8名の研修生、現在はどのような取組をされているのか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

現在、8名中1名は入所中で、研修中ございまして、その他7名が卒業しておりますけれども、就農している方はこのうち3名となります。就農が少ない要因については、女性の方もいらっしゃるしまして、妊娠、出産によるもの、また病気、進学、経営難等による他業種への転職というふうに把握しているところでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

いろいろな理由があって就農ができないというのもあると思うんですけども、今の研修期間内で、ただ終わってすぐ経営者として旅立ちができるとはなかなか思えないわけですよ。今後、この今の方法をただ延長するのかどうか教えてください。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、今年度1名が卒業というか出たわけですけども、やはりいろいろと課題を伺っております。今、入所中の方にもいろいろと要望等聞いておりまして、やはり研修後のもちろん施設園芸ですので、そういったハード面の支援等の不足とか、あと、栽培技術するためには、まだまだ必要な研修が欲しいとかいろいろありますので、今後、そういった要望を解決できるように、今、課内も含めて普及課と連携を取りながら、来年、営農支援センターの強化に向けて取り組もうというところでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

毎回、今、廣課長がお答えした、それでみんなストップしてるんですよ。もう全て終わってる。それから進まないわけです。検討してやります。総論の部分は素晴らしいんですが、もう各論が弱い。各論がないと進まないわけですよ。まずじゃあ、この研修生の募集要項というか内容について、どのような内容で研修生を募集しているのか、ちょっと教えてください。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

現在の募集要項の内容についてです。まず、研修作物については、トマト、パッションフルーツ、苗物。研修期間は2年間。研修内容については、農業基礎講座、施設栽培実習、部会等による研修実習。また、募集人員については2名。募集条件は年齢45歳未満で施設園芸を志望する方。また、研修期間終了後に徳之島町内で5年以上営農を実施できる方というふうにしております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

じゃあ、実施できる方で募集しました。8名のうち3名は何とかしておりますということでありますが、じゃあ、その研修中に環境が変わったということですか。募集するときに2名、卒業後もちろんと自営をするんだという、例えば、10年計画を頂いて、それに沿ってしているのか。ただ2年間終わればもういいですという、ただ本人任せでしているのか、その辺のところはどうも矛盾しているわけですよ、今まで見てね。

だから、募集するときに、年齢は45歳じゃなくてもいいとは思っただけけれども、問題は、農業後継者育成するんだということが目的であるわけですから、やはり募集をするときにはしっかりと面接をして、考えを聞いて、その後の計画も含めてやはりしていかないと、その後の計画が全くないような状態ではないでしょうかね。だから、その辺のところの整備はどうしても必要なんですね。

今、課長おっしゃった、今日、メロンの販売を研修センターしているわけですが、トマト、パッション、それからメロンを作っているわけですけどね、ハウス自体も、道路側のハウスはもう雨が降るとなかなか水が引かない。だから、水のコントロールができないわけですよ。だから、糖度も上がれないわけですね。上のほう、乾燥するところは調整できるけども、下のほうは全然水が引かないわけですよ、コントロールできない。ただ、植えて花が咲かせて実を取るだけで、中身がどうかという品質、本来、機能性を持ったものができるかどうか、お客さんがそれを食べたときにおいしいねと言えるかどうかですよ、それをコントロールが、今、できない状況にあるわけですよ。

そのハウスも、今、施設自体は、農業創出緊急支援事業を活用しておりますよね。あと、農業機械や機械関係は町単で一応しているわけでありましたが、今、パッション、メロン、それからトマトを、今、メロンが収穫して、今、パッションとトマトを作っているわけですけども、今、一生懸命頑張っています。そして、その中で募集要項の中での指導は、土壌、肥料、病害虫、農業機械、農業経営、それから各品目の基礎研修、これはすごくいいと思うんです。

それをやはり原点に立ち返って、目的は何なのか、ただ営農ハウスだけで終わるんじゃないかと、徳之島町全体の営農事業について、徳之島町がモデルとしてやるんだと、それを始めないと、ただ今の繰り返しでは、何のために造ったのか、どこに向かっていくのかも分からない状態なんですね。

だから、それを一つ検討していただきたいということと、午前中、最後に、まず、研修生の最低賃金の話が、今、出ましたけれども、この募集要項、平成31年のときに、給与日当4,500円としてありますよね。これでいいと思いますか、どうでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

現在、研修中の支援は、日額4,500円ということで、また、県内他市町村においてもいろいろな額の支給の仕方があります。今回、伊仙町、天城町と確認しても、5,000円、5,500円とございます。また、今、議員もおっしゃられたように、価格高騰、最低賃金等もありますので、やはり物価高騰を考えたときには、少し上げていかないといけないのかなというふうには考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

どうせほかのところと見て合わせましょうということで、ほかのところの研修生はどうかといいますと、家庭でしっかりと経営がされていて、しているわけですよ。徳之島町の営農研修施設に来る方々は、ほんとの最初から研修なんですよ。これこそ本当の後継者育成ですよ。

だから、やはり4,500円では、これ研修生ですから、普通の労働者とは違いますので、そのまま最低賃金の適用はしなくてもいいと思うんですけども、やはり6,000円ぐらいまで持っていないといけないんじゃないかなと思うんですよ。毎日来ていますから、毎日8時から5時までやって、休みもハウス内の温度測ったりね。しょっちゅう私も行って見てますけれども、よく頑張っている、本当に頑張っているんですよ。

今、モンゴルから来た、旦那さんは東京、奥さんはモンゴルから来てやっていますけども、機械を使ったりするときは、御主人が休みをもらって応援をしたりとか、ボランティアです、これ。だから、研修施設にやっぱり幾らか基金として置いておいて、どうしてもそういう緊急労働力必要なときには、やはりちゃんと対応してあげることが必要だと思うんですね。

だから、十分安心して働けるような環境をつくって、初めて勉強もできると思うわけですよ。だから、やっぱり今の最低6,000円ぐらいには持って行って、そして緊急に、今、例えば、御主人が応援に来たりとかしてる分については、時間的な手当でもできるような、やはり基金というのを置いておいてやるべきだと私は思うんですが、いかがでしょう。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほどの研修中の支援額につきましては、やはりある程度はちょっと上げていかないといけないのかなと思います。

また、そういった緊急時等は、実際、今回、今年8月に卒業された方もいらっしゃいますが、その人の応援を、予算がありましたのでこちらから報酬を、日当を渡す形で応援をお願いしたりしておりました。ただ、今後もそういうこともあり得ると思うので、またそういったことも検討しながらやっていきたいと、営農センターの強化に努めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

もう12時になりましたので昼からしますが、総括をして、最後、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

今日は課長、昼食時間しっかり考えてくださいね。6,000円の答えもらわないと終われませんでね、よろしくお願いします。これで昼休憩しましょう、議長。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡議員。

○14番（福岡兵八郎君）

私の後に3名控えとりますので、なるべく簡潔に急ぎますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

営農ハウスの現状についてはお分かりいただいたとおりであります。一つの課題として、営農ハウスの拠点とした、もっと幅広い環境整備というのが必要かと思っております。

それでもう一つは、修了後にやはり実践して、2年、3年していただいて、それから、自分で造った施設でやるというような、最後の仕上げの施設が整ってあげるべきじゃないかなと思うわけでありまして。

それからもう一つは、今、土壌診断室も営農ハウス拠点とした環境に持っていくということで、今、土壌診断室、非常にいい整備がされておりますけれども、今後、施設園芸Iターン・Uターンで後継者の皆さんが来たときに、それだけではちょっと不足だと思っておりますので、土壌診断をもっと幅広い、いろんなのがありますので、その必要性があるということでもあります。

それから、高岡町長の1期目の一丁目一番地は、さつまいも特殊病害の課題でありましたし、これまで議員の皆さん、やはりそれぞれこのさつまいもについては取り上げているようであります。それで、さつまいもは長年、特殊病害が大きなネックとなり、県も、国の助成金を受けて、喜界町において実験事業をしております。

国の予算をもらって県が実験しているわけですが、奄美群島全域への撲滅の希望が持てない中で、このまま放置することは私たちはできないわけでありまして。台風常襲地帯、夏枯れ農業の現状を打破するためには、自然災害に強く、年2回も収穫可能なさつまいもの開発は、農家の安定所得向上に不可欠であると考えます。

冒頭で、町長が行政報告の中で、畑の中で施設を造って、町おこしじゃなくて、やはり農業所得の向上が町おこしだということをおっしゃいました。まさにそのとおりだと思います。

それで、国や県が着手できなければ、町として補助事業を活用して、奄美地域のモデルを構築すべきであろうと思います。半世紀近く、農家の皆さんとずっと来てきました。その中で、いろんな地域で仲間がおります。チームがおります。シンクタンクがあります。その皆さんと意見交換をしながら、これまで来たわけですけども、ここでちょっとだけ画像を追っかけて説明をしていきたいと思います。

この画面はあれですか、大きくできないのかな。

これが、鹿児島県・沖縄ですね、南西諸島を生産フィールドとした健康長寿食の開発ということで、この中にやはり健康長寿圏、セラピーアイランドの創設、健康長寿食品の研究開発をしていかなければいけないということで、対象品目として、ここにはもちろん黒酢、さとうきび、黒砂糖、いろいろ含むウコン・ガゼツありますが、この中にもさつまいもは最初に入れてあります。それから、伝統的な発酵技術の活用、ここに、今度は美農里館の創設した意義が出てくるわけでありまして。次、行きましょう。

自然災害、夏場の大きな台風だけが自然災害でないわけでありまして、春には多雨や曇天、夏には高温、干ばつ、台風、湿害、秋には干ばつと台風、冬は低温、曇天、季節風で、これが私たちにとっての気象災害なんですね。

次。これが、徳之島全体の土壌、母岩、母親であります、下のほうの伊仙町を中心とした粘土の強い伊仙町の琉球石灰岩、黄色い部分は大原地区、尾母地区を中心とした粘板岩であります。黒いほうが花崗岩、特に北部地区を中心にしておりますけども、大体5種類の母親がいるわけですね。だから、この土壌に合わせた土壌診断をしていかないといけないということが考えられます。

次。これが、今、徳之島町の管理施設で土壌分析をしているものですね。これは例として、花徳小学校の花壇、花徳幼稚園の花壇のさつまいもを作っている土を分析をさせてみました。最小pH、これは人間の血圧みたいなものですが、基準よりも非常に高い状況にあるということで、石灰を入れてはいけないのにどんどん石灰を入れているということなんですよ。ですので、これは人間に言えばカルテですが、数字はいろいろここで申し上げると、皆さん眠くなるでしょうから申し上げませんが、これが出て、私が言いたいのはその次です。

これは、別の研究機関の分析ですが、大体19項目ございましてけれども、この中でちょうど真ん中の青い帯にみんな入らんといかんわけです。この下にあるのがみんな不足ですね。だけど、余っている要素はなくて、みんな不足なんです。これがこういう土壌の実情なんですね。これでは施設園芸も、これから高度な園芸作物が入ってきても、本来のものができないということでもあります。ですので、これを全部帯に入れないといけない。これが人間の36.5度という健康

温度に匹敵する、栄養の視点から見た。

だから、言いたいことは何かといいますと、こういう設備を町でする必要はないということです。だから、町とこういう機関と提携をして、農家の皆さんがこういう分析をしてほしいと来たときには、そこにすぐ土を送って見てもらうような、それでいいわけですので、沖縄は沖縄のやり方、いろいろ方法がありますので、それを一応全国調べまして、提携をして、農家のニーズに合わせた土壌分析をしていくということでもあります。

これがなぜそうするかといいますと、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、もう男性も精子ができないという、野鳥も卵がかえらない、これは除草剤、農薬のあれともいわれておりますけれども、例えば、鉄が不足しますと、鉄は人の血液の主成分であるヘモグロビンの分子構造の中心核が鉄で、血液中の酸素を運搬しますよと。銅は、体内で鉄がヘモグロビンを形成するときに銅の助けが必要ですよと。鉄が10に対して、銅が1つの割合といわれていると。ニラスチンの合成に関与してますから、動脈硬化や心筋梗塞を予防する効果があるといわれておりますと、銅は。

次は、亜鉛が特に大事です。毛髪の発育にも関係し、また、男性の精液を作るときになくてはならないミネラルですよと。欠乏すると、味覚障害が起こるともいわれていますよと。

マンガンは愛情の塩ともいわれ、欠乏すると母親の子供に対する愛情が薄くなるよとということ、あと、モリブデンがありますけれども、これらを出すためには、先ほどの土壌分析が必要ということなんです。それに合わせた施肥設計をするということなんですよね。

これは、畑の土を溶かしてみたときに、土作りがされた土は、左の澄み切ったコップです。右側は幾ら混ぜても澄み切らないわけですね。これは人間でいうと、血液が濁ってるかどうかという問題です。だから、この土壌水が濁ったところは、やっぱり病害が出るわけですよ。だから、この澄み切った水は飲めるぐらい澄み切るわけです。これぐらい土作りがいかに大事かということ、最後、仕上げは、土壌改良剤があるわけですが、人間でいえばサプリメントですよ。それでどう仕上げるかということでもあります。

これは、今、言う土壌環境、それから栽培環境、そして、あとは作る人たちの、また指導する側のどれぐらい熱い思いがあるかというのをバランスがないといけないということでもあります。契約栽培で安定供給体制の構築、これは特にさつまいもに対して、生産組織、それから品質の技術、安心安全の追求、コスト低減、これも町長が先ほど言われました。離島ならではのコスト低減が非常に必要だろうということ、目標としては、5年後、10年後、どう計画を立てるかという生産量の拡大目標、それから、品質にアンバランスではいけない。

往々にして、南西諸島で作る場合、最初お客さんに送ると、最初は取るけども、次からみんな断られます。それは、品質がもうアンバランスだからなんですよね。だから、その技術が必要になってくるということです。

それから、栽培利益の整備ということで、いつ何を作って、どう作ったのか、法律で守られているのかどうか、それをチェックしないといけないわけですよ。それから、価格の競争力ですが、次です。

さつまいもをやろうと思えば、御承知のとおり、そのまま出荷できないわけですから、今、例えば、左の上からですが、さつまいもを荷受して、選別して、洗浄して、パレットに積み込みして、蒸熱処理装置をして、それから空冷外気導入2時間、それから蒸熱処理装置から搬出、箱詰め、検出、抽出検査、そして検疫証明書を発行して出荷という形の流れになります。この施設は、今、例えば町にある古い施設を十分有効活用して、整備をします。

金がかかると普通言いますが、奄美大島のトンネルを考えると、20年先までトンネルを計画している、冗談じゃないでしょう。だから、奄振はよく委員会室で議員の皆さんが話をしているんですが、奄振267億あったら、半分ずつ、南三島と大島本島と半分、真っ二分けて使うと。そうしないと、ゼネコンが来てみんな持っていくようなトンネル工事じゃなくて、こういう地についての奄振交付金を使うべきであると思うわけですよ。だから、それを使えば、別に全然高いなんてないはずなんです。だから、抜本的な私たちも取組が必要になってくるということでもあります。

じゃあ、芋は島でできるのということではありますが、喜界でアリモドキゾウムシしているけども、喜界はほとんど芋に虫が入っちゃうんですね。芋自体ができない。しかし、徳之島で、今、花徳でできているさつまいも。

最後。これ、画面大きくできないの。これ、今、さつまいもですよ。これ、年2回できるわけですから、先ほど出た気象災害に強い、年2回できる。だから、すごく環境整備すればこうしてできて、そして、ここでそのいいものだけができるわけがありませんから、3割ぐらいはやはり規格、形、いろんな面で、正規の成果の形から外れるのがありますので、ここで一番また本町にとっていいのは美農里館であります。

美農里館の存在は、すごくこれから効果が出てくると、使命を十分果たせるというね。これまでも研究されておりますけれども、やはり加工をやって、消費者が健康ニーズでありますから、それに応えるためには、だから、ほかの町村にない美農里館を持っている本町は、大変大きなチャンスを迎えたということでもあります。

ですので、成果と加工と合わせて、あと鶏養の部分は、またTMRセンターですよ。あの粗飼料の減量として、この鶏養の部分をどう使えばいいかとかなりしますので、非常に先を見て、高岡町長、取り組んでこられたということがよく分かります。今ちょうどタイミングを迎えておりますので、このさつまいも事業、ぜひ、実践をしていかなければいけないんじゃないかなと思うわけですが、この考えと私の提案ですが、まず、課長、どう思われますか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

さつまいもについては、焼き芋ブームや健康志向を背景に、需要はもう国内外で増加しております。市場ニーズは拡大しており、近年、徳之島において、ばれいしょの後作利用の実証、沖縄向けの出荷などが行われております。さつまいも栽培面積も増加しています。本町でも、さつまいもは夏季の農業閑散期における新たな換金作物として、非常に魅力がある作物であると認識しておりまして、さつまいもの産地化を検討していければと考えております。

ただ、議員もおっしゃっていたとおり、奄美地域においては、依然として植物防疫法で移動が制限されているアリモドキゾウムシ等が発生・分布しております。未発生地域への移動規制がかかっていることから、出荷体制の構築に加えて、離島である徳之島では、輸送コスト、鮮度管理などの様々な課題がありますけれども、次の基幹作物となり得るさつまいもと考えておりますので、徳之島町農林水産課を中心に、生産者、国、県、JAなど、関係機関及び鹿児島大学などとも連携して、さつまいもの産地化に向けた事業スキームを構築していきたいと思えます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

では、町長、お考えをお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

今、農林水産課の課長が答弁いたしました。さつまいもに限らず基幹作物というものが、今度の温暖化によって、作物自体の内容、そしてまた品種改良が必要になってくる時代が来るだろうと、食害、食料が不足するということが必ず起こり得るということで、奄美群島につきましては、沖縄も含めて、日本の食料の供給地におそらくなるだろうというふうに思っております。

その中で一番重要なのが、反収をいかに上げるかということと基幹作物をいかに育てるかということ、そしてまた暑さに強い品種改良等をしっかりと我々が実行できるような体制づくりが必要だろうというふうに思っております。

その中で、営農ハウスの役割は今後ますます大きくなるだろうというふうに思いますし、今の営農ハウスではなかなか需要には対応できないというふうに考えておりますので、規模拡大ないし拡充を図るようなことが、今、起こっているというふうに思います。

そしてまた、さつまいもの加工につきましては、奄振でいえば、ハード事業ではなくてソフトハードになって、市町村の事業になり得るかなど。それは、今現在23億6,200万の当初予算がついた中から拠出するのか、それとも農林水産省の事業を取り入れるのか、それは、美農里館を造った事業、強い農業づくりであるとか、農業農産振興における交付金を利用するのか等々については、どの事業がかなうのかというのはまだつかめておりませんが、今後、議員が

おっしゃるように、さつまいもも基幹作物になり得るというふうを考えております。

そしてまた、沖縄との連携の中で、さつまいも自体が不足している可能性もあります。沖縄との農産物の行き来であったり、沖縄から仕入れるとか、そしてまた、奄美から出すとか、そういった連携も必要になってくるだろうし、我々が的確な事業ないし企画が必要になってくるというふうに思いますので、今後は、美農里館も含めて地域営業課をなぜつくったのか、それは、実はさつまいもであるとか、そういったものの生産品を売る営業というものも、今、必要であります。よって、地域営業課をつくりました。

しかしながら、今は美農里館の経営等々が主な事業となっておりますが、本来は生産物、農業のできたものについての営業も兼ね備えているということで、基幹作物の開発も、地域営業課、農林水産課らでしっかりと連携を図りながら、農家の所得向上に向けては取り組んでいきたいというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。

最後にまとめとしていきたいと思いますが、まず、営農ハウス修了生が、過去2年間、また勉強、実践をできるというものをどういう事業を使って入れていくのか、併せて、学校給食センター施設を今度造るわけですが、食材をやはり有機無農薬の施設を研究した平張りハウスとか、そこも含めて全て営農施設が拠点となって取り組むということ、今、町長のお考え方とおおり、美農里館、TMRセンター、それから営農ハウス施設、この3脚、これがすごく今本町にしかない特権でありますので、それが機能が生かさなければいけませんので、ぜひ各論で、もう各論でスタートできるような体制づくりをひとつお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2番目、生ごみの堆肥化であります。

町内における生ごみ対策について、まず年間、生ごみどれぐらい出ているんでしょうか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

福岡議員の御質問にお答えします。

各家庭から出される生ごみの量については把握されていませんが、毎年2回、徳之島愛ランド広域連合に、3町から持ち込まれたごみのごみ質分析調査を行っております。令和6年度のデータでは、3町からクリーンセンターへ持ち込まれた可燃ごみ約5,214トン中、約1,147トンが生ごみと想定されています。内訳といたしましては、徳之島町の可燃ごみ約2,922トン中、約643トンが生ごみ、天城町の可燃ごみ約1,141トン中、約251トンが生ごみ、伊仙町の可燃ごみ約1,151トン中、約253トンが生ごみとなっております。

○14番（福岡兵八郎君）

数字が大体分かりましたね。この中で、各家庭に処理についてどのような指導されています。

○住民生活課長（大山寛樹君）

福岡議員の御質問にお答えします。

町民の方から、生ごみの処理方法について問合せ等があったときに、生ごみ処理容器「キエーロ」の紹介や自家菜園などの自己処理ごみとして出される場合は、十分に水分を切って、燃やせるごみとして処理をお願いしているところであります。

○14番（福岡兵八郎君）

燃やすように指導していますか。もったいない話ですよ。これが、やはり土づくり、家庭菜園づくりに生かすべきでありまして、燃やす指導じゃいけないと思います。今、ほとんどごみは燃やしてはいけないんですよ。さすが亀津地区は、なかなか煙が立っているところが見えない。さすが皆さん、守っているわけですよ。畔のごみも全然燃やしていないですよ、もう煙が立っているところが見えませんで。

これはすごく規則を守っておられるということではありますが、この2番目の目的は、この3番目であります。資源として、堆肥センターでの堆肥化は考えられないかどうかということでもあります。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

生ごみの堆肥化につきましては堆肥センター、農林水産課で所管していますので、以前、町農林水産課の担当と堆肥センターの職員で、熊本県の苓北町堆肥センター見学を行っております。生ごみの堆肥化には住民による分別の徹底が一番重要であります。そういった中で、苓北町ではその意識づけに20年かかったというところもあります。

また、一般ごみの処理施設は、周辺住民の同意や施設の許可、認可手続、搬入された生ごみの一次処理、二次処理など、設備投資がかかるということで、その当時は、実現までには非常にハードルが高いという認識でございました。

ただ、生ごみは堆肥として、原料として非常にいいものであると思いますので、今後も引き続き検討というか、いい方法はないか考えていきたいと考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

問題は、生ごみの資源化なんですよ。私もある居酒屋とあるスーパーの生ごみを、鶏を飼っているために一応もらってずっと見てるんですけども、卵の多いこと。卵をすごく使われているなと思ひまして、このカルシウムをこれ使わないといかんなどいつも思うわけですよ。ですので、ぜひ一般産業廃棄物、それから一般廃棄物って、こういう法律の縛りがあると思うんですけども、ぜひこの生ごみを堆肥センターに持ち込んで、そしてハカマと合わせて、それからこの生ごみも堆肥の原料にぜひできるように、いろんな事業を探していただきたいな

と思っております。

そしてもう一つは、広域連合議会で、徳之島町のごみが多いということで、負担金を増やすべきだという意見も出ているわけですが、これは特に亀津、やっぱり事業系が多いので、亀津で食べたり飲んだりしてる人は他町村が多いですよと、徳之島町の人たちだけじゃないですよとね、理論武装でいろいろやるわけですがけれども、やはりそれよりも、この今課長が言った燃やすように指導は、間違っていると私は思っています。

その方法もあるでしょうけども、もっと資源化する。都会から高い堆肥とか買う必要ないわけですよ。もう地元にあるものをリサイクルしていく、もうこれで十分です。全然そこにただ微生物資材とか、土着菌とか、そういうものをちゃんと入れて発酵、完全に完熟させながら、もう地元にあるものだけで十分ですよ。もう都会の産業廃棄物にちょっと手を加えたものを多額で買って袋詰めしてきれいに書いているから、いかにもいいように見えるけど、そんなことないですね。

もうだから、長寿の圏である徳之島の地元のものを、資源をリサイクルで使っていくということで、十分いけると思っていますので、意識をそのように変えていただければなと思っております。

今、4番目の生ごみのあれは課長の答弁で答えが出ましたので、この項目の目的であります、資源化ですよ、生ごみの資源化をぜひ御検討いただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

3番目、病虫害防除。今、話題になっておりますが、まず、ソテツシロカイガラムシ、前、取り上げたんですけれども、まだ徳之島に入っていないときに取り上げたんですが、もう今、徳之島も大分入って、大変な状況になっているわけですが、その被害状況と今後の対策について伺います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

町内において、令和7年10月10日の初めてのソテツシロカイガラムシの被害の発生以来、11月末時点で70本のソテツ被害が報告されているところです。発生後の対応としては、防災無線及び町ホームページで周知を行い、被害の連絡があった場合は、農林水産課で薬剤、マツグリーン散布を実施しているところです。

今後の対策としては、今回の補正にて、薬剤購入費を計上しております。被害の連絡が来た際には、引き続き、農林水産課で薬剤散布等の対応をしながら、農家への薬剤散布も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今、課長のお話しされたのを本当に真剣に考えておられるなと思いました。それはなぜかといえますと、職員が自分のトラックにその機械を積んで、農家に言ってもすぐできないから、もうとにかく自分たちでもするんだという、そういう強い意気込みを感じまして、実際それを見まして、本当に真剣にしておられるなと思いました。ぜひ、いろいろ新しいのが出てきますけれども、もう迅速に対応できるように、ひとつお願いしたいなと思っております。

さて、次です。最近はまだ新聞に出なくなりました。セグロウリミバエの状況について伺います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

セグロウリミバエの発見状況、対応状況を植物防疫所が、11月20日現在で奄美群島の資料を取りまとめております。その中で、本町における発見状況ですけれども、8月中旬から11月20日までに128匹、初動防除対応としては、奇主果実等の除去を8月14日から10月28日までに12回、簡易誘殺資材、薬剤を綿棒に浸したようなものなんですけれども、こちらを町内延べ1万4,230個設置しております。また、ベイト剤については、8月15日から10月17日にかけて16回、ベイトステーションの設置や薬剤補充などを行っております。これは11月20日現在なんですけれども、議員がおっしゃるように、12月に入ってから気温が低下したせいか、少しトラップに入るハエの状況は非常に少なくなっているところでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

セグロウリミバエですね、世界における発生状況ですが、中国、台湾、インド、東南アジアで、植物防疫法において、検疫有害動植物という指定されているというところでありますね。柑橘類への規制も報告されているわけですね。今、タンカンとか、柑橘類にも規制するんだよといわれているわけであります。

それから、ミカンコミバエには効果が大きいといわれているメチルオイルゲノール、非常に強力で効果が高いといわれておりますけれども、これはこのセグロウリミバエには登録をされているのかどうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

そこまでの資料を持っていないですので、後もって、また報告させていただきます。

○14番（福岡兵八郎君）

じゃあ、調べていただきたいと思います。

それから、テックス板、誘引殺虫ですよ、板。これは準備されているのか、そして、準備されておれば、その効果はどうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

ウリミバエの件でいいですか。ウリミバエの件で、テックス板についてなんですけども、ミカンコミバエのようなテックス板ではなくて、先ほど言った簡易誘殺資材ということで、そのセグロウリミバエが寄ってくるという薬剤を綿棒のようなものに浸したものを針金でくくって、それを吊り下げているということでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

そうですか。今、町内全域に大体それを準備しているということですかね。そうですか。一回も見たことないんですけども、見せていただきたいと思います。

それから、不妊虫のヘリによる放飼というのは考えておられるのかどうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

不妊虫につきましては、今国会で、農林水産業に県に対する補正予算で、ちょっと数字は忘れましたが、数億の予算を計上しているようでございまして、ただ、奄美大島にある、以前、アリモドキゾウムシ用の今そういった不妊虫を作っている施設があるんですけども、そちらも変更できないということで、新たにちょっと作るようなことを検討しているというふうに聞いております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

沖縄県では、病虫害防除技術センターで、不妊虫を週300万匹生産しており、将来的には、週に2,400万匹まで生産を目指す計画だそうです。改正奄振法では、沖縄県との連携促進がうたわれているわけですけども、奄美群島が沖縄の応援をもらう方法はないかどうか、これには打診されましたか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

正式には出していないというふうに聞いておりますが、今、問合せ等、県から行ったところ、なかなかやはり現在の今の不妊虫の飼育の頭数では、なかなか沖縄県が手いっぱい、鹿児島県のほうには、ちょっと今のところは回せないといった見解をいただいたということでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

そうでしょうね、沖縄も一生懸命ですから。抜本的対策では、奄美群島内に不妊虫を生産拠点施設整備、今、先ほど課長がお話しされました、必要だと思いますけれども、やはりそれなり

に私も聞いてみたんですけども、大体その施設を造ろうと思えば、30億から50億ぐらいかかりますよということであるんですが、どうしてもここに来たとき、いつも私は大島のトンネルのことがすごく頭にくるんですがね。

だから、奄振の使い道を根本的にやっぱり変える、東京で決められるんじゃないくて、やはり地元でしっかりと組み立てていく必要があると思います。

それから、県からも農水省に要望活動はされているということが確認はしておりますが、県が国に要望しているという情報は、課長、持っております。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

先週ほど、大島支所の担当課長、部長も来られた経緯もありますが、また、特殊病害虫担当も来られて、いろいろとヒアリングを受けてますが、そういった中で、しっかりとウリミバエ等のことに対しては、実情を国のほうにも、県から通して要望していくというふうに聞いております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

大体これからはこれからのことばかりでありますけれども、国の補正で奄美群島のこの特殊病害対策費が組まれるのかどうか、課長、よくよくアンテナを張り巡らしておいて、情報が得られたら、また我々議会にもひとつ教えていただきたいなと思っております。

最後に、このさつまいもの特殊病害の誘引殺虫、今、喜界でやっているのはもう絶対ままたらない、絶対できないわけです。これはもういつまでもこれはパフォーマンスだということ分かりましたから。さつまいも、このテックス板をとにかく張り巡らす、そうすれば立派なさつまいもができますので、このさつまいものそのテックス板は、今、どれぐらいの状態でつけられているのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

担当より、今の喜界のアリモドキゾウムシについての取組を確認したところ、現在、事業開始から20年以上経過しておりましたけれども、なかなか効果がないということで、テックス板ではなくて、令和4年度からは新たに加速化計画を策定して、奇主植物除去、不妊虫放飼で、誘殺剤、これがテックス板ではなくてアリモドキコール粒剤という粒剤を組み合わせ、そういった粒剤を使った防除戦略に変更しているということでございます。

根絶エリア拡大を目指してございまして喜界島におけるアリモドキゾウムシの早期根絶を図るために、ノアサガオ等の奇主植物の除去を中心に、そういった粒剤の散布などを行っているということでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今後、やはり一般的な作り方、普通は慣行栽培というんですけども、見る観光じゃなくてね。それでは、なかなか出口戦略は組めないと思うんですよね。有機JAS、自然栽培ね。ひいては、輸出しようと思えばグローバルギャップですけども、それでも対応できるような環境を持っていかないといけない。そのためには、畑に農薬、除草剤を入れちゃいかんわけですよね。

だから、環境保全型農業推進条例を本町はつくってますね。それと健康のまち宣言をしておりますね。だから、これからの時代に向けて、やはり徳之島町がその絶対モデルとならなきゃいけないと思ってるわけです。ですので、その辺も勘案しながら、ただ農薬出てきたから、どんどんまいて防除するんじゃないで、将来、持続可能な農業を確立するために、その防除はするんだけど、その環境保全をしていくんだという両面で持って行って、目の前だけ効果を出そうとするんじゃないで、その姿勢で、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

私たちが取り上げる問題がそうかもしれません。検討します。勉強します。これから協議会しますとか、そういう取り上げしてるから、なかなかこうやりました、こうやりますというその答えが引き出せないような気がして、もう反省もしておりますけれども、次のステップについて一步を踏み出すためには、どうしてもと思って、今、取り上げてるわけですので、どうか前向きに捉えていただいて、一生懸命頑張ってくださいますようお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

こんにちは。2025年以降、世界情勢と日本経済は多くの不確実性を抱えつつも、穏やかながらも成長する見通しです。西学的な緊張や各国の保護主義的な通商政策、そして主要国における金融政策の動向が、今後、経済動向を左右する主要な原因となると考えられます。

今、世界的に話題なのが、2025年7月当初に発見されたスリーアトラス、2017年に発見されたオウムアムア、2019年に発見されたポリソフに続き、恒星間天体、確認された3例目の天体として、町長が好みのスリーアトラスという恒星間天体があります。

福岡議員が教育の在り方にすばらしいと思いますが、教育の根源は命であります。生命は宇宙から来ております。スリーアトラスというのは、ハーバード大学教授が宇宙船ではないかという発表をしていますが、それを皆さんは興味がある方はネットで調べて、確認していただきたいと思います。

このことを踏まえて、令和7年第4回定例会におきまして、11番議員の是枝が、通告の3項

目について質問します。執行部並びに主管課長の的確で明快なる答弁を求めます。

安全管理について、地方公務員の業務中における交通安全講習会について伺います。

○総務課長（村上和代君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

地方公務員は、住民サービスの一環として公用車を使う機会が多く、業務中の交通事故は、職員本人の安全だけではなく、行政の信用や住民への影響も大きいため、自治体としては、講習は必要と考えております。

本町におきましては、これまでも安全運転遵守や事故発生時の対応、また、交通事故多発警報が出た場合などの注意喚起や文書による周知を行ってまいりましたが、今年度は徳之島警察署の交通課長に依頼し、職員が交通安全についての講習会を実施したところであります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

交通事故防止の取組について、今、伺いましたけど、徳之島町職員は公務員として位置づけられています。道路交通法では、交通事故の防止、安全運転を確保するために、自動車の使用者に対し、安全運転管理者等を選任する義務と安全運転の励行される義務を定めています。

徳之島町職員は公務員であり、事故の防止・削減に取り組む際、中心となるのが、安全運転管理者です。保有することの台数によって異なりますが、副安全管理者を設け、年1回の安全運転管理者等法定講習の事項が義務づけられています。要は、台数が多ければ多いほど、確実に義務づけられていると。今、国や県も外郭団体に徹底した交通安全対策を要望しております。

義務づけていますが、また道路交通法施行規則第9条の10により、安全管理者には、以下の安全運転管理業務が課せられます。初めて勉強させてもらいましたけど、なるほどなど。1、運転者の適正や処分等の把握。2、運行計画の作成。3、代行運転者の措置。4、異常気象の措置。5、点呼と日常点検。6、運転日誌の備付けと記録。7、安全運転指導。8、アルコールチェックの義務化。これは確実に公務員もやらなければいけないとなっております。

2022年4月より、安全運転管理者制度改正され、安全運転管理者の業務にアルコールチェックが加わりました。検知機器の導入と、その使用に際しては周知。周知といえば、事務屋としては事務連絡を確実にすることと検知記録の保存、公用車運行日誌の常時記録の確実な保持、花徳支所の検知機の数値の安全運転も管理者が確実に記録し、保管すると。

また、車両事故等の発生の的確な把握と確認、事故の増大の撲滅、事故発生時の迅速な確認と事故分析等の充実、ここが一番大事ですね、ドラレコやバックモニターなどの導入で、ほかに安全運転講習会等も定期的に、今、おっしゃいました、やっていると。対策が十分機能しているかを再度検証し、事故ゼロを目指して取り組んでいただきたいというのが、公の方々の在り方だと思います、全体の奉仕者の方々。

万が一、事故が起きた場合は、どういうふうな考え方で対処するのか、またはいろいろな処罰があるはずですけど、把握しているだけでいいですので、分かる範囲で教えていただけませんか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町におきましては、職員の道路交通法令の遵守を促し、職員に交通事故を未然に防止するとともに、全体の奉仕者として規律を正すことを目的とした、徳之島町職員の交通違反に対する行政処分に関する規定というものがございます。

この中では、職員につきまして、例えば事故があった場合には、主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。また、もし大きな事故等がございましたら、これにあった処分の基準表が設けてございますので、それぞれの処分について行っているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

一応、条例規程がなされているということでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

そうでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。

地方公務員は業務中の交通事故、違反に対して、二重の責任を負わなければいけません。法的処分と懲戒処分です。交通安全講習会は、教育的措置として位置づけられますが、重大違反では、講習だけではすみません。停職や免職に至るケースもありますので、その点、重々毎年の講習会の実施をしていただきたいと思います。そのように考えておられますでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

議員のおっしゃられたとおり、地方公務員の業務中における交通安全につきましても、本当に重要なことだと考えております。今後も、徳之島警察署、または交通安全協議会など、外部機関と連携しながら、会計年度任用職員を含め、全職員を対象とした交通安全講習会を実施し、職員全体の交通安全意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

会計年度任用職員も公務員に位置づけられているわけですので、徹底した講習会、そして、啓発活動をしていただきたいと思います。

次、行きます。2、経済政策について。

政府において重点地方交付金2兆円、初の経済対策決定について、我が徳之島町として、ど

のような地域活性化に結びつける政策を模索しているのか伺います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

令和7年11月21日閣議決定された、強い経済を実現する総合経済対策において、重点支援地方交付金が拡充されました。本町における交付金の配付額は、現在のところ示されておりませんが、国からの通知によりますと、令和6年度補正において本町に配分された5,463万6,000円に対して、330%以上の1億8,000万円前後と予想されます。

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、自治体が支援を行う推奨事業メニューの活用事例を参考に、事前に全課に周知を図り、関係機関等と連携を密にした経済対策の立案を依頼しているところでございます。交付金を活用して、物価高騰対策をはじめとした経済の好循環を創出できるよう、情報共有を図りながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

介護福祉課からは、物価高対応の子育て応援手当について御説明いたします。

新聞、ニュースなどで御承知ではあると思われませんが、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生までの子供たちに、1人当たり2万円の一時金を支給するものであります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

地方自治体のそういう工夫が生かされなければならないわけですけど、それぞれの地域にあった物価高対策を機動的に行う必要があると思います。

具体的な市町村でどのような用途想定されているか、今、介護福祉課長がおっしゃっていました、それが具体的。あとは、具体的なのは考えていないのか伺いたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、考えておりますことは、子育て世代につきましては、1人当たり2万円の物価高騰対策がございまして、全世帯を対象とした商品券配付事業等を検討しております。町内の全世帯を対象として、1世帯当たり1万円から3万円の商品券を配付し、地域経済の活性化と各家庭の経済負担軽減を図るという目的で、このようなことを行ってはどうかということも現在検討中でございます。

○11番（是枝孝太郎君）

食料品の物価高騰に対応した、お米はやる必要はないと思いますけれど、電子クーポンの配付とか、地域独自の食料品購入支援とか、例えば、低所得者は相当な優遇をされていますけど、年間250万から300未満の所得で、税として取られた場合は、ある程度120万から150万の実質手元に残る金額はありませんので、そういった人たちも中心に、きめ細かな支援をしていただきたいと思います。

低所得者特別加算とか、食料品支援とか、いろいろありますがそういった方々も少し考えていただきたいと思います。また、そういう人たちに、エネルギーはコストが高騰していますので、電気・ガス料金の補助とか、水道料のある程度の一定の免除をするとか、地域経済の活性化を兼ねた対策で、プレミアム商品券は商工会で質問がありますのでそこまではもう言いませんけど、地域独自の生活支援や事業者に対する支援も必要だと考えております。

一番は、もう生活者の家計への直接的な支援が必要だと思いますので、町長の考えを教えてくださいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長のほうからも話がありましたけれども、まずは、商品券等々で、地域の住民の方々に隅々まで渡り得る施策と、そしてまた、弱者に対して、特に年金生活等々をされている方は、物価高騰で非常に苦しい世帯が出てきているようにも聞きますので、しっかりと適時、的確な助成をしていきたいというふうに考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

医療・介護支援にも考える必要があると思います。赤字病院や介護施設に対しての報酬改定の時期を待たずに、地域の実情に応じた補助金の前倒しの措置を行うとか、1億8,000万でも相当なことはできませんけど、ある程度、そういったところもやっていただきたいと思います。

子育て、教育費の削減、学校給食費の無償化は、早期に実現する必要があると思いますけど、そういったのにも充てるとか、いろいろな考えがあるとは思いますが、町長、総務課長、介護福祉課長がおっしゃった、弱者に対するきめ細かな対応をこの予算で賄っていただきたいと思います。

もう一度、町長に具体的、町長の構想の中ではどういうふうに考えているのか伺います。

○町長（高岡秀規君）

まだ、国からはっきりとした予算が示されておりませんが、まず2万円の給付等は先ほど答弁ございました。それがいかほどになるのか、それで残りが幾らになるのか等々は、まだまだつかみきれておりません。

しかしながら、今ちょっと悩ましいのが、物価高騰対策で、去年との物価の差によってするのか、じゃあ、来年どうなるの、再来年どうなるのといったときに、一時的な救済で住民の生

活が安定するののかというのと、私は少し課題が残るのかなというふうに思いますので、これからしっかりとした予算の使い方というのが、非常に重要になってくるかなというふうに思っておりますので、今回、示された額が決まれば、様々な意見を聞きながら、しっかりと対策、住民のためになる施策をしていきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

着実に隔々に行き渡るような政策を立てていただきたいと思います。

次、行きます。地域医療福祉について。

国民健康保険の今後の方向性について伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

是枝議員の御質問についてお答えいたします。

まず、国民健康保険法施行令は、昭和33年に公布され、今日まで六十数年が経過しておりますので、まずは大きな転機となります平成29年度までを簡単に御説明いたします。

平成29年度までは、市町村が保険者となり、国民健康保険事業運営を行っておりましたが、この間、介護保険制度や後期高齢者医療保険制度が施行となり、従来の病院に係る医療分に、介護分、後期高齢者支援金分が加わり、国保税は課税されております。また、少子高齢化に伴う現役世代の減少や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大により、本町を含めまして、全国各地で保険税負担の急増や赤字補填目的の法定外繰入れ等、赤字の拡大、恒常化など、保険財政基盤は脆弱化しておりました。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。今まで、国民健康保険の税改定を行っていたのか、行っていないのか。また、行っていなければ、何年から行っていないのか、何年間行っていないのかを伺いたいと、ある程度でいいですので。

○健康増進課長（吉田 忍君）

本町におきましては、後期高齢者医療保険制度が施行されました平成20年度以降、17年間、見直しは行っておりません。

○11番（是枝孝太郎君）

平成20年というのと、町長がなってということで、17年間、高岡政策の一環として国民健康保険の税制改革をしていないと。どういう思いで17年間上げていなかったのか、高岡町長、答弁を求めます。

○町長（高岡秀規君）

いわゆる国保会計につきましては、国の補助率等も少なくなってきておまして、そしてまた、住民の負担が、社会保険と比べまして、非常に大きいと所得に比べて大きいのではないかと

ということから、極力保険税は上げずにやってまいりました。

そして一時期は、法定外繰入れを1億以内であれば、何とか町のほうで賄うように努力しようというふうに来ていました。しかしながら、いつの日か県の事業の主体となっており、保険税についても、全国一律になるような国の指導もごさいます。

よって、まず段階として、県の中で保険税をある程度一元化するという動きが、今、出てきておりますので、それに我々も準ざらずを得ないというふうを考えておりまして、今、国保の医療費が1人頭幾らなのか、そしてまた、今後の国民健康制度の維持には幾ら必要なのかという等々で、保険税の在り方を見直す時期に来ているかなというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

17年間、国保税の改定がなされていないと、一般繰入れで対応してきたということは把握できます。町民のために一生懸命努力されたなという感じが受けますけど、徳之島町国民健康保険被保険者等世帯数の、分かる範囲で、令和元年と令和6年を比べて、被保険者数の減少、約でいいです。それと、世帯がどれだけ減ったのか、元年と6年と比べて、大体でいいです。

○健康増進課長（吉田 忍君）

是枝議員、申し訳ございませんが、私の手元に平成28年度と令和5年度の状況で大丈夫でしょうか。

○11番（是枝孝太郎君）

それでいい。

○健康増進課長（吉田 忍君）

ありがとうございます。

まず、平成28年度の被保険者数平均人数は5,160人、世帯数は2,858世帯でございます。

比較対象とします令和5年度の被保険者数は3,116人、2,044人の減少となっております。次に世帯数、令和5年度は2,115世帯ですので、743世帯と激減しております。

○11番（是枝孝太郎君）

国保税を納入されている方々、今、分かりましたでしょう。2,044人の被保険者数が減ったと、743世帯の世帯も減ったと。そうだから、今、国保税の改革をしていかなければいけないと。一般繰入れでなかなか難しい、県とのやり取りもありますので、なかなか難しいということを考えてみると、保険財政基盤の赤字拡大の改善はどういうふうを考えているのか、次に、1人当たりの医療費も伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まず、保険財政基盤の強化、国保制度の仕組み強化、こちらのほうを図るために、まずは国のほうで、国民健康保険法の改正やロードマップのほうを策定しており、現在、平成30年度以

降は、先ほど町長が申し上げましたとおり、鹿児島県が事業の責任主体となって、現在に至っております。

県内の市町村は、現在は、国から示された資料を用いて、県が決定しました納付金を基盤安定負担金や納めていただいた国保税を財源として、何とか支出できるように努めているところでございます。

次に、1人当たりの医療費でございます。本町の1人当たり医療費の推移は、平成20年度が1人当たり23万7,600円、平成28年度が31万3,176円、令和5年度が1人当たり38万7,671円となっております。この令和5年度と平成20年度を比較しますと、1人当たり、医療費は約15万円の増額、自己負担を3割で計算しますと、約4万5,000円もの増額必要となっているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

1つだけ、被保険者数の今の人数は分かりますか。もう令和5年でいいです。

○健康増進課長（吉田 忍君）

令和6年度の町国保被保険者数は2,944人、3,000人を下回っております。

○11番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。2,944人で国保税を運営できるのか。これからの課題だと思いますけど、率直にどうやって改めていかなければいけないか。そしてもう一つ、今後の国保事業の方向性について、どういうふうな方向性を取っていくのか伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

まずは、現在の鹿児島県に納めております事業費納付金の在り方でございますが、まず、鹿児島県に納めております事業費納付金につきましては、令和3年度が3億443万円、令和4年度が3億2,252万円、令和5年度が3億3,760万円、そして、この令和5年度をもって、国が激変緩和措置を行ってございましたが、終了したことに伴い、昨年度、令和6年度は3億4,037万1,000円まで引き上げられました。

これが本来の必要額でございますが、これにより、本町の令和5年度の決算の実質単年度収支は、マイナス3,645万円の赤字となっております。令和6年度もこの納付金を納めるべく、財源がなかったため、その当時の議会の議決を得て、法定外繰入れを行っておりますが、これを行わなかった場合には、その時点で補正予算編成ができない上に、大幅な赤字となる状況でございました。

本町におきましても、今後もこの逼迫した状況が続くことが危惧されており、現在、税率の見直しについて検討を進めているところでございます。

次に、今後の方向性につきましては、鹿児島県が実施責任主体となっておりますが、現在、

厚生労働省から保険料水準の統一、同じ所得、同じ世帯構成の方が、全国どこに行っても大体同じ保険料になる、この水準の統一の現状と今後の予定が公表されております。

まず、各県が定めております運営方針の中で掲げている目標には、①として、県に収める納付金の考え方の統一を目指すというもの、そしてもう一つが、保険料水準の完全統一を目指す、この2つがありまして、本県は、まずは二次医療圏ごと、奄美大島は12市町村で1ブロックとなっておりますが、その二次医療圏ごと納付金の考え方を統一しましょうと。

次に、令和15年度までに、県内の全体の納付金の考え方の統一を目指しておりまして、保険料水準の完全統一についての協議は、現在のところ、全く進んでいない状況でございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

町長はどういうふうに考えておられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前からお話ししていますが、医療費をいかに抑えるかという努力が必要であると。そして、今、保険税の話がございましたが、今、国保で県の統一化に向けて、保険税を上げざるを得なくなっている状況にあるのではないかなというふうに思いまして、今、協議会でそれを審議しているところです。

そして、町がやるべきことは、予防についていかに予算をかけながら、病気にならない体をつくっていく、病気にならない環境をどうやってつくるかというのが、以前からお話ししているとおりであります。

そして、保険税が統一化するということは、医療サービスは統一したサービスでないといけないというふうに考えておりますので、受診料の在り方、そして受診の支払いの在り方等は、おそらく全国統一になってくる時代が来るだろうというふうに思います。

そして、自治体として今やらなければいけないのは、健康づくりに即した施策が必要であり、そういったところにもしっかりと予算を組んで、住民の方々の健康づくりに、健康のまち宣言でも見れるように、食から全てにおいて施策を打っていきたいというふうに考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

基本的に被保険者数と世帯が、少子高齢化で減っていくと。例えば、僕は、令和元年の被保険者が3,523人、令和6年被保険者数が2,944人、579人の被保険者数が減っているということは、それだけ、ある程度の単価を上げないと、この国保税はもっていけないと。

それと、令和元年の被保険世帯数が2,267世帯、令和6年が2,032世帯、235世帯が激減していると。人口が減れば減るほど、国保税に加入している方が減っていくと。そして、それには運営が、ネットで見ている方々は、簡単に言えば、運営ができない状態に、今、陥っていると、いろいろなことで。

課長にちょっともう一回伺います。7割減税、5割減税、2割減税というのは維持されるんですか、どうなんですか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

今回検討している見直しに当たっても、特に気をつけている点は、まずは、鹿児島県が示しております市町村標準保険税率を参考にしながらも、特に子育て中の低所得者の保険税等が、過度な増額になることがないように、1人当たりの保険税である均等割額、そして、1世帯当たりの保険税であります平等割額の調整を、細かに慎重に行うように努めております。

この均等割と平等割額については、先ほど是枝議員がおっしゃったように、7割軽減、5割軽減、2割軽減の適用となりますので、少し見直しによる増額があった場合についても、その分の軽減額について、国、県、町の財源が充当されます。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、今、我が町の国保税の基金はどのようなふうになっているか伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

基金につきましては、令和6年度に法定外繰入れにより積み立てた基金があり、その後、取崩しを行っておりまして、今回の12月補正後の残高は、4,959万8,000円の見込みとなっております。

○11番（是枝孝太郎君）

4,900万円を国保税で使った場合は、どのようなふうな状況になるのでしょうか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

昨年度ベースでいきますと、来年度の当初予算でほとんど繰り入れますので、来年の9月補正時点では、ゼロになる見込みでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、国保税に関して、町民への周知について伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

これまで国保税の見直しにつきましては、町長、そして総務課、税務課連携して、協議を図ってまいりました。そしてまた、幾つかの試算案を作成しまして、先日、国保運営協議会の臨時協議会を開催しており、その現状と必要性について、まずは委員に説明したところでございます。

そしてまた、現在の医療分、介護分、後期高齢者支援分に加え、来年度から新たに追加される子ども・子育て支援金分についても、この後の年内に2回目に開かれる臨時会におきまして説明した上で、委員からの協議内容等を聴取し、その内容を早ければ来年の1月から、もう随

時、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、他の市町村の動向について伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まずは、先ほど申し上げましたように、平成20年以降、17年間税率改定を行っていないのは、43市町村中、本町含めて2町でございます。その後、平成26年に1市町村、平成30年に1市町村、令和元年に1市町村、また、新型コロナの猛威が始まりました令和2年には3市町村が、令和3年に3市町村が改定、4年に4市町村、そして、物価高騰が始まりました令和5年には9市町村が、令和6年には3市町村が、そして、今年度は10市町村が改定を行っております。

なお、これまで毎年複数回改定している市町村もございますし、三島村や十島村などにつきましても、改定しているところがございます。

○11番（是枝孝太郎君）

改定していないのは我が町だけですか、今の現状は。大島郡内ではどういうふう。

○健康増進課長（吉田 忍君）

17年間改定を行っていないのが2町ございます。本町ともう一つは大島郡内の市町村でございます。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、今後、健康増進課や税務課は、どういうふうにして国保税について考えているのか伺います。

○税務課長（新田良二君）

税務課からお答えいたします。

国保税の収納率につきましては、令和3年度が97.12%、令和4年度が95.85%、令和5年度が94.40%、令和6年度が94.33%でございました。やはりこちらも、収納率の向上につきましては、県の国民健康保険運営方針に示されております、収納率目標値96.19%以上を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

健康増進課からは何かありませんでしょうか、今後の対応。

○健康増進課長（吉田 忍君）

健康増進課としましても、この見直されます税率改正等が行われた場合には、被保険者の皆様への周知徹底を図るとともに、窓口にいらっしゃる相談者につきましても、税務課と連携し

て、寄り添った対応に努めてまいります。

○11番（是枝孝太郎君）

地域福祉の発展と人の命を救っていただきまして、今期、乗り越えられる人たちが相当数人数がいます。町長、予算を頂いてありがとうございます。

11番議員の是枝が一般質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時15分より再開いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問に入る前に、福岡議員の病虫害防除対策の質問で、誘引剤の成分についての答弁があります。

○農林水産課長（廣 智和君）

先ほどの福岡議員の質問に対して、答えられなかったセグロウリミバエの誘引剤について、追加で答弁いたします。

質問のありましたメチルオイルゲノールにつきましては、ミカンコミバエなどを誘引する農薬の有効成分として利用されております。セグロウリミバエについては、キュウルアという誘引剤を使っております、雄の成虫を誘引するフェロモン系の誘引剤になっております。ただ、キュウルアについては、単独での防除効果が低いということがいわれております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。11月18日に発生しました大分市佐賀関の187棟消失した大規模火災、原因の一つには、空き家の多さもあったようであります。一瞬にして全てが灰になり、日常生活に戻るには時間がかかると思いますが、物心両面の早期復興を心より願っております。

1人の方が亡くなったものの、人的被害は最小限に抑えられた。その原因は、住民同士が協力して早期避難するなど、地域の絆や日頃からの声かけ、また、防災意識が高かったことなどが挙げられております。

昨夜は、青森県沖の震度6強の地震も発生いたしました。今後、様々な災害に対して、私達も教訓にしたい出来事だと思います。また、年末年始にかけて、火の元には十分気をつけて

いきたいものであります。

さて、国勢は、自公連立が解消され、公明党も野党になりましたが、先月の臨時国会において、斉藤代表は、協力するところは協力し、言うべきところは言うていくと述べました。

そして、11月13日の参議院予算委員会で、テレビ中継されておりましたが、その中で、公明党鹿児島県代表の窪田哲也参議院議員は、航空航路運賃、離島割引運賃の件で、奄美群島出身者が冠婚葬祭で島に帰るときも、割引対象の拡大はできないのかということで、高市首相の見解を求め、拡大できるか、実務上の課題を含めて、整理、検討させていただきたいとの前向きな答弁を引き出しています。

離島割の対象にならない島出身の方は、あまりに航空運賃が高く、親が危篤状態で待ったなしのときでさえ、親の死に目にも会えない状況であります。何とか対象の拡充ができるように、先日、群島市町村長会、また、議長会でも要望活動をしておりますので、早期実現に期待をしたいと思います。

それでは、令和7年12月第4回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が、町民の皆様の声を身近な問題から喫緊の課題まで、4項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いをいたします。

通告しました1項目めの安心安全な町づくりについて。

以前から、町民の方から声が聞かれます。旧県道徳之島高校からホームセンターモリ手前の案川までの下り町道は、子供たちの通学路にもなっていますが、道幅が狭く、また、通学時間帯は交通量も多く、危険であります。道路拡幅工事や歩道設置等、整備計画ができないか伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

徳之島高校からホームセンターモリまでを含めた亀津中央線につきましては、平成25年3月に策定の亀津市街地整備計画の中で位置づけております。しかし、御指摘の区間の拡幅や歩道設置につきましては、年間土木事業費約2億円の中で、亀津中央線ですと、ファミリーマート北店から亀徳大橋までの区間、大瀬川沿いの亀津19号線、オーシャンリゾートホテルから蔵越までの亀津新里横3号線、亀徳井之川線の整備を優先的に実施しているところでありまして、今後、老朽化の著しい大瀬橋の架け替え整備費約15億円も、近い将来に迫っている状況となっており、整備するには多大な年数を必要とする状況であります。

○3番（宮之原剛君）

写真をちょっと1枚目、出ますかね。これは、案川から徳高に向かって撮った写真であります。ちょうど通学時間帯ですね、撮っております。

それから2枚目、出していただけますか。ちょっと遠くでぼけておりますけども、拡大した

らですね、車がちょうど4台、こっちから2台、向こうから2台来て離合してるとこなんですけども、やはりちょっと狭いかなというのが、見て取れるのではないかと思います。

このように、高校生、中学生、小学生の通学路になっております。交通安全週間などで立哨しておられますも、通勤時間と重なって、車も結構スピードを出しております。両側が墓地でもありますし、課題も多く、計画推進も難しいかと思っております。

課長の今の答弁で、2025年3月の計画では位置づけてあるということではありますが、優先順位もあったり、また、橋の架け替え工事15億円ということもありますので、ちょっと先になるのかなと思いますが、では、非常にすぐはできないということで、難しいということではありますが、例えば、母間集落のように道路の歩道のカラー舗装、子供たちが歩くところのカラー舗装するとか、また、時間帯によって一方通行にするとか、一方通行は非常にいろいろ警察とまた近隣の方々との兼ね合いがあると思っておりますけども、そういう方法もどうかと思っております。

また、数か所ではありますが、側溝の蓋板の穴が大きくて、小さい子供たちの足がはまったりすることも過去にあったということでありましたが、先日、その穴は対応してくれたということで、私も見てきましたが、ちゃんと穴を対応して、塞いでおりました。ありがとうございました。

子供たちの安全確保のために何か対応はないのかと、課長のお考えをお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

危険性は十分認識しておりますので、埋立地で実施しているゾーン30整備区間のように、山側にグリーンカラー舗装の設置は早急に検討したいと思っております。

一方通行の検討につきましては、亀津19号線、亀津新里横3号線の縦線の整備が整う頃に、関係機関と協議したいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

カラー舗装は早急にできそうだとということで、本当によろしくお願いをいたします。事故がある前に、そういう対応していただければと思います。また、一方通行の件も、今後、検討するということがあります。

上がっていった高校近くのカーブ、特にカーブで海側の墓側から草木が生い茂ってくるんですね。その道路にかぶってくると、非常に見通しが悪く、また、カーブでありますので、今、写真の左側、そのこのほうの見通しが悪くて危険であります。以前、東区の役員でそこを伐採したりとか、また建設課のほうにお願いをして、伐採してもらったりもしました。

この区間に限らず、日頃から道路管理係は道路パトロールをしながら、危険箇所のチェック、また、対応をお願いをしたいと思いますが、課長、お願いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

見通しの悪い箇所は樹木伐採に対しては、早急に対応したいと思います。また、日頃のパトロールにつきましては、年2回、春・秋に全体巡視点検を実施し、また、現場対応の際には、常に町道には目配りしながら向かってチェックしておりますので、対応はお任せください。

○3番（宮之原剛君）

非常に頼もしい答弁で、ありがとうございます。

現段階では、すぐに拡張工事等はできないということでありましたので、カラー舗装、よろしくお願ひしたいと思いますが、私も建設課道路係に5年ほどおりました。それで、業務の半分くらいはほとんど道路パトロール、町内ずっと道路パトロールをしておりました。流れの悪い、詰まった側溝とか、特に台風後とか側溝の蓋板を外して、スコップで土砂を取り除いたりしておりました。また、生い茂った草木で見通しの悪い箇所は伐採しておりましたので、安全で交通事故のないように、道路管理、見回り、頑張ってくださいと思います。

それでは、2項目めに移ります。健康づくりについてということで、本町の特定健診の受診率の経緯、過去5年間ぐらゐを伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和2年から令和5年度につきましては、国報告への確定値、そして令和6年度につきましては、速報値になります。

まず、令和2年度が34%、令和3年度が38.2%、令和4年度が39.5%、令和5年度が38.1%、令和6年度は38.6%となっており、昨今40%を何とか超えたいという現状で、まだ超えられていない現状でございます。

○3番（宮之原剛君）

ここで資料を頂いておりますが、38.1%ということで、34%から38%の部分を行ったり来たりしているようであります。これは、県内でどのような位置にあるかということで、この表から見てみますと、県内43市町村のうち、下から4番目ということで、非常に受診率が低いということですが、（2）受診率が低い原因とか、また、これから受診率をアップさせるための具体的な対策を課長としてどうお考えでしょうか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

受診率につきましては、これまでも周知等々を努めております。また、特定健診につきましては、保健センターを中心としまして、毎年5月頃に花徳と亀津の体育センターで約10日間、そして、7月頃に保健センターで3日間実施しております。

やはりこの時期でございますので、台風や天候等々で受診率に影響が出る場合もございますし、また、周知していく中で、対象者の方の中で、自分は隔年でいいやとか、2年置きで大丈

夫とか、そういったお答えをする方々については、いや、大切なので毎年受診しましょうという形でお話をしているところでございます。

これまでの取組といたしましては、県の方針の中で3つ、取組強化としまして、1つ目が、受診率向上が図られるよう周知・広報や未受診者対策に対する受診勧奨を行うこと。そして2つ目が、医療機関からの情報提供や職場健診の結果取得、こちらのほうも特定健診のみなし受診とされますので、こういった取得に関する取組を強化すること。3つ目が、若い世代、特に40歳から50歳代における受診率が低いことから、働き盛り世代に着目した未受診者対策、こういった医療機関等々を受けていない方々の健康状態未把握者と申しますが、こういった方々を抽出しまして、受診勧奨を行うこととされております。

現在、保健センターでは、この3つの取組を重点的に行うとともに、今後、新たに新規国保加入者への受診勧奨を訪問で実施を行い、検診の必要性や受診までの流れについて、訪問して、実際に説明をしていく予定としているところです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

例えば以前、伊仙町は、大久保町長が医者でもあったということもありますけども、特定健診受診の推進員を各集落に配置をいたしまして、声かけをして回っていたということもあります。そのときにすごく受診率が上がったということもありますので、徳之島町としてもその受診率は、先ほど是枝議員の質問でもありましたけども、国保料関係もありますから、本当に受診をしっかりとしてもらって、早期発見・早期治療ということで、医療費が抑えられるようにしていただきたいと。

例えば、この間、献血をしたら、献血場所で終わった後にいろいろもらうんですね、レトルトカレーとか、それから飲み物とか、お菓子とか、いっぱいもらいまして、そういった検診をした方に対して、また、町の先ほどの予算も使って、国からの交付金のあれも使って、何かアイデアを凝らしてもいいのかなとも思いますけど、何かこうしたアイデアがあればなど、受診をアップさせる、また、特に若い世代が低いということで、課長、何か考えない、アイデアないですか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

受診を促すための事業といたしまして、現在は、特定健診受診者や結果報告会へ参加された65歳以上の方々へ、高齢者元気度アップ・ポイント事業で、ポイントを付与しているところでございます。

しかしながら、こちらのほうは65歳以上の方々が対象になりますので、現在、保健センターの検診担当が一生懸命、こういった促進事業として、例えば、特定健診や保健指導を受けた方、そしてまた、その他センターが実施します健康づくり活動等々の参加状況に応じたポイント付

与の事業ができないか、また、獲得ポイント数による、例えば、先ほど宮之原議員がおっしゃられたような褒賞等々は何がいいか、そしてまた、どういった形で具体的に計画をつくっていくのかという部分につきまして、試行錯誤している状況でございます。

○3番（宮之原剛君）

先ほどの是枝議員の質問の中でもありましたけども、重点支援地方交付金ですね、この予算を町としてどのように使っていくかということこれからまた詰めていくということもありましたけども、医療、または健康に関しても、これを予算を使っていただければと思いますので、知恵を出して、いろんな対策をしていただきたいと思います。

それでは、（3）の特定健診の検査項目に、個人負担のオプションでも子宮体がんの検査を入れられないのかと。これは、子宮体がんを体験して治療された方からの要望でもありました。まず、この特定健診でこういう検査項目が、オプションでも入れられないのかということでお伺いします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

現在、国が推奨する5つの対策型検診には、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、そして乳がん検診、こちらのほうは保健センターのほうで実施しており、国の推奨の部分には子宮体がん検診は含まれていないところでございます。

御質問の体がん検査につきましては、子宮体部を調べる検査となりまして、また、受診者の体への侵襲も大きいことから、医療機関での実施となることから、特定健診のオプション追加は難しいものと考えております。

○3番（宮之原剛君）

特定健診では、その検査の中身というか内容が、非常にこの特定健診では難しいと、また、施設、検査する環境もありますでしょうし、非常に難しいということでありました。

この間、先月、僕は鹿児島で人間ドック受けて、毎回、鹿児島で受けるんですけども、そのときの資料に、これは人間ドックですよ、人間ドックの資料に、オプションで5,500円で子宮体がん等の検査ができますよということがありますが、これは鹿児島へ行ってドックを受けた場合ということなんで、島内でそういうドックを島内の医療機関でドックを受けた場合にこういうことが、子宮体がんのオプションでも検査できないのかって、ちょっとお伺いします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

現在の状況についてお答えいたします。

現在、島内の医療機関で産婦人科を有する医療機関は、徳之島徳洲会病院だけでございます。現在、人間ドックのメニューとして、子宮頸がんの検査を実施しているところです。この子宮体がんのほうにつきましては、来院された患者さんに疑わしいところがあれば、保険診療によ

る検査のほうを実施しているようでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

やはり保険診療の部分では診るということではありますが、やはりこの病気は、自覚症状が出てからでは、ちょっと非常に進んでいるということもあるようでもあります。ですので、早期発見ができればいいのかなと思います。特定健診で本人希望のオプションで、子宮がん検査もできれば、そのように早期発見・早期治療で、大事に至らなくて済むと。

また、ステージが上がっても治療費も高額にならなくて、早期発見であれば済むと、ひいては保険料の抑制にもつながると思いますので、受診率アップと合わせて、子宮体がんに限らず検査項目のオプションも含めて、見直しをしていただければと思います。これは、医療機関とのみあれもあるでしょうから、今後、検討課題としてよろしくお願いをしたいと思います。

健康寿命を伸ばす、また、予防医療対策の充実が大事ということで、先ほど町長も話をされておりました。沖縄県の糸満市で、いきいき健康クラブ in 「いとま〜る教室」というのが、これはネットで検索したら出てきます。糸満市いきいき健康クラブ in 「いとま〜る教室」というのが、これは社会福祉協議会でされているようではありますが、毎週1回なんですけども、そこに参加費が100円で、参加したときに払えばいいということで、これは週1回されているようです。

内容は、体操とか、健康相談、それから手芸、踊り、料理教室とか、そして、そのような活動、ほかにもいろいろあるそうですけど、その教室以外にも、そのように力を入れている糸満市では、結果的に市の保険料が抑制されたということにつながっているということでありましたので、我が町でも、地域サロン等盛んにされておりますけども、範囲が各地区でされているということでもありますので、町内広く、どこからでも来ていただけるということで、1回100円ということで、参加費ももらって、100円は安いと思いますよ。100円で健康寿命を伸ばすような仕組みということでお願いを、そういう仕組みができればなというふうによろしくお願いをしたいと思います。中高年の男性も参加しているということでもあります、糸満市ですね。

それで、富田議員からよく話を聞くんですけども、朝、ラジオ体操ありますが、ラジオ体操終わった後に、その場でリズム体操をちゃんと指導者がおまして、指導者が、そして経験者も何人かいらして、そのラジオ体操のメンバーにリズム体操をしてもらっているということで、みんな楽しくそこで体操した後に、そこでまたリズム体操もされて、非常に増えていると、参加者も。

これ、またどこからでも来ていいということで、100円でありません、ただでやっておりますので、非常にこれはいいアイデアかなと思いますので、町としてもこういう介護予防、またフレイル対策ですが、大変重要でありますので、参考にしながら対策をしていただければと思

いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3項目めに移ります。3項目め、農作物被害について。

(1) 絶滅危惧種・特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギが増えております。農作物への被害もあるようですが、その被害の状況をお伺いいたします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

アマミノクロウサギによる農作物への被害状況については、主にさとうきび、たんかんなどの果樹で発生しております。令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害状況が、9月2日に鹿児島県より公表されております。その中で、本町でのアマミノクロウサギによる農作物への被害については、果樹被害面積10アール、被害量595キログラム、被害金額17万6,000円、さとうきび、被害面積18アール、被害量9,338キログラム、被害金額23万円となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

クロウサギが増えているということではありますが、現在、どれぐらいの生息数は。よろしくお願ひします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

環境省による令和3年度の推計値が出ております。数値幅が大きいですが、徳之島における推定個体数は、1,525から4,735頭と推定されております。中央値については、2,824頭かというふうに推計されているようです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

生息数、2003年は200という数字もネットで見たらありましたが、それからすると大分増えているということですね、これは令和7年度ですので、2025年、22年間ですごい数が増えているということは、見て取れると思います。

それで、クロウサギによる農作物被害防止対策、今、どのような防止対策を現在行われているのか、また、その効果はどうかということをお願いいたします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

農林水産課においては、園芸施設機械等補助事業、その中に鳥獣被害対策資材の導入があります。経営費の2分の1の助成、限度額10万円となっておりますが、クロウサギ対策としては、申請が少ないということがございます。

また、おもてなし観光課では、猫よけネットを希望するたんかん農家へ配付しております。

幼木の根元にまくようなことをしておりますが、令和6年度の実績としては、農家数約20戸、設置本数約1,000本ということであり、設置した全ての木で食害はなくなったと聞いております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

大和村で、2022年から鹿児島大学と連携をして、クロウサギ専用の柵の設置が試験的に行われているということを知っていますが、課長、情報は聞いていますか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

今年度は、2回ほどアマミノクロウサギ対策会議が開催される予定です。その中で、大和村の取組についても紹介され、取組の内容・課題等を群島内の市町村間で共有しております。

中身については、鳥獣被害対策、国の公金を利用しているようでございますが、再来週の12月15日にも第2回目が、奄美市において対策会議が開催されます。その中では、アマミノクロウサギ対策マニュアルの更新、また、各市町村の取組の内容が協議される予定ですので、その中でも大和村の取組の最新の内容を協議する、また報告があるかと思えます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

そのときにまたいろいろ聞かれて、その中身をまた、町でもどうなのかという検討をさせていただければと思いますが、写真、あと次の3枚目、4枚目の写真、これですね。3のやつなかったですか、これですね。

これは2か月前、10月に、公明党の県代表代行の松田県議が来られたときに、母間の現地を農林水産課の担当とたんかん農園を視察いたしました。その際、このたんかん畑見てる写真なんですけども、先ほど言いました、4番目の写真、ちょっとお願いします。

幼木の根元にまくというこの対策をされていて、非常に効果も出ているということでありましたが、その際に松田県議のほうから、国のほうの100%補助事業でクロウサギ専用の柵設置事業に関する通達が、11月に県から各市町村に通達が来るということで、それで事業申請してはどうかと。これ、100%事業であります。これは先ほどのこの大和村のあれとは別で、今回、新しく国が出している事業だということで、県からの通達も来ていると思いますが、その辺どうでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

10月の頭に、公明党の県の議員さんが来られた後に、10月16日付に、県農政部農村振興課より、鳥獣被害防止対策交付金に係るアマミノクロウサギ侵入防止柵整備の考え方についてが通

知されております。ただ、アマミノクロウサギにつきましては、捕獲したりはできませんので、交付金でも金網柵等の対象となっていないことなどから、国とのその都度協議が必要といったような、整備の考え方についての通知がされております。

また、この10月16日付の通知の考え方が少し改定されたものが、また、昨日ほど県よりメールが来ておりました。また内容については、先ほど言ったように公金申請に関わる国との協議に関するものになっていますので、その通知の内容については、イノシシ柵とアマミノクロウサギの柵の取扱いについて、国・県が示されているところがございます。先ほど言った12月15日の対策会議でも、また、こういった内容が話されるかと思っております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

そういう通達は来ているということではありますが、県のほうでも国とやり取りしながら、事業の制度設計に関しては、まだこれから詰める余地もあったようであります。

イノシシ柵が、今現在やっているところも二重にクロウサギの柵もできるということは、国の担当もオーケーを出しているということでもありますので、いろんな縛りはあるかも分かりませんが、知恵を出して、手を挙げて、試験的にでも導入をしていいのではと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

2021年7月に世界自然遺産登録されて、絶滅危惧種の動植物との共生をしながら、島民の生活も守っていかなければなりません。アマミノクロウサギ共生たんかんというのもありまして、付加価値をつけての通常の1.3倍の価格で販売したりとか、ふるさと納税の返礼品としても活用しているようであります。人と自然が程よい状態で共存していけるよう、頑張っていきたいと思います。

最後の質問に移ります。4項目め、交通弱者対策についてですが、（1）ライドシェア、交通空白地をカバーするための大臣認定を受けた一般ドライバーが、自家用車を使って提供する移動サービスのことでありますが、過去3回、令和4年12月議会で、交通弱者対策に関連して質問いたしました。それから令和6年3月、そして本年の3月議会で、ライドシェアについて一般質問しておりますが、実証運行などの動きが出てきているようであります。

現在の本町の取組状況、進捗状況をお伺いいたします。

○企画課長（中島友記君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

今回、徳之島町で実施しております事業につきましては、国の交通空白解消緊急対策事業を活用した、公共ライドシェアの実証事業を実施しております。実施期間といたしましては、11月17日から1月16日までの2か月間です。現在の運行状況につきましては、日中の予約件数5件、乗車人数が7名、夜間の予約件数が4件、乗車人数が14名の計21名の利用者が利用

されたという報告を受けております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

群島内でも、今年に入って、宇検村、奄美市、沖永良部の和泊・知名両町、徳之島の3町、瀬戸内町と地域公共交通活性化協議会を設立して、実証運行を実施しております。取組も加速しているように思います。

先ほどの試験運行、実証運行の今の状況であります。ややちょっと少ないのかなという感覚もなきにしもあらずですが、この中身、利用方法、料金、対象者、利用時間など、それぞれの市町村によって違うようではありますが、まだ試験運行の段階ですので、今後、課題を洗い出して進めていくと思いますが、現段階での概要をお願いいたします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

徳之島町で実施している公共ライドシェアの内容につきまして、運行日が期間中の平日としております。運行時間が10時から夜の22時まで。利用方法につきましては、利用の1時間前までに電話による予約を行うこととしております。予約受付時間につきましては9時から18時、夕方の6時までとなっております。夜間利用される方は、夕方の6時までに予約を入れておくということで、利用ができることとなっております。

日中、10時からの料金につきましては、高校生以上が500円、中学生以下、75歳以上、障害のある方が300円、17時以降、22時までの運行につきましては、高校生以上700円、中学生以下、75歳以上、障害のある方は300円となっております。

これが徳之島町で、現在、実証事業として実施している内容となります。

あと、天城町、伊仙町も同様に、公共ライドシェアの事業を実証をしておりますので、そちらを紹介したいと思います。

すみません。徳之島町でのまず運行区域が、交通空白地ということが対象となっておりますので、徳之島町の北部地域、母間の池間地区から手々の区間が、徳之島町での実証の区間となっております。

天城町では、町全域を運行区間としており、11月1日から11月27日が実証期間となっております。日中を総合陸運が実施、月曜日から金曜日の10時から5時までの運行となっております。夜間が、商工会が実施、木曜日、金曜日、土曜日の18時から23時、日中は1時間前までの予約、夜間は前日の17時までに予約が必要となっております。天城町での現在の利用者数ですが、日中が22名、夜間が39名の計61名となっております。

料金につきましては、天城町も、日中の料金は、中学生以上500円、小学生以下、75歳以上、障害のある方が300円、徳之島町と同額となっております。夜間の料金は、中学生以上が700円、

小学生以下、75歳以上の高齢者、身障者の方が500円という形になっております。

次に、伊仙町です。伊仙町も町全域を運行区域としておりまして、11月1日から12月5日を実証期間として実施しており、これは期間が終了しております。運行は長寿子宝社が実施。期間中の全日を対象としており、日中の8時半から5時半が運行となっております。夜間は実施しておりません。予約は2日前までにしてくださいということで、伊仙町については、本町、天城町と違って、停留所間の利用となっております。徳之島町、天城町は、まず家まで迎えに行くという形で、このライドシェアの実証を実施していますので、伊仙町と若干違う部分になります。

伊仙町についても、料金が一律300円、小学生、75歳以上、障害者の方が一律100円、未就学児については無料ということになっております。

今、宮之原議員がおっしゃったように、3町それぞれで実証を行っており、それぞれのまず取組に対しての実証について、また今後、検討していくということを考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

今、実証運行の段階でありますので、これからいろんな課題等が出てくるものと思います。徳之島町においては、料金も安くいいのかなと思います。区域が限られてくるということの課題もあると思いますが、道路交通網は3町つながっておるわけでありまして、これまで3町の協議会で話を進めてきていますので、後々は3町を統一したサービス内容にするとか、利用者が利用しやすいように体制を変えていくとか、サービス内容を変えていくとかしていただければと思います。

例えば、北部、金見、手々辺りから与名間のほうに行きたいとか、そこまで行きたいとかいう人はどうするのかということもありますので、その場合は加算をするとか、料金加算とかいう方法もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、その点、3町統一したサービスというのは、課長としてはどうですか。

○企画課長（中島友記君）

今、本町で実証しているこの間にでも、まだ数日しかたっておりませんが、やはり北部から亀津までの運行はできないのかとか、利用者からそういった意見もありますし、また、電話での問合せも、そういった問合せが多く寄せられているということを知っております。

また、議員の言われるように、町をまたいだ利用の在り方、これは特に実証事業をする前から、例えば、空港から道の駅までとか、空港から伊仙までとか、そういう活用とかということはどうなのかというような意見もありまして、この実証事業、徳之島町が1月16日までですので、この徳之島町が一番ちょっと最後になってしまったので、この終了後に3町の支部会で、まず今回の実証事業を検証して、今後の在り方ということを検討していくということで、3町

で協議しております。

これにつきましては、やはり路線バスを運行している交通事業者、そしてあと一般のタクシーの事業者等もごさいますので、今後のこのライドシェアの取組につきましては、また3町の交通協議会で慎重に図っていきたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

この町をまたいで利用できるようにというのは、以前、先輩議員から、広田議員だったと思いますが、一般質問もありました。定期船で入港する港が急に変わった場合、亀徳新港に入港するのが平土野に変わった場合、非常に下船する方は、亀徳新港から平土野へ変更になったらバスでも遠いと、平土野はですね。幾らタクシーでも料金が亀津まで高いと。そして、知り合いに連絡しても急には来れないといったことがありまして、町をまたいでこのライドシェアが可能であれば、何人かで乗り合わせをして利用できれば、大変ありがたいと思います。

このことは、島民の方からよく言われることでもあります。船の港が変更になった場合に大変だという話はよく聞きます。何か対策をとということよく聞きます。先日、新聞に、喜界町の喜界バス事業廃止の記事が載っておりました。運転手の確保、乗客の減少などが要因とのことでありました。急遽、喜界町はライドシェアで対応するということになったようであります。

全国の地方は、どこでもいずれはこのような状況になり得ると思います。先々を見据えて、交通弱者対策は早めに手を打っていかねばならないと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。16時25分から再開します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時25分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。本日最後の一般質問になります。しばらくお時間を頂きたいと思っております。令和7年第4回定例会、6番松田太志が、3項目について質問をいたします。

昭和でいえば昭和100年、戦後80年を本年としたとき、今年が残り22日となりました。今年皆様にとって、どのような年であったでしょうか。多くの町の行事等の際に、協力し合う役場職員の皆様や祭りを盛り上げた町民の皆様へ、感動した私は一人であります。

徳之島町の広報紙12月号によれば、令和7年11月1日現在で人口が9,205名、魅力ある徳之島町の中、人口減少の町にとって、保育や教育環境の充実は、離島で過ごしたい方々にとって選ばれる徳之島町になると思います。その点から、3項目の1項目めについて質問をいたします。

徳之島町の学校施設等長寿命化計画についてお伺いをします。令和3年3月の学校施設等長寿命化計画にあるが、本年、令和7年、来年度以降の建設、改修箇所のスケジュール等について、まずはお伺いをいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度の整備計画につきましては、東天城中学校の渡り廊下、プール周りの外構工事、附帯道路の整備、亀津小学校体育館の床改修工事を計画しております。

今後のスケジュールにつきましては、長寿命化計画に示されているとおり、亀津中学校・亀津小学校の教員住宅の外壁の改修、亀徳小学校体育館の大規模改修、神之嶺小学校・東天城中学校の教員住宅の建て替えを計画しております。

また、今年度を策定されます長寿命化計画に基づいて、優先順位を決定いたします。

以上です。

○6番（松田太志君）

ただいま太課長のほうから答弁がございましたが、亀津小学校の床というふうに、まず、ありましたが、校舎内の床というふうに受け止めたらよろしいでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

申し訳ございません。亀津小学校の体育館の床の改修工事でございます。失礼しました。

○6番（松田太志君）

亀津小学校は、体育館が相当古くなっている現状を私も理解をしております。床がシロアリが被害があるような現状で、なかなか端のほうにはなるんですが、長い目で見たときに、これは早めに改修する必要があるなというふうに理解はしているところであります。

亀津小学校の校舎内についてはどういった場所を、先日、少し改修箇所を学校教育課から見に来られるような感じの話を少し伺ったことがあったかと思うんですが、学校内の改修等々は必要な箇所はありますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

亀津小学校に関しましては、連絡があって、改修できるものはしておりますし、また少し時間がかかるもの、また金額的に大きいものに関しましては、予算を確保してからすることにな

っております。

一応、二、三日前に改修が終わったという報告を受けております。

以上です。

○6番（松田太志君）

徳之島町で大規模な学校の建屋は、非常に重要な役割を担っているというのは理解をしております。その中で、やはり子供たちが、本土と同じような教育を受けるような環境が大切になってくるというふうに認識をしております。

その中で、先ほど少し太学校教育課長のほうからもありましたが、亀徳小学校、大規模改修というようなことがございましたが、建物的に改修をして、今後、これが長くもてるのかというふうにちょっと不安なものを感じるんですが、その点は、学校教育課としてどのように捉えていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

亀徳小学校の体育館に関しましては、令和3年度に実施されました長寿命化計画のほうで改修というふうに提案がございました。また今年度、長寿命化計画も作成をしておりますし、その中でまた報告後、また業者と確認して検討したいと思っております。

以上です。

○6番（松田太志君）

体育館ですので、入学式だったり、卒業式だったり、子供たちの体育の室内のものであったり、重要な役割を担ってくるというふうには認識をしております。そして、建物のほうも非常に古くなっているような状況で、資材コストが2.5倍ですかね、大変高騰してますので、町としても、予算の確保というのは大変厳しい中というのは理解をしております。しっかりと建物が長くもっていくような環境をつくり出していきたいと思っております。

2項目めの質問に行きたいと思っております。

亀津小学校が、令和9年、再来年に創立150周年を迎えるというふうに伺っております。学校のほうにも、本年148年というふうなのを貼り出していて、少し保護者のほうとお話をしましたところ、150周年に向けて、協議会なりいろんな話合いをする中で、どういうふうにしていくのか、協議会長が誰なのかというふうなところを、まだこれから話合いをするというようなことですが、歴史の中で節目があると思っております。

100年、150周年、10年単位でやはりこの学校があったというふうなのは、子供たちのみならず、保護者や地域の方々が創立と一緒に祝えたというふうなことは、記憶に残ると思うんですが、先ほどもあった、校舎の内部や建物の改修等については伺いました。建物の建屋を見たときに、少しひびが入っているような現状であったり、建物自体が黒ずんでいるような環境が見

られるんですね。そこら辺については、学校教育課としてどのように考えていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

各小学校、中学校の外壁に関しましては、いろいろな要望ございます。亀津小学校以外にも、ほかの学校のほうから外壁の依頼がございますけども、それに関しましては、また優先順位をつけて、外壁に関して。ただ、これに関しましては、予算が莫大にかかると思います。設計を入れて、それから外壁となりますので、お時間を頂きたいと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

太課長のほうからもありました、やはり予算の面ですね。

高岡町長のほうにお伺いをしたいんですが、教育的な建物で、町立ではあるんですが、先ほど福岡議員のほうからもありました奄振、奄美のための振興のための使い道というような関係で、この建物の外壁であったりだとか、大規模な改修の際に、奄振事業というふうなものが活用できないのかというふうに考えるんですが、多くの市町村長と色々な意見を話されるかと思えます。高岡町長としては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

現在、文部科学省への要望としましては、文部科学省の事業にやはり補助率がなかなか厳しい状況にあるので、奄美の町村会、それと県の町村会には、奄振というよりは、町村での要望活動の中に、小学校ないし学校の施設についての補助率のかさ上げないし補助の対象となるものの拡充を、今、要望しているところであります。

おそらく奄振でのというのは、結果的に文部科学省での予算になりますので、今、重要なことは、補助率のかさ上げと、そして対象となる施設の拡充というものが、非常に重要な要望になろうかというふうに思いますが、非常に厳しい状況であるとは思いますが、粘り強く要望していくことによって、ある程度の補助率のかさ上げについてはものになるとは思っていますけども、ちょっと時間がかかるかなというふうに思います。

○6番（松田太志君）

町長のほうで様々な要望等をされているとは思いますが。やはり条件不利性というようなことを教育では感じさせないように、例えば、奄美群島内の教育的施設の充実であるとか、そういったものも、今後、継続して要望をお願いしたいと思えます。

先ほどありました亀津小学校、そして亀徳小学校ですね。令和9年には亀津小学校が創立150周年、令和10年には亀徳小学校が創立100周年を迎えるというふうなことがあるそうです。歴史のほうを私も本を見ますと、やはりPTAのほうで活動されたりだとか、そういった中で、この150年であったり、100周年というふうな歴史の節目が迫っている状況であります。

その中で、やはり太課長も先ほどありました予算の問題、そういったものを今後どのように優先順位をつけていくかというのは大変重要になってきますので、やはり町民の皆様にとっても、この節目を大切にしていきたいというようなことは皆さん感じていますので、そこら辺をまた行政のほうで対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2項目めの質問に行きたいと思います。二十歳の集いについて質問をしたいと思います。

過去5年間の二十歳の集いについての出席率について、まずはお伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

松田議員の御質問にお答えします。

令和2年度は、新型コロナ感染拡大のためオンラインでの開催となりましたので、令和3年度からの出席率についてお答えいたします。令和3年度は、対象者150名、出席者95名、出席率69.8%、令和4年度、対象者142名、出席者98名、出席率69%、令和5年度、対象者136名、出席者93名、出席率68.3%、令和6年度、対象者143名、出席者105名、出席率は73.4%となっております。

○6番（松田太志君）

令和2年はコロナだったので、令和3年以降の4年間、7割の二十歳の方が参加していただいていると。その中で、二十歳の方々にアンケートを実施しているというふうに伺ったんですが、やはりまた島に戻っていききたいかというふうなことをお伺いしておりますが、参加ができなかった方たちへのなぜ参加ができなかったかというふうなのアンケート実施とかというのはされたことがありますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

いろいろアンケートを取っていますが、参加されなかった方についてはアンケートを実施したことはありません。

○6番（松田太志君）

これは2項目めの質問になるんですが、小・中・高と共に過ごして、一生に一度の晴れの姿を懐かしの友と過ごしたいが、進学や経済的困難な理由で、島で二十歳の集いに参加できない若者もいるというふうに伺ったことがございます。この点から、例えば、ふるさと納税の予算等で基金を創立して、鹿児島から徳之島、または沖縄から徳之島間の旅費助成をすることができないかというふうなことをお伺いをしたいと思います。

先ほど宮之原議員の一般質問でもありました、やはり条件不利性の逆ですね、やはり進学等をしていきますと、なかなかアルバイトができなかったり、金銭的な面があります。そして、準住民であると、離島割が使えるかとは思いますが、もう本土に全て引き上げてしまった、例えば、転勤で徳之島にいらした方が、懐かしい、この一生に一度の晴れの舞台を島で一緒に過

ごした方たちと迎えたいというふうになったときに、やはり一番ネックになってくるのが、金銭的な問題だと思うんです。

そこら辺で、例えば、こういったふるさと納税を活用して、少し趣旨が変わってくるかと思うんですが、こういった面を考えることはできないでしょうか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

二十歳の集いは、節目を迎えられた本町出身の方が、一堂に会して思い出話に花を咲かせたり、議員がおっしゃるように、御家族や地域の方からいろいろ激励の言葉を頂くなどの機会、できるだけ多くの方に参加していただきたいとは思っておりますが、先ほども申し上げましたように、年間100名近くの方の参加があります。

その中で旅費助成をするというようになった場合、また多額の財政負担が見込まれるので、また財政部局との協議をし、検討したいと考えております。また、ふるさと納税の活用についても、その活用が可能かどうか、いろいろ検討していきたいと思えます。

今、先ほど申し上げませんでした、帰省が難しい方については、式典の様子をユーチューブ等で行っているという状況であります。

以上です。

○6番（松田太志君）

高岡町長のほうにもお伺いしたいと思うんですが、やはり助成をもし仮に受けられたとなったときに、この方たちが、体は島から離れていても、心は徳之島町にあるというふうに私は感じるんですね。

いつかはこの子たちが、例えば、ふるさと納税をできるような流れが、島に心があって島を応援したいというふうなことで、一生に一度の二十歳の集いにこういった助成があって参加できて、島で思いができたというふうになったときに、こういった方たちがふるさと納税をまた応援してくれるような、可能性の一つとしてあり得るのではないかというふうに感じるんですが、高岡町長のお考えをお願いできますか。

○町長（高岡秀規君）

まず、二十歳の集いについての準住民は、学生のほうは準住民として扱われます。

しかしながら、今、宮之原議員のほうから、窪田代議士のほうから、冠婚葬祭についての旅費助成について話がございましたが、国交省等々に問い合わせますと、冠婚葬祭の祭の部分で、二十歳以下の皆さんに準住民としての扱いできないかということ問い合わせたところ、なかなかやっぱり厳しいということでした。そうすると単独でしかできないというふうになります。

そしてまた、なぜ来なかったことについてのしっかりと理由づけ、なぜということが、しっかりと情報を調べながら、どういう手だてがあるのか等々を検討するということも大事だ

ろうというふうに思いますので、今後、旅費助成については、ある程度慎重に、不利益、不平等がないような施策にはしていきたいというふうに思います。

○6番（松田太志君）

先ほど我々議員のほうにも、二十歳の集いの案内のほうがありまして、年が明けてすぐに二十歳の集いに参加される方たちが参加される状況を、また私たちも楽しみにしております。

その中で、町長のほうもありました、慎重になりながら、今後のこの旅費助成等についても、町のほうでしっかりと検討していただいて、前向きな方向性を頂けるように、今後ともお願いしたいと思います。

最後の項目の質問に入りたいと思います。われんきゃポイントの質問になります。

先日、保護者の方から少しあって、若干私のほうも勘違いをしている面があるんですが、一般質問として取り上げていますので、まずはお伺いをしたいと思います。

多くの子育てをされている町民の方々から、よい事業との言葉が頂いております。児童がポイント上限に達した際に、ポイント超過した分を来年度にポイントのみ繰り越せないかというふうな質問をしました。お願いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の質問にお答えいたします。

まず、われんきゃポイントの現状ですけども、加入率ですけど、対象者が981名、登録者数が728名で、74.2%の加入率となっております。

議員の御質問にありました、われんきゃポイントの繰越し分に関しては、われんきゃポイントは4月から12月までの活動実績に対して付与しております。1月から2月を使用期間、3月に精算事務を行い、年度内での精算を行っております。ふるさと納税を活用した事業ですので、予算の繰越しは実施しておりません。

また、1月から3月の活動に関しては、次年度の対象としております。超過した分を次年度にポイントのみ繰り越すということに関しましては、現在のポイントの付与対象としている教育活動や地域活動の見直しやポイントの達成状況を見ながら、検討させていただきたいと思っております。言いましたように、今あるポイントは、12月までのを繰り越さずに失効するというところでございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

このわれんきゃポイントは非常に高い加入率で、74.2%、大変多くの保護者や子供さんが、地域の行事に参加しながらポイントを付与されているのを見ております。

高岡町長も何かの会議の際に、われんきゃポイントの事業のほうを説明していたことをお見かけしたんですが、その際のどういった話であったかというふうなことを少しお伺いできます

でしょうか。

○町長（高岡秀規君）

まず、合計特殊出生率というものが国の施策としてあるわけですね。それと、あと人口減少の対策というものは、同じ施策でいいのかということなんですが、私は同じ施策ではなかなか効果が出ないだろうというふうに思います。

私が就任してすぐに、合計特殊出生率は伊仙町がたしか1位になったと思うんですよ。そこで、我々が7位とか8位、そして、1、2、3が徳之島3町になったこともあります。そこで、出生率を高くするということは非常に重要な施策になるだろうということから、ある程度のなぜ出生率が高いのかという研究もございました。

そこで、やはり私が気づいたことは、お金ではないということですね。じゃあ、何なのかって自分なりに分析した結果といいますか、考えは、時間の余裕。だから、家族でいる時間であるとか、親子でいる時間があることによって、家族愛であるとか、子供への愛着、子供が好きだとか、そういった理念というものが重要じゃないかなということから、われんきゃポイントを付与することによって、親子の時間、そして地域に貢献するという時間をポイント制にしたらどうかと。

なぜならば、大分前に若い人たちと東京のある大手の会社の方が飲んだときに、僕に話をしました。島の若い人たちって、びっくりしましたと。いつも飲みながら、島はね、徳之島町はね、島はこうあるべきだ、地域がこうあるべきだとか、そういった飲み会での話がほとんどだった。東京で若者と飲んでも、東京がねとか、そういった話をする若者いませんと。いかに若い人たちが地域のことを思っているかに、びっくりしたということです。

それで、やはり若い人たちが地域に貢献するということがどういったことなのかということで、お子さんが1人よりも2人、2人よりも3人ということも、子供が好きで、なおかつ地域にも貢献できるというものの考え方が、価値観が、私は重要だろうということから、われんきゃポイントを付与することにいたしました。

そして、人口減少にどうやって対策を打つかというと、やはり魅力ある雇用であるとか、そして今、保育園の公定価格の見直しをずっと要望していますが、東京と田舎の給与は同じであるべきだと。そして、東京はいろんな楽しみ、もしかしたらあるかもしれません。ディズニーランド、いろんな遊びがあるかもしれない。田舎にはそれはありませんが、同じ給与であれば、その余裕を持った生活というものの価値観を持つ若者は必ずいるだろうと。

そして、週に1回、月に1回、年に1回、2回、都会で過ごすということで、満足をする世帯もいるのではないかとということから、公定価格の見直しを要望していて、徳之島でも同じ都会と給与をもらって、農家でも同じ所得で余裕のある生活こそが、私は人口減少に歯止めがかかるのではないかなということから、農業の所得の向上に力を入れるべき、そして、コストを

下げるべきということから、町民一人一人の所得をいかに上げるかということが、我々の大きな課題になろうかというふうに思います。

○6番（松田太志君）

高岡町長のほうから熱い思いをお伺いしました。

われんきゃポイントを通して、地域との関わりであったり、本土との温度差というのをなくしながら、コロナ禍からの復帰を徳之島町のほうで押し上げている、それがふるさと納税の予算を活用しているというような方向性であったかというふうに捉えました。

昨年度ですかね、（２）のほうに行くんですが、ポイント交換は、加盟店でそのままポイントと品物を交換できるような仕組みができないかというふうに少し感じているんですが、子供たち一人一人にQRコードを渡されますよね。そのQRコードを加盟店なりで決済をして、ポイントなりが何ポイントあります、掛ける200円、1ポイント200円としたときに、そのポイントは消化できるような仕組みがあれば、町のほうで業務の効率化が図れるんじゃないかというふうに感じたのですが、そこら辺、太課長のほう、どのように捉えますか。

○学校教育課長（太 稔君）

御質問にお答えいたします。

ただいま松田議員がお話しされたQRコードですけども、あれは参加したときの読み取りはできるんですけども、それにポイントとかを付与することは、現段階では難しいです。

また、松田議員が事務の効率化ということで、ありがとうございます。自分のポイントを直接交換できる仕組みとなりますと新たなシステムの導入が必要となります。今、加盟店が31店舗協力いただいているんですけども、それぞれの営業形態、営業規模、そういったものがございます。また、われんきゃポイント専用のシステムを導入するとすると、対応できる店舗とそれに対応できない店舗も予想されます。ですので、今、私たちのほうでは、専任の会計任用職員も在籍しておりますので、現状のように一つ一つ丁寧に、手作業で処理をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（松田太志君）

システムの状況と店舗の状況等から、現段階では難しいというようなことをお伺いをしました。やはり職員の皆様の業務の効率化というふうな面もすばらしい事業ですから、今後、考えていただきたいと思いますが、最後1点だけ、ちょっと事前通告をしていないんですが、前回からちょっと取り上げています青少年町民会議のほうで、高校生のほうから、来年度のわれんきゃポイントを使わせるような流れができないかという話が上がっております。その点について、町長は何ったことがありますか。町民会議のほうで、高校生がこういった意見があったというのは。

○町長（高岡秀規君）

町民会議のほうでは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、松田議員のほうから、そういった質問ないしお話があったということで理解しています。

○6番（松田太志君）

来年度以降、予算の関係もありますので、そして、もしかすると議場の中継を見た高校生もいるかと思えますので、来年度に向けて、高校生のわれんきゃポイント事業をぜひやってほしいというふうな思いがありますが。

○町長（高岡秀規君）

高校生となりますと、県立になるんですけども、では、県立高校ないし高校の無償化になったときに、公立高校に生徒が来なくなるのではないかなということで心配しているところです。

そこで、ある程度、魅力ある高校づくりとなると、もしかしたら、高校生にもわれんきゃポイントがつくことによって、徳之島高校に入りたいとか、地元で残りたいという意識が生まれる可能性もあろうかというふうに思えますので、今後、じっくりと教育委員会としっかりと財務とも話をしながら、どういった方向がいいのか検討していきたいというふうに思います。

○6番（松田太志君）

町長、すみません。県立高校に通っている生徒さんと私立の高校にも通っている生徒さんといまして、やはり地域の行事に参加をしていただきたいというような思いがあるんですね。

実は、少し話がそれるんですが、先日、町民体育祭の際に、町民体育祭が終わった後にごみを拾っている高校生がいたと、女の子の2人組だったというふうなことを伺っております。そういった高校生が、どこどこの誰々さんということで、役場の方が話を伺いまして、保護者の方にお礼を伝えていたというふうなことがありました。

そういうふうに、地域の行事に参加されている高校生というのは、やはり行政の課長や町長や総務課長のほうもよく理解していると思いますが、地域で活動している高校生は多くいるんですね。そういった方たちが、もっと地域に根づいていくような仕組み、これがわれんきゃポイントだというふうに私は感じているんです。

そのための町民会議での高校生の発言だったと思いますので、ぜひ、そこら辺は財務のほうであったり、教育長、町長のほうでしっかりと検討して、来年度に向けての予算づくりをしていただきたいと思えますので、お願いいたします。最後。

○町長（高岡秀規君）

松田議員のほうからも、今、お話がありました。高校までを徳之島で出ることによって、おっしゃるように、私立、公立がありますので、高校生までを島で過ごすことによって、Uターン・Iターンの確立というものが増えてくる可能性も出てくるだろうというふうに思いますので、おっしゃるように、地域に貢献することのポイントということで、地域への愛情、愛

着というものは生まれるだろうというふうに思いますので、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

○6番（松田太志君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 4時57分

令和7年第4回徳之島町議会定例会

第2日

令和7年12月10日

令和7年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和7年12月10日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

木原 良治 議員

政田 正武 議員

勇元 勝雄 議員

内 博行 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問に入る前に、昨日の是枝議員の一般質問で、3項目め、地域医療福祉について、答弁の訂正があります。

○健康増進課長（吉田 忍君）

おはようございます。昨日の是枝議員の一般質問への健康増進課の答弁の中で誤りがございましたので、訂正とおわびを申し上げます。

一般質問への答弁の中で、令和5年度と平成28年度の比較として平均被保険者数が2,044人の減、世帯数は743世帯と激減していると答弁いたしましたが、これは平成20年度との比較でございました。正確には、平成28年度の平均被保険者数は4,028人で912人の減、世帯数は2,440世帯で325世帯の減少でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（行沢弘栄君）

一般質問を行います。

木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

おはようございます。昨日からの一般質問、今日は2日目、今日は1日亀徳在住の議員が控えていますのでよろしくお願いします。

事前に3項目提出しております、食品加工センター美農里館から、早速一般質問に入ります。徳之島町総合食品加工センター美農里館の現状、平成26年のスタートから12年目に入っております。この現状、業務内容から伺って、この後は詳細については質問席から行います。お願いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

おはようございます。木原議員の質問にお答えします。

美農里館の現状や業務内容についてお尋ねでした。

美農里館の現状につきましては、現在職員5名、会計年度任用職員が12名、うち育児休業中が1名、事務員1名、あと再任用職員が1名の18名で現在、豚の角煮カレー、島みかンドリンク、ジャム3種類、ジェラート8種類の製造及び卸販売等を行っております。

また、現在美農里館の店舗は去年の10月に閉店をし、道の駅とくのしまへ移転というか移っているところでございますので、商品は道の駅とくのしまで販売を行っております。

業務内容につきましては、徳之島の特産品を使用した製品の加工、販売及び徳之島町のPRや販路拡大に努めているところでございます。

以上です。

○13番（木原良治君）

この一般質問を取り上げたのは、昨年度道の駅とくのしまがオープンして、1周年を迎え、そして美農里館店舗がその間閉店になった現状に対して、美農里館全体の将来の展望を考えて、この質問を取り上げております。

美農里館のほうで、6次産業化を目指して、奄美で唯一の加工センター、町が投資して稼働しているこの商品の令和6年度の売上品目、全体でトータルでいいんですけど、幾らの売上げがありますか、令和6年。

そして、スタートのときの平成26年度の売上げと比較してください。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

実績につきましては、令和6年度の売上げが4,651万2,066円となっております。そのうち、美農里館の商品の売上げが1,535万3,101円。この売上げに含まれるふるさと納税返礼品の額は2,397万5,950円で、そのふるさと納税の中に含まれる美農里館の商品は701万3,980円となっております。

また、平成26年度につきましては、売上げが1,316万7,756円で、そのときの経費が4,686万7,191円となっております。

また、この実績につきましては、今年度衛生面では県の保健所より、美農里館の施設及び商品は衛生的で、ほかの模範とするに足りることで表彰を受けているところであります。

この表彰につきましては、以前からお付き合いのあった日本食研様がいろいろと指導していただいたおかげで、県からこういった表彰も受けられたことが実績につながったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

数字的なものを伺ってまいりますので、多岐に答弁なさらずに数字的なものを丁寧に示してください。

令和6年度の売上げ、全体の売上げが出ましたね。4,650万円ですか。これは平成26年当初の売上げは幾らでしたか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

平成26年度の総売上げは、1,316万7,756円となっております。

○13番（木原良治君）

売上げのほうで3,300万ほどアップしてますね。確認しますけど。そしたら、売上げから総経費が令和6年度は9,700万上がってますね。令和6年度にいけますけど、売上げが4,650万。諸経費込みで、人件費込みで9,740万。赤字の数字出してください。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

総売上げから諸経費、人件費を含んだ経費を引きますと、マイナス5,093万1,022円となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

ちょっと見方変えるんですけど、平成26年度のほうでは売上げが1,300万余り、諸経費が4,600万でしたね。その当時の売上げの損益は幾らでしたか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

売上げが1,316万7,756円で、人件費を含む経費が4,686万7,191円。差額でマイナス3,369万9,435円となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

平成26年から令和6年まで12年間ずっと運営してまいっております。これは6次産業化の目的で奄美で唯一の、民間が手が出せない加工商品を町で作ろうと一歩踏み出したと思います。

この町が運営したときにこの人件費が、平成26年と比べていろんな人事院勧告があって、その原因、相当上がっていますが、その要因を示してください。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

平成26年度の人件費につきましては、そのときは臨時的雇用で、町で臨時の雇用形態を決めて、賃金まで決めていたんですが、令和に入ってからですが、会計年度任用職員というふうに国のほうで制度が変わりました。その変わったことにより、同一労働、同一賃金という形になり、給料も毎年上がるようになり、またそれに伴って交通費、期末手当等も支払うようになり、結構な上昇額で人件費が上がってきたというのが現状であります。

以上です。

○13番（木原良治君）

この人件費は、会計年度の賃金アップは何も美農里館だけの問題ではないんですけど、全庁的に相当人件費、会計年度上がっていますけど、これは財務のほうに行きますけど、どれぐらい上がっているんですか。要因を。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

美農里館の職員は、ほとんどが会計年度職員であります。会計年度職員の12名ですが、今年度が500円アップ、令和6年度が1日1,000円アップとなっております。今年度で言いますと、美農里館の会計年度、12名の会計年度職員で288万8,000円の改定の額となっております。

今回の補正予算におきまして、国の補正予算の成立を前提としつつ、その動向を踏まえて必要な予算措置を講じるために、現時点で見込みに基づき、この改定分も計上させていただいております。

以上です。

○13番（木原良治君）

売上げのほうは、当初からして3,300万、3.5倍ぐらいの売上げが上昇している中で、やはり人件費の高騰が、急激な右肩上がりになって、経営を圧迫しているという。これは国の人勧の勧告にも基づく適正な処置のもとで上がっていると思います。

先ほど答弁の中で、6次産業化に向けて日本食研というのは出てきましたね。これは我々議員も3回生以上の議員は日本食研、食品総合会社なんですけど、四国の日本食研のほうにこの事業を推進し、ノウハウをいただくために研修に行きました。

そして、社長のほうから経営に対する厳しい指摘も受けております。

このハードル、相当ハードルが高い日本食研の食品加工に対して、先ほど課長が衛生面で相当アップした功績があったということでしたけど、もう少し詳しく丁寧に説明願えますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

日本食研のほうでいろいろ商品加工について衛生的なことで指導を受けたということですが、それに伴って国が基準としている、HACCPという国の基準を基にした衛生の基準表があるんですが、その基準表をしっかりとその場面場面で遵守していくという。加工する段階で、商品を仕入れた段階、洗浄した段階、皮をむいた段階とか、その流れの中で全てにおいて衛生を、温度だったり、その品物の状態であったりとか、数量であったり全てを検出して測っていくという、そのHACCPという衛生法を取り入れたことによって、県のほうから表彰を受けているものだと思っております。

それは、日本食研がそういったことに対して随時指導していただいたおかげで、今この美農里館で皆さんのほうから信頼ができる衛生が保たれているのであるというふうに認識はしてお

るところであります。

以上です。

○13番（木原良治君）

先ほど課長の答弁の中で、ふるさと納税の返礼品に活用していると。ふるさと納税が年間5億ありますよね。全国の温かい納税を頂いています。それに対する返礼品が50%ルールのもとでしっかりとのっとして商品を提供している。

この商品に対して、やはり徳之島町のネームバリューというのはすごく大きいと思いますよね。やはり町がバックアップ、町の保障のもとで商品を受け取るというのは、それがふるさと納税の拡大にもつながっていると思います。

これは、美農里館と企画のふるさと納税、あなたの担当としては、美農里館の存在に対する存在感というのは、どのように評価していますか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

昨年12月に道の駅とくのしまをオープンする際に、実際に美農里館という営業の拠点であったものを道の駅に移行するという形でスタートがスムーズに切れたということが一番まず評価でありまして、そしてふるさと納税におきましても、やはり美農里館の商品というのが売れ筋としても実績を上げておりますので、今後も美農里館と連携した道の駅、そしてふるさと納税のこれからも伸ばしていくように努力をしていきたいと考えているところです。

○13番（木原良治君）

やはり6次産業化を図っていく中で、やはりこの美農里館、数字的には令和6年度は5,000万の赤字が出ていると。当初は3,000万ぐらいでした。この赤字の数字に例えば美農里館、それから道の駅、ふるさと納税、そして地域営業課、それぞれの関連する課長のほうで、この美農里館の赤字に対する、現状に対する数字の共有というのはやったことはあるんですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

申し訳ありません。うちのマイナスについての数字の共有であったり、それに対する協議会、検討委員会というのは、今現在したことはございません。

以上です。

○13番（木原良治君）

やはり全庁的に考えたときに、我々民間は一つの企業として見るんですけど、企業が決算をしたときに、どの部門が赤字であろうと総合的に決算のときにはトータルでクリアできればという視点を持つんですよ。

そうしたときに、一つの部門で赤字が出ていることに対して、あなた方が共有もしないで、

行政は縦割り行政だとは理解していますが、これに対して、この数字に対してシビアに受け取って、どのように改善していこうかという話は、これは財務を含めて総務が扇の要ですから、総務課長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

地域営業課と企画課のふるさと納税のほうでは、商品とかにつきましても、課の中で常にいろいろとお話をしている場面は私も見ております。

ですが、先ほど清瀬課長が申したように、全課がそろって、関係課がそろって協議をするということは、これまではなかったかと思います。

今、議員がおっしゃったように、確かに一つの企業として、町の営業力であったりとか、マイナス面を見ていくのは当然だと思います。ですので、今後、財務といたしましても美農里館の赤字については、もちろん決算であったり査定の中で見ておりますので、その辺をほかの課にしっかりと共有できるように、今後はやっていきたいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

やはり売上げを伸ばそうとしたときに、現在の美農里館ですね、何か足りないじゃないですか。美農里館店舗も道の駅のほうに移転している。そういう現状をこの前見させていただいたんですけど、ちょっと寂しい限りでしたけど。この生産性を上げる、売上げを上げる、これには何が必要ですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

生産性、売上げを上げるには、やはり生産性を上げるには工場の更新が必要だと感じております。

また売上げを上げていくには、町長とも話していますが、1次加工品であったり農林水産課との協議のもと、青果物の販売販路の拡大、そういったのにも美農里館のほうで営業をかける、そういったことで農家さんの所得を上げていく。

それで、美農里館の収入にもつながるという方法で今後やっていけたらなというふうに今町長のほうから指摘を受けているところで、今後は農林水産課、おもてなし観光課、企画課などと協議しながら、どういうふうにしたら徳之島の生産物がPR、販売ができるかというのを、営業をどういうふうにしたらかけれるかというのを、また進めながら努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

農林水産課長、このスタートは第1次産業の農産物の販路拡大につなげようという、6次産業化というのをしっかりと把握して、連携を取って協議に参加してくださいね。

この美農里館全体のポテンシャルというのは、可能性は相当高いと思いますけど、具体的にこの5,000万の赤字を、どのようにスパンを持ってやっていくかというのは、これはまだ立ててないんですか。これから立てられるんですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

しっかりとしたプランはまだ立てておりません。ですが、今、いろいろとイベントであったり、商談会に出向くと、今、1次加工品のほうに結構な興味を示される業者の方が多くなってまいりました。

それは、自分でも実感できるようになっていきますので、そういった方向に力を入れて1次加工品を業者さんのほうに出荷できるような体制を整えて、その分の収益を上げるためには、どうしても農林水産課の農家の生産力も上げてもらわなければならないということもありますので、その辺をしっかりと協議しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

数字を、当初の3,000万からずっと続いているこの数字に対して、人勧の勧告によってまたぐっと上がって、そして5,000万まで赤字が膨れ上がった。これをどのようにしていこうかというのが、ちょっと民間では考えられないような数字の捉え方だと思っておりますね。

これは、あなた方だけじゃなくて、こちらの席の方もしっかり連携を取って、ふるさと納税の思いやり基金を活用されている部分がほとんどいるんじゃないですか。全事業に波及しているんじゃないですか。そういう全体的な把握をして、この美農里館が今後どのように立ち直らせていくのか。

また、働いている人たちのポテンシャルもあるし、モチベーションを上げるには、やはりしっかりとした方針を示さなければ、下がる一方だと思いますよね。

最後に町長の考えを聞いてみます。

○町長（高岡秀規君）

今、議員のおっしゃるとおりでございます。まず、生産性を上げるためにどうしたらいいかということです。そして、今、当初のこの美農里館の計画では、ある程度、国の事業で行っておりまして、平成19年に申請したという記憶がございます。

そのときには、ある程度の手作業ということ想定して立ててありますので、今現在、日本食研から指摘が当初から受けているのが、生産性と生産量が全然追いついていかないと。いつかは、そういった生産量をしていただければありがたいというふうに会長のほうからお話があ

りましたが、なかなか行政でやりますと時間がかかる。

そしてまた、なかなか危機管理ができていない。ハングリー精神がない等々の指摘を受けていたところでございます。

その生産性を上げるためには、設備投資が必要になってきますし、そこが少し事業が遅れたかなというふうに思っております。

そしてまた、1次加工品が今着目されて、大手の業者のほうから問合せが多く来ているということから、農家個人個人の協力も必要になってきますので、農家とそして農林水産課も含めて、美農里館がしっかりと連携を取る仕組みづくり。そしてまた、農家に対してはある程度の売上げを保障しないと、農家もそういった作物を作りませんので、そういった連携が今後は必要になってくるかなと。

いいものを作って、ふるさと納税で出しながら、ふるさと納税で出せないものをしっかりと加工したり、また加工用にできないかとか、そうすると農家のコストも下げないといけません。

そこが今少し、連携がなかなか風通しが悪かったのかなというふうに考えておりますので、今後は食というものも構築しながら、ぐるなびとの関係も、連携を深めながら、生産から加工まで、そしてまた販売、3次産業の6次産業の最後の部分まで、しっかりと連携を取って運営の改善に努めていきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

やはり美農里館の前に、立派な徳之島町総合食品加工センター美農里館という、この名前の由来も、美農里館の名前が美農里館なので、成功させるようなネーミングを考えていたと思いますから、しっかりと、全庁的に取り組んで、また結果を出してください。

次の質問に行きます。学校給食について伺います。

これは、2回ほど質問させていただきまされたけど、学校給食、令和6年度に収めた学校給食費を全額お返しするという学校給食費還元事業、これの現状、商品券の使用状況から伺いましょう。

○学校教育課長（太 稔君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

タブレットのほうに商品券の資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

タブレットのほうにある商品券ですけども、これが還元されている分でございます。商品券の配布件数は564件で、金額で2,672万円です。これに対しまして、令和7年12月3日時点ですけども、還付金額が2,411万7,000円となり、使用率が90.3%となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

あと残りの10%は、これから数字が上がってくるということですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

12月いっぱいまで企業から受け付けておりますので、使用された件数に関しまして、12月にまた増えるものと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

7月ぐらいに配布して、使用期間が8月から11月末まででしたよね。8、9、10、11、4か月間。この年末を控えて商店の方々、そして保護者の方、給食費を商品券を使っているの方々、こういった声が届いていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

業者の方、また何名かに確認したんですけども、毎月収めていただいている給食費を一括してまとめていただくと。そうすると使用するのに大変ありがたいというお声もありますし、またそれに関しまして、業者さんの方も商品券を使って買物に来ていただくと。

本来であれば、島で換金するのが一番ですけど、最近はインターネットとかで島外で買うのもありますけども、商品券を使って島での売上げが増えているという声も聞いております。

以上です。

○13番（木原良治君）

無償化よりも、この商品券というのは、商品券をもらうと、それ以上に消費が促されるんですよ。例えば5,000円の商品券をもらうと、プラスアルファ1品、2品買うんですよ。こういうのも経済効果は相当あると思いますけども。

これは、ふるさと思いやり基金の活用で3,000万でしたよね。これは、今年度は事業をしました。来年度はどのように考えていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

給食費還元事業に関しましては、令和8年度も引き続き実施する予定です。また、国のほうで給食費の無償化というのがうたわれていますけども、まだ国の制度設計が示されておきませんので、来年度もふるさと納税を活用して実施を計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

この学校給食費に関しては、当初学校のほうで給食費を集めていた。それを公会計化したと。公会計化したというのは、学校の負担は少なくなったんですけど、教育委員会のほうでは負担が変わってありますよね。そして商品券の発行もします。換金もします。

こういう負荷がそちらのほうに行っていると思います。この対応はどなたが何名でやっているんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

以前は職員、所長、給食センターに関しては1名の職員で対応しておりましたが、公会計に伴いまして職員を1名増いたしまして、事務関係を2人体制で行っております。その事務のほうでこの給食費還元事業も一緒に行っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

次に、新給食センター事業計画に行きますけど、補正で土地の購入予定地のほうで500万円計上されていますね。これは12日の本会議で出てきますけど。この500万円新給食センターの予定地の予算が上がって、この場所とその経過、どのような経過をたどってこの場所に決定して、この金額に決定したのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

まず場所ですけども、徳之島町徳和瀬フメクチ663番地でございます。地目に関しましては原野となっております。

また、この経過にいたしましては、建設推進協議会を立ち上げまして、12回の会議をしております。その中で建設予定地に関しましては、給食センター及びパン工場を造る予定となっております。

パン工場に関しましては平成9年に完成、給食センターは昭和49年に建築されておりますので、大分建築から時間がたっていることで建て替えをするという計画になりました。

以上です。

○13番（木原良治君）

この予定地の予算が、購入予算が500万円上がってきてますけど、この面積、今ちょっと述べて計算しづらかったんですけど、面積は何坪、何反になるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

面積に関しましては、4,849平米。坪数で約1,466坪となります。

反の計算はちょっと分かりません。

以上です。

○13番（木原良治君）

反にすると5反になるんですね。ということは反当たり100万という計算になるんですよ

ね。この金額出したというのは、どこから引っ張ってきたんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

金額に関しましては、不動産鑑定を行いまして、不動産鑑定士の結果、1平米当たり1,020円という鑑定が出ておりますので、これに基づいて計算しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

課長の答弁にキャッチボールしながら、逆にこちらのほうが質問するんですけど、当初は給食センター本体のみを建設する予定でしたよね。それは、今回の課長の答弁でパン工場も併設するということですよ。

もう少し丁寧に、なぜ給食センター本体が行く予定が、パン工場までそこに行く。もう少し丁寧に説明願えますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

パン工場に関しまして、当初は給食センター、その中でパン工場を設置するに当たりましたのは、現在もパンを徳之島町は自前で作って、各学校に給食として提供しております。

その中で、パン工場を造るか造らないかに関しましては、一応職員を、給食センターで作っているパン、そして冷凍パン、市販のパンということで、皆さん建設協議会の中で試食いたしました。

その中で、やはりパン工場もあったほうがいいんじゃないかということと、もう1点は災害時に対応できる給食センターです。災害時に給食の基地として食品を提供する場所となりますので、そのとき御飯ばかりではなくパンも作っておく。パンだと保存もききますので、そういった経緯からパン工場も併設して造ったほうがいいということになりました。

以上です。

○13番（木原良治君）

ということで、今度また12日の日に学校給食センターのパンの機械の設備の購入予算が1,440万円上がってきていますよね。これを購入したときに予算があさってあるんですよ。購入したときに1,440万円。この機械というのは、新しいところに建設したときに利用されるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

今度のパンの予算計上した機械に関しましては、高価なものです。ですので新しい工場でも使えるようなものを購入を計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

当初の事業計画の中で8億の給食センターの事業費を見込んでいて、課長の答弁では22億でしたっけ、22億まで膨れ上がったというのは、パン工場も含めて物価高騰、資材高騰、人件費の高騰でここまで膨れ上がった試算が上がってきているということですね。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

パン工場に関しましては、議員のおっしゃるように資材高騰とか、その他もろもろございますけれども、パン工場設置に当たりましては現在の給食センターの約3倍ぐらいの面積が必要だと。その中でまた機械設備、そういったものにも経費がかかりますので、経費が膨らんでおります。

以上です。

○13番（木原良治君）

この建設に、事業計画というとはっといくんですけど、課長の答弁がありましたので、令和11年度に供用開始したいという答弁でしたっけ。これはどのような計画で、この庁舎をばっと振り返ったときに、プロポーザル方式で進めましたよね。

このような形態、業態のもとで進めるんですか。もう少しちょっと年次的に丁寧に説明願えますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

まず、建設推進協議会で決定したことで、プロポーザル方式を採用いたしまして、建築設計をすることとなりました。

時系列で申しますと、令和7年度に建設予定地を本議会で予算を計上してありますので、議会で議決されましたら年度内に用地を購入して、所有権移転登記を行う予定です。

そして来年度、令和8年度に地質調査、建設予定地の測量、造成計画の作成、建設業者の決定を行いまして、令和9年度から建設工事の着工を計画しております。

試運転とか準備期間を経まして、早ければ令和10年度の2学期から運用開始できればと考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

これの財源というのは、どこか裏づけがなされている。これから財源の裏づけの折衝というのは今から始まるんですか。大体概算で目星がついていると受け止めていいんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

プロポーザル形式で基本設計を行いますので、それからになりますけれども、一応財源といましては学校施設改善交付金を活用しております。これに基づいて県のほうと予算の折衝をしてみたいです。

以上です。

○13番（木原良治君）

財務、東天城中学校も、プールが控え、校庭が控え、これからですけど、給食センターの予算、中長期的に徳之島町の予算、作成予定ですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、これから次々といろいろな施設が改修または新設となってきておりますが、総務課といましては、今回の給食センターにつきましては、課長がおっしゃったように学校施設環境改善交付金、これがこの補助がつかましたら、その裏には地方債の活用を検討しているところでございます。

今後も全体的なことにつきましては、厳しい面もございますが、やらなければならないことですので、全体的な予算をしっかりと把握した中で、事業を進めてまいりたいと考えております。

○13番（木原良治君）

学校給食センターが、課長の前の議会の答弁では、もう築50年近くなって、食品衛生管理上の基準を満たしていない状態がずっと続いていると。そしてアレルギーの対応しなければならない児童生徒も相当増えていると。それに対する対応も進められている状況の中で、この新給食センターが進められているということで理解して、しっかりと進めてください。

最後、地域経済に行きます。

これはもう徳之島町の商工会に限定した質問なんですけど、これはおもてなし観光課、商工会の現状、会員のこういう厳しい経済状態で、会員の増減が多少あるかと思えますけど、どう把握してますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

木原議員の御質問にお答えします。

現在、商工会の会員数につきましては、令和4年度から6年度までの数字で言いますと、令和4年度会員数321名、令和5年度会員数327名、令和6年度332名となっています。

今現時点での会員数は、11名増ということで話を聞いています。

以上です。

○13番（木原良治君）

こういう物価高、人件費の高騰等でよく維持していると思いますよね。地域経済になくてはならない徳之島商工会の会員を維持していると。若干増えている可能性も、増えているという数字が出ています。

この徳之島町の商工会の活動というのは、町との関連する活動状況というのは、具体的にお聞きします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

町と関係する事業になりますと、町から補助金として徳之島町商工会育成補助金と、今回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、地域活性化プレミアム商品券事業を行っています。

それと、どんどん祭りの寄附金と、あと出店の協力とか、あらゆる点で協力をもらっています。

以上です。

○13番（木原良治君）

協力いただいている、連携している中で、先ほどの補助金を出していると。この数字を述べたから、果たしてこれだけの会員数に対してのその補助金というのは妥当だと思いますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

一応毎年のようにプレミアム商品券については増額ということで要望をもらっているところです。育成補助金についても何とか使って、この時点で利用していただいているという状況で、商工会としては増を求めているんじゃないかなってというのは現状です。

以上です。

○13番（木原良治君）

金額は。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

すみません。金額については、徳之島町商工会育成補助金については300万円。今回の物価高騰につきましても、国の補助金がありますので、事業費として8,432万6,000円の事業となります。通常であればプレミアム商品券発行補助金として毎年やっていますけれども、それについては400万円要望が来ていました。

以上です。

○13番（木原良治君）

今こういう時代で、事業を継続して維持していくというのは、物価高騰、資材高騰、人件費の高騰、また最低賃金が上がって1,026円ですか。上がって、厳しい状況で皆さん、それぞれ頑張っていると思います。

この地域の活性化は、やっぱり原点はそれぞれの小規模の商店が維持されて、活性化にもな

っていると思いますので、それが商品券、プレミアム商品券の販売、ふるさと納税のほうとか、いろいろ活用されていますので、学校教育課のほうにも影響していますので、商工会ともう少し綿密な連携をとって、もし増額、予算があると思いますけど、これに対しては前向きに検討をなされてください。これは最後に町長の答弁聞いて終わります。

○町長（高岡秀規君）

商工会については、以前より要望があるところでごさいます、アンテナのかご市には場所代として補助金を出しております。

今後の商工会の在り方については、単にその会員さんが高齢化によって後継者がいないので脱退っていうだけのものじゃなくて、その後継者がいない場合、商工会が請け負ってある程度紹介したり、自分たちでできないかとか、店じまいをしないような指導、そしてまたそれよりもそうなる前に、そういった経営者への交渉等々を拡充するということが必要になってきているなというふうに思いますので、今後補助金の在り方については、商工会の事務局等々と話しながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

ちょうど1時間近くなりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

皆さん、こんにちは。今年は離島甲子園で徳之島選抜チームが準優勝、徳之島高校野球部が県大会ベスト4、社会人野球部ではわらわらチームが全国大会出場と、野球で盛り上がった1年でした。

そして、2025年の大トリとして、徳之島高校野球部が来春の選抜高校野球21世紀杯に鹿児島県代表として推薦され、本当にうれしく思っています。その地区候補校がいよいよ明後日の12日、金曜日に発表されます。

さらに1月30日の選考委員会において出場校が決定いたします。明日植木議員から出場に向けての支援策等についての御質問がありますが、徳之島高校野球部一ファンとしては、支援できることがあれば何でも協力してまいりたいと思います。徳之島高校野球部が徳之島初の甲子園に出場し、白球を追いかけ、活躍できるよう心から選出されることを願っております。

それでは、2番政田正武が2項目について御質問いたします。

初めに、出産祝い金についてですが、ふるさと納税を活用したこの事業は、新生児を迎えたお父さん、お母さんにとっては非常にありがたい事業だと思いますが、2025年は物価高騰で食品の2万点以上の品目、おむつも10%以上、ミルクも5%から25%で値上げされたと報道があります。

出生率日本一の本町ですが、出産祝い金の増額はできないかということで、初めに本町の出産祝い金の金額を教えてくださいませんか。

○介護福祉課長（福田博文君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度に施行された徳之島町出産祝金支給条例に基づき、少子化対策の一つとして出産を奨励し、次代を担う子供の健やかな成長を願い、ふるさと納税を活用し支給を行っております。

出産祝い金の金額につきましては、令和7年4月1日現在、第1子10万円、第2子20万円、第3子35万円、第4子40万円、第5子45万円、第6子以降、1子ごとに50万円を支給しております。

以上です。

○2番（政田正武君）

広報の12月号にも新生児16名への出産祝い金の記事が掲載されていましたが、内閣府のインターネットによる子育て費用に関する調査では、ゼロ歳児の1年間にかかる費用の平均月額7万7,603円で、年間で93万円となっております。

この資料は、平成の資料でございますので、現在令和7年でさらに子育てにかかる費用は上がっていると思います。

課長の皆さんも子育てを経験していますのでお分かりだと思いますが、やはり第1子にはベビーカー、ベビーベッド、チャイルドシート、その他生活用品等を全て準備してそろえないといけないので、一番お金がかかると思います。

第2子からは、こう言っちゃ失礼なんですけど、お下がりとかを利用して第1子より若干費用も抑制され、約80%の74万4,000円くらいとなっているようでございます。

本町の直近の3年ぐらいの出生数ってわかりますか。

○介護福祉課長（福田博文君）

手元にある資料で、出産祝い金の支給実績に基づいておりますが、令和4年が92名、令和5年が86名、令和6年が71名となっております。

○2番（政田正武君）

ちなみに、第1子、第2子、第3子とか、それぞれの数字がわかりますか。

○介護福祉課長（福田博文君）

令和4年度におきましては、第1子が41名、第2子が26名、第3子が15名、第4子が8名、第5子が2名、令和5年度におきましては、第1子が34名、第2子が28名、第3子が14名、第4子が7名、第5子が2名、第6子以降が1名、令和6年度におきましては、第1子が22名、第2子が26名、第3子が16名、第4子が6名、第5子が1名となっております。

以上です。

○2番（政田正武君）

今、課長から数字を頂きましたけれども、第3子、3名くらいまでの世帯が多く、第5子、6子の世帯というのは非常に少ないと思います。

ちなみに、この事業が2020年から始まっているということがございますけれども、それ以降の今教えていただいた数字より、始まって以来の第5、第6子の人数って分かりますか。

○介護福祉課長（福田博文君）

先ほども申し上げましたけれども、令和5年度に第6子以降は1名おまして、今のところ令和6年、現在の令和7年は、第6子以降はまだいないということがございます。

以上です。

○2番（政田正武君）

本町の出生率が2.25%でございますので、実質3名以下の家庭がほとんどでございます。それで、第5子45万、第6子50万というのは、子供はさらに減少していくと思われまので、あまり現実的ではないのかと思います。

40万、50万もらえるから四、五人、6人産もうかということにはならないとは思いますが、中には中島課長のように、お子さんが好きでたくさんいらっしゃる子宝な家庭もあるとは思いますが、これから課長の皆さんも御自分のお子さんが出産してお孫さんを迎えられるときが来ると思います。現在お孫さんのいらっしゃる課長もおられます。総務課長もお孫さんにいろいろ買ってあげていると思っておりますけれども、これらを踏まえて、今後第1子の出産祝い金を増額してあげたいとは思いませんか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

増額につきましては、令和7年4月1日から第2子が15万円から20万円、第3子が25万円から35万円、第4子が35万円から40万円に改正しております。さらなる増額につきましては、財源の確保等もございますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（政田正武君）

先ほども申し上げましたけれども、このお父さん、お母さんにありがたい事業を展開してい

ただいていると思いますけれども、5人、6人というのはハードルが高いと思います。一番お金のかかる第1子の祝い金が10万円では少ないと思いますね。

先ほども申し上げましたけれども、第5子、第6子への出産祝い金というのは今後減少していくと思いますので、前倒しして第1子への出産祝い金を増額することはできないかという要請でございますが、この事業は長く続いていきますので、ふるさと納税もいつまでもあるわけではありませぬので、安定した恒久財源の確保も必要になってきます。また、給食センターや施設の新設、改修等で厳しいとは思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（高岡秀規君）

今数字でも表れていますが、第1子が少しずつ減っているということは、人口減少に歯止めはかかっていないということです。若い人たちが島に帰ってきて、第1子を産む施策、その第1子がある程度増えていかないと、なかなか人口減少に歯止めがかからないと。

それが出産祝い金については、人口減少であるとか出生率には影響はさほどはしないということも分かっています。

しかしながら、子育て環境ということは、しっかりと物価高騰に合わせた施策が必要かなというふうに感じているところです。

そこで、出産祝い金の1回限りで終わるのか、それとも今国が第3子から3万とか、いろいろな子育て支援金では増やしていますよね。そういったものを鑑みながら、おむつ代とかというのは当然1年間、2年間続くわけですから、どういった施策がそのお子様のいらっしゃる家庭に有効に働くかということも検討しながら、どの予算でどういうふうな施策をとるかということについては、しっかりと介護福祉課と、また財務とも話していきたいなというふうに思います。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

国も積極財政を打ち出して、いろいろな子育て支援を行っております。現在本町には全国から、出生率日本一、子宝の島のモデル地域として先進地視察にも訪れております。出生率日本一を継続していくためにも、事業の充実をお願いしたいと思います。

先ほどから何回も申し上げておりますけれども、課長のお子さんがこれからお孫さんを出産する。御自身のことだと親身になって、この出産祝い金の増額については検討していただきたいと思います。

そして、来年度の予算書に出産祝い金の額が倍ぐらいになっていることを期待して、次の質問に移ります。

次に、公共施設の減免措置等についてですが、総合運動公園、生涯学習センター、体育センターの使用料の減免など優遇措置の条件をお伺いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

政田議員の御質問にお答えします。

現在、社会教育施設の減免については、町内の小中学校の学校行事、部活動、スポーツ少年団、地域女性連、高齢者クラブ、体育協会加盟団体等の公的団体に所属している団体が減免の対象となっております。

○2番（政田正武君）

学童で、大きな施設でホールなどを持ち合わせているところはいいんですけれども、小規模でホールなど整備されていない身体や心に障害を持つ児童を預かっている施設において、雨天時、特に梅雨時期などなんですけれども、長期に外に出ることができず、ストレスを感じてしまう子がいて、町の施設を利用しているそうですが、減免などの措置がなく負担が大きいという話でございました。

また、社会福祉協議会では、空きがあれば無償で提供していただいている、非常に助かっているということです。

こうしたホールなど持たない小規模の学童が、無償で公共施設を利用できるなどの優遇措置はありませんか。

○社会教育課長（安田 誠君）

今現在は、民間の福祉施設も含めて、民間の施設等に対しては減免措置は行っておりませんが、また他市町村の状況等を踏まえながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

○2番（政田正武君）

安田課長には、以前からたくさん要望してきていますけれども、ほぼ実現していただいて、本当に心から感謝申し上げます。この件につきましても、ぜひお力添えをいただいて、優遇措置が得られるようによろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。議員としてこういう本会議場に出るのも今回を含めてあと2回ですね。過去12年間、いろいろ議場で質問してきましたけど、今度の6項目の質問の中で、5項目は再度質問する質問でございます。

特に子供医療費については、過去12年間子供医療費の無償化についてしつこく質問し続けてきましたが、まだ実施には至っておりません。

町長は、国がすべきことだから、国のほうへ要望しているということでしたが、全国町村会

の副会長として要望をして、国の感触はどのような感じか。また、全国を無償化するためには、どれぐらいの予算が必要か。恐らく要望しているわけで、数字をつかんでいると思います。

たまに若い子育て世代の方とお話したら、病院に行ったら物すごく病院代が高いという話をよく聞きます。そういう状態でございますので、町長もそれを感じて答弁をお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

答弁は同じになるかもしれませんが、全国町村会また県等々でも県の負担等々で子供医療費についての無償化を要望はしております。県のほうも国がやることではないかということから、県のほうからも国のほうへ要望しているところです。

令和5年の9月の恐らく特別交付税であるとか、交付税措置が減免、減額調整される時代がございましたが、それが今は減額調整はされておられません。

その際に国の調査がございまして、適正な子供の医療体系とはどういったものかということから分析をしてみますと、恐らく国はそこには予算を組まないのではないかなというふうに危惧しているところです。

今後は全国の保険税を一元化してください、保険料を各市町村の医療の金額を関係なく一元化するというふうな指導がございまして、今後は恐らく保険税が一元化になるのではないかなというふうに思います。

その際には、全国統一した医療体系というものが最低限必要になってきますので、そこについては非常に期待をしているところございまして、今後はしっかりと国県に対しても同じような要望を強くしていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

同じような質問を三十何回ですかね、やっているんで町長も緊張して答弁席に上がるのを忘れたみたいですけど、実際、県も今年から未就学児は無償化してますよね、してない。（「現物支給」と呼ぶ者あり）現物支給ということは。（「町が払っている」と呼ぶ者あり）

○議長（行沢弘栄君）

お互いにやり取りしないでください。

○8番（勇元勝雄君）

これは町長が今言いましたけど、それでいいと思います。

3番目の子供医療費の無償化について、県下の市町村は実施をしています。子育て世代の方が現在どのように考えていると思うか、町長の答弁をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

改めて話をいたしますが、当然いろんな、給食にしても何にしても無償化ということに対しては恐らく賛成が多いし、無償化にしてほしいという要望は多々出てくるのは当然だと思いま

すが、子供たちのためにどういった施策が必要か、将来を見据えた施策は何なのかというとは少しまた方策の方法が変わってくるのかなというふうに思います。

そして、今の無償化によって、どうしても受診率が上がってくるということで、町のほうでも国保のデータによりますと、非課税世帯と課税世帯、負担があるとないでは1.5倍の受診率が高くなっているということです。

そしてまた、抗菌薬の処方増加による薬剤が効かなくなるということも懸念されて、今そういうデータがございます。

そして、また行動経済学ではゼロ価格効果といいまして、例えば少ない負担と無料化では、受診率が倍上がってしまうということです。恐らく200円でも負担が安ければ受診率は下がると、そんなに影響ない。しかし、200円でもなくなると1.5倍、医療費は10倍、10%上がるというふうに国のほうではデータをとっております。

よって、恐らく無償化というのは、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

そして、子供たちが将来負担を考えますと、健康づくりに対して幾ら予算をかけるかというのが重要なことというふうに思っております。これは個人的な意見ですが、我々が小さい頃って意外と病院に行かなかった。熱が出たらタオルを冷やして頭に寄せられた記憶がございます。

よって、我々は、僕はあまりインフルエンザにかかってもないし、コロナにもかかっていないと思います。体の中に抗体ができていられるのかもしれないと個人的に思っています。

よって、今後子供の医療費については、子供たちの体と健康を考えながら、そして将来の医療体系も考えながら、しっかりと施策を国と県と連携を図りながらとっていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

町長が言うように受診率が上がるとか、耐性菌が出るとか、それは病気になったら誰でも病院に行って薬をもらいます。受診率も病気になったら行きます。そういうのを見越して全国の市町村、無償化にしている市町村がほとんどですよ。

そういう点を踏まえて、全国一律の保険税になっても無償化にしている市町村も同じ率で保険税がかかるわけですよ。

こういうこの問題に対しては、過去12年間、町長と私の考えは平行線です。これはもうあと1回しかできませんけど、12年間できないということが非常に残念でございます。

2番目の副町長の選任について。

なぜ副町長を2年近くも決められないのか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

副町長人事につきましては、慎重に議会の理解を得ながら進めないといけないというふうに思っております。やっぱり信頼性の置ける人材というものを今検討しているということでご

ざいまして、今後そういった案も出てくるんじゃないかなというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

実際町長が副町長を決めて、副町長がおる状態で町村会長をして、出張に行くということはできると思います。ほかの町村も副町長を置かないで6年近くやっている町村もあります。

その間、町長が出張に行っている間、前の答弁でも事務に支障はないということです。それは事務に支障はないとは思いますが。事務は職員がするわけですから。町政に対して非常に私は支障があると思っています。

2年近くも副町長を決められない。なぜ決められないのか。それだけの人材がないのか。町長は、今まで何名ぐらいの方を想定して考えたのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

これまでの人材、そしてまたコネクション等々を検討して何名か様々な意見が出ているのは間違いございません。

その中でどなたがいいか、そしてまた自分との信頼関係、僕はいなくても同じような考えでできるかどうか。そして情報の共有ができるかどうかということも含めて、慎重に今考えているところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

もうほかの町村では県から派遣してもらおうとか、そういうことも考えられますよね。人材がないと町長は言っていますが、私は隣にいると思うんですよ。2年近くも兼務してやっているわけですから。2年近くも一緒にやっているということは、それだけの信頼関係があっさせているわけですから、いないんじゃないかと、副町長を何かの理由で選任できないという話も聞きます。

いつまでもこのような状態で、徳之島町いろいろ行事があっ、町長の挨拶、また視察に来た人への対応、そういうものをもろもろ考えたら、早急に私は選任すべきだと思います。

それに対して、以前、町長・総務課長の答弁では、町政に対して支障がないという答弁でしたけど、課長の皆さんどういう考えでしょうか、お伺いいたします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

通常の町政の業務に関しては、支障はないと感じております。

以上です。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

建設課の業務運営に支障はありません。急を要する場合は、L o G oチャットや電子決済で対応できています。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

地域営業課におきましても、支障はないものと考えております。また、急を要する場合には電子決済であったり、ウェブ等で相談ができるので、その辺は随時業務はこなしている状態です。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課においても、同じく支障はありません。

以上です。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

花徳支所においても、業務に支障はありません。

以上です。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

農林水産課においても、支障がないというふうに考えております。

以上です。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えします。

通常業務で支障はございません。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

お答えします。

農業委員会としましても、事務に支障はないと考えております。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

選挙管理委員会においては、毎月の定例会において委員長をはじめ委員と協議して事務を進めておりますので、特に支障はございません。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校教育課でも、特に支障はないものと思っております。また、問題や相談等は教育長及び総務課に相談して、町長とは常に連絡が取れる体制です。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

社会教育課においても、通常業務の範囲においては特に支障はないと考えております。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

住民生活課でも、通常業務に対しての支障はございません。

○税務課長（新田良二君）

税務課でございます。税務業務の運営に支障はございません。

以上です。

○健康増進課長（吉田 忍君）

健康増進課におきましても、通常業務等支障はないものと考えております。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

介護福祉課におきましても、特段支障はないものと考えております。

以上です。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

水道課としても、通常の業務に支障はないと考えております。

○会計管理者兼会計課長（田畑和也君）

お答えいたします。

会計課といたしましても、支障はございません。

○8番（勇元勝雄君）

通常業務に対しては、それは支障はないと思います。緊急の場合ですね。副町長がいないとおるのでは、大分違うと思うんですよ。

現在、課長が業務に支障はないということでもございましたけど、副町長はいなくても別に通常の業務に対しては要らないという考えでしょうか、各課長。

○議長（行沢弘栄君）

代表でいいですか。

○町長（高岡秀規君）

通常の業務には支障はないんですが、緊急等々の場合でも、危機管理ということから、私がいなくてできないというのは危機管理になっていないので、ある程度の緊急にしては我々も当然連絡もありますし、しっかりと対応するというところで話をしています。

かえって副町長がいる場合のほうが、私のほうには情報は来ません。だから、私が知らなか

ったことは結構あったりもします。よって、いないことによって私に全てが情報が非常に重要なことが来ることというのは間違いございません。

よって、ただ総務課長等々、各課長は私がいなくに協議会の挨拶をしたり、様々な仕事が少し忙しくなるということとはございます。その辺については、課長の皆さんには御理解をいただきながら町政に当たっているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

副町長から情報が上がってこない。そういうことが今まであったから、町長は慎重に副町長を探しているわけですか。

○町長（高岡秀規君）

よって、信頼できる人を置かなければいけないということでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

町民の皆さんも新聞等を見て、また町長は出張に行っているのか。徳之島町、これでいいのか。そういう話をよく聞くんですよ。もし町長が町長の信頼できる人間を議会に提案したら、私は反対する議員はいないと思うんですよね。

早急に副町長を決めるべきであって、もし副町長を決めて、その副町長が町長の信頼できない人間だったら、すぐ罷免していいわけですからね。町長はそれだけの権限を持っているわけですから。

大体いつ頃までに副町長を決めたいと思っているのでしょうか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

いつまでにと質問については、申し訳ないですが答えることはできません。

○8番（勇元勝雄君）

答えることはできないじゃなくて、普通だったら早急に決めたいと思いますとか、そういう答弁があって当たり前だと思うんですよね。

現在、課長の答弁では、副町長はいなくても町政に対して支障はないということではございますけど、それだけ能力のある課長、頑張ってもらいたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○8番（勇元勝雄君）

本日の傍聴、女性連の皆さん、ありがとうございます。

3番目の水道行政について質問いたします。明快な答弁をよろしくお願いします。

前回質問した造成地の水道の改善、進捗状況はどのような状況でしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

造成地の水圧の改善に向けて、現在、南部浄水場から尾母配水池までの送水圧を高めるための改修作業を行っている状況です。改修作業が終わり次第、調査・点検作業等を行い、給水を行う予定としております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

尾母の浄水場から水圧を上げるということは、どのようなことでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

現在、南部浄水場から尾母配水池までの送水圧が低いという状況で、現在、南部浄水場の配水を改修して、取水口を上げて、送水圧を上げて尾母までの送水圧を高める作業を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

尾母の浄水場と造成地の配水池までは、落差が恐らく最低でも四、五十メートルありますよ。それを水圧を上げるということは、それは水道課の考えだと思いますけど、無駄な投資をしないようにやってもらいたい。

続いて、消防施設の質問もしましたが、それは総務課の消防係と協議をしたことはありますか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

造成地の消防施設については、総務課の消防係と協議を行っているところでございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

総務課のほうではどのような結論が出たのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

水道課のほうとは現在協議を行っておりまして、設置場所の選定や消火水利の種類などを検討中でございます。現在、検討しているものは地下式の消火栓を2個設置しようかと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういう考え方がおかしいと思うんですよね。造成地の水道または消防施設を引き取る場合、役場のほうでびしっと点検をしてやらなければ、業者がやるべき仕事を役場の金でやる、ちょっとおかしいと思うんですよ。造成地に対しては、造成地のタンクを作るために6,000万以上の金を使ってですね。業者がやるべき、私は業者がやるべき仕事だと思ってました。

そういう無駄な金を使って、現在、水道課、2億近くの繰入れをしています。2億以上ですね。そういう公務員的な発想だから、水道課はいつまでたっても繰入れが減らない。こういうのは業者がやって、消火栓を作っていますね。消火栓、もし今の造成地に作っても、水圧がないわけですから、恐らく使う場合には水圧が足りないという状態になると思うんですよ。現在でも高いほうの家は水が出ない、各家庭にポンプをつけなければいけない、そのような状態ですよ。

もっと緊張感を持って仕事をしなければ、役場の金だから幾らでも使っていていい、そういう考えだから水道課はいつまでたっても赤字、繰入れ。結局、繰入れということは町民の税金を使っているわけですからね。もっと職員は緊張感を持って仕事をしなければいけない。

また、今度の造成地の配管もですね、その配管図はあるんでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

造成地の配管図はあります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

水道課長、来てすぐですけど、課長になった限りは全責任は水道課長にあるわけですから、その配管図を見て、どういうことをしたら造成地の水圧が上がるか、それはどのように考えていますか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

現在、南部浄水場から尾母配水池までの送水圧の問題がありますので、その改修作業を今進めている状況ですので、その作業が終わり次第、調査・点検等を行って、水圧を高めていきたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

その配管図を見て、この間も課長と話しました。現在の配水池の底に加圧ポンプをつけたらどうかという話もしました。実際、水道課がその造成地に水道を引くために、単独で、町の単独ですね、1,383万3,000円、またその造成地のタンクから県住のところまで配管するのに5,764万円。そんな多大な金を使ってその配管を全部して、現在、使っているんでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

現在、南部浄水場から尾母配水池までの水圧の問題等がございまして、その県住までの配管等はまだ使えていない状況になっております。

○8番（勇元勝雄君）

南部浄水場から水を亀津まで送る。その南部浄水場は、処理能力は幾らでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

南部浄水場については、1日最大水量、1日177トンとなっております。

○8番（勇元勝雄君）

177トンで造成地と亀津南区の現在県住辺り、もつわけないんですよ。結局、南部浄水場は大原、尾母、南原、そのための処理能力しかないわけですよ。

水道課というのは、直接町民への負担がかかるわけですよ。水道料金をこの間も上げました。実際、現在の状況では、恐らく水道料金を倍以上にしないと、採算が取れない。もっと考えて事業をやらなければ、結局はその負担は町民がかぶる。

一番の問題は、水道課、水道を分かっている人間が誰もいない。そういう状態に持っていったのは、町長の責任ですよ。異動の仕方、専門職で採っても何年かしたら全部異動させる。水道とか、そういう専門職で採った場合は異動を考えないと。現在、水道管理者、役場に3人います。水道管理者ということは、もう採用時点で水道課から動けないような状態で、それを納得して試験を受けて通っているわけですから。素人集団で、コンサルの言いなりで、こういう状態に持っていたのは町長の責任だと私は思います。

尾母の現在の使用水量は幾らぐらいでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

現在、南部浄水場を使っています大原、尾母、南原地区の1日の使用量は約60トンとなっております。

○8番（勇元勝雄君）

半分ぐらい、60トンぐらい水は余っているという状態ですけど、それを造成地と県住の辺り、もし配水したらどれぐらいの量が必要か、お伺いします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

造成地の1日の使用量は現在1日当たり約50トンとなっております。大変申し訳ございませんが、県住のほうの使用量については、現在、記録を取っておりませんでした。すみませんでした。

○8番（勇元勝雄君）

造成地のほうで50トン、尾母、南部地区で60トン、10トンの量しかないわけですよ。このような状態で県住に水を持っていく、そういう考え方自体がおかしいと思うんですよ。

尾母から、南部のほうから造成地まで配管したのは平成26年、27年ですよ。それで1,383万3,000円、そこにタンクを作ったのが令和2年、5,700万、造成地のタンクから県住まで引っ張ったのが5,700万ですよ、合計で7,000万、これは町単独でやっています。これは町民の水道代で全部やってるわけですよ。足りないから繰入れはしてる。こういうでたらめ、私はもうでたらめだと思うんですよ。それを注意してくれないコンサルもおかしいと思うんですよ。百二十何トンしか処理能力がないのに、110トンも水を使う、そういうことをしているから、いつまでたっても水道課は繰入れが減らないわけです。

その尾母から造成地のタンクまで配管したとき、尾母の浄水場はどのような状態だったんでしょうか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、再度お願いします。

○8番（勇元勝雄君）

尾母の配水管がありますよね、そこから共木屋団地のそのタンクまで水を引っ張って、その使用状況はどのような状況、尾母のタンクの使用状況はどのような状況だったのでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

現在、尾母の配水池から造成地までのタンクに関しては、まだ水を送っていない状況となっております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

配管したときに尾母のタンクの容量は足りているかどうかの問題、状態。

○水道課長（奥村和生君）

尾母の水は足りていると思われまして。

○8番（勇元勝雄君）

「足りていると思われまして」じゃないんですよ、課長は見てないわけですから。

実際、尾母から引っ張ってきて、また今度また尾母から加圧をする、その発想が分からない。常識で考えて、課長が先ほど言いましたけど、造成地のほうで50立方ですね、現在の浄水場、南部が60、10立方しか余裕がないのに、加圧して、もし造成地のほうへ送ったら、南部のほうの水が足らなくなるわけですよ。今度、尾母の加圧関係、もうちょっと考えてやらなければ、また税金の無駄遣いと思われまして、よく考えてやってもらいたい。

大原の水源ですけど、南部と亀津、亀津の処理能力が1,000トンということでございますけど、現在の水源で間に合うか。

水源の写真。この1番目の写真が2024年の1月頃ですかね、水源に行ったときの写真です。このような状態で、亀津の水源、絶対水が足りないと思うんですよ。これは恐らく民間の普通20から30のパイプから出てるような水しか私はないと思うんです。

2番目ですね、これが南部の浄水場に水を揚げている状態です。大体5分から、私が行ったときは5分30秒ぐらいでこういう状態になりました。これは前の1番目の写真よりはちょっと水量が多くなっています。このような状態で、2つの浄水場のポンプが同時に動いた場合は、もう絶対的に水は、下手をしたらポンプが止まる可能性もあります。

3番目、これが雨が降ってすぐの水源の状態です。雨が降って、すぐはこういう状態で、水は十分足りてますけど、水道というのは一番渇水の状態を想定して水源を探さなければ、水が多いとき見て、ああ、大丈夫だという話じゃないんですよ。水源を探すときは、最低二、三年は水量検査をしてやるべきであって、私も水道課に4回、5回行きましたけど、神嶺ダムが空になったときもあります。こういう状態になって、「水源の水がないから水を止めます」じゃないかと思うんですよ。水源、一番大事な、水道に対して一番大事なのは水源です。よく干ばつでダムが枯れて、水位ができないとか、そういうことが出ます。

現在、亀津の川の水源を使っているのか、お伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

現在、亀津浄水場では川の水を使用しておりません。

○8番（勇元勝雄君）

なぜ使わないんですか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

亀津浄水場の川の水については、水源地のほうで現在使用できない状況になっていると聞いております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

これ何年前からですかね。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

私としてもいろいろ確認はしたんですが、いつから使っていないかというのが現在まだ分かっておりません。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういうことを議会で答弁できるというのが本当不思議です。課長たる者は、もうちょっと勉強してですね、ここに、質問書にも出てますよね。川の水をまだ使っているか、そういう質問が出たら、いつ頃から止めたのか、そういうのを分かってなければいけないと思うんですよ。現在、亀津の浄水場、前見たときはろ過池の中は草ぼうぼうで、恐らくあれは長い間使ってないなと思いました。

水道課は、もっと民間的な発想でやらなければ一番いけない課なんです。現在のような体制で、私は水道課はもたないと思うんですよね。私たちがいたときは、職員も恐らく5名だったと思うんですよね、課長を入れて6名かな。そのときは浄水場も緩速ろ過で、全部、雨が降ったら浄水場に砂出しに行く。現在、全部急速ろ過ですよ。それに対して人員を減らすとか、どこかで削らなければ金は浮いてこないわけです。検針にしてもそうです。昔は毎月検針でした。それも紙で台帳に書いて、数量まで書いて、そういう状態でやりました。現在は機械を持って行って、電波入れたら水量から全部出て、ただパソコンに流すだけです。どこで経費を節減するか、そういうのを考えなければ、親方日の丸で現在のような状態では、水道課は絶対もっていきません。町民の負担が増えるだけです。

ちょうど20年前ですか、19年前ですかね、給水停止が始まりました。給水停止をしたときはいろいろ難儀をしました。夜しょっちゅう電話が来て、酒を飲んでいろいろ言われました。現在そのときの職員、今、議場の中にもいます。そういう先輩が難儀してやった給水停止、現在どのような状況でしょうか、過去10年間の件数を伺います。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

給水停止の年度別の件数は、平成27年度ゼロ件、平成28年度5件、平成29年度3件、平成30年度ゼロ件、令和元年度12件、令和2年度ゼロ件、令和3年度5件、令和4年度ゼロ件、令和5年度36件、令和6年度27件となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

少ないと思うんです。令和6年が増えたのは、質問が出てからちょっと増えてきてるわけですね。給水停止もしないで不納欠損で落とす。払う人がいないんですよ。普通の税金とは違うと思うんです。水を給水して、その代金をもらうわけですから、もっと給水停止をして料金収入を上げるような手当をしなければ、毎年300万から400万、当たり前みたいに不納欠損で落とす、そういう状態じゃ水道課はもたない。もっと給水停止を徹底して徴収率を上げるように頑張ってもらいたい。

現在このような状態の水道課、課長はどのようにして一般からの繰入れを減らす手当てを考えているか、お伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

一般会計繰入金の削減につきましては、まずは収納率向上が最も重要であると考えております。未収金対策や滞納整理の強化により自主財源の確保を図り、併せて経費の削減に取り組み、自主財源の確保と経費削減の両面から繰入金の削減につなげていきたいと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

現在、亀津浄水場、大原から水を引くようなことを考えているようですが、この事業費が12億1,800万。現状のような水源で、もし渇水時期になって水が足りなくなった場合、配水ができなくなった場合、その責任は誰が取るんですか。

○水道課長（奥村和生君）

責任としては、私、水道課長が取るべきだと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

私は水道課長じゃないと思うんですね。こういう決裁を許したトップが取るべきだと思うんですよ。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、異常気象が起きる原因ともなっているだろうと思いますが、渇水時期、雨が降らないときは干ばつ、雨が降るときは大雨で洪水警報ということで、真ん中がないのが今の天気だというふうに言われております。

今後の水源地の確保につきましては、大きなダムの建設という提案もございますが、なかなかそこまでは行き着かないだろうというふうに思います。しっかりと水道会計の健全化に努めながら、資材高騰で工事費が上がっているということから、以前は簡易水道のみの国庫の2分の1の助成を、国交省に移して、要望等がかなって、ある程度の補助率がかさ上げになっております。今後ますます資材高騰が続くだろうというふうに思いますので、安全な水を確保するためには、どうしても設備投資というのは避けられない状況であります。

よって、補助率のかさ上げ等、様々な視点から経費の節減等々、健全な運営に努めていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

資材高騰とか、そういう話じゃないですよ。結局、前に、今、課長にも話したんですけど、国営から取るような話をしたらどうかという話もしました、私も耕地課長に聞いたり土地改良

に聞いたりしましたけど、非常に厳しいような状況ですよ。

結局この原因をつくったのは、水源が、水量がないのに浄水場を造った。そういうのもっと厳しくやらなければ、もし浄水場が使えなくなった場合、一番困るのは町民の皆さんです。水道課は役場で一番難儀な課ではございますけど、もっと厳しくやってもらいたい。町長も職員に対しては厳しさと優しさで接してもらいたい。

水道課は、また次もあるか分かりませんが、そのときまでもっと頑張ってもらいたいと思います。水道課長になってすぐこういう質問を受けるのも、今までの水道行政がおかしかったからということでございますので。

美農里館について。

これは木原議員のほうからいろいろ質問がありましたけど、美農里館の建設目的をお伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

美農里館の建設目的についてお尋ねでした。総合加工センター美農里館は、徳之島町の雇用の機会の創設及び農業の振興を図るため、徳之島町で生産される農産物を主とする特産品の加工施設を設置することとなっています。

私といたしましては、6次産業化の2次産業と3次産業を担っているというふうに考えております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

美農里館については、木原議員とかぶりますので、2番目の加工品の品目をお伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

当初からの加工品の品目については、美農里館カレー、豚の角煮カレーですね、それとジェラート、島内フルーツで製造した品種が9種類、あとチョコレートとミルクと2種類合わせて、ジェラートは11種類となっております。あと、島みかンドリンク、そしてジャムの3種類が当初から製造されております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

一番の目的である農家のためということで、農産物の当初からの仕入れ金額をお伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

ちょっと時間かかりますけど、パッションフルーツ、平成28年度が63万9,680円、平成29年度144万4,120円、平成30年度53万6,920円、平成31年度101万4,980円、令和2年度159万4,488円、令和3年度16万2,328円、令和4年度39万1,940円、令和5年度15万3,120円、令和6年度18万9,336円。ドラゴンフルーツ、平成28年度9万5,400円、平成29年度21万6,000円、平成30年度9万5,680円、平成31年度46万859円、令和2年度85万3,045円、令和3年度9,900円、令和4年度は仕入れをしておりません。

○8番（勇元勝雄君）

品物だけ言ってですね、全体の品物を言って、全体の年度別の合計でいいです。

○地域営業課長（清瀬博之君）

すみません。お答えします。

品物の種類といたしましては、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、マンゴー、シークニン、タンカン、パイナップル、じゃがいも、ニンジン、ショウガ、アザミ、そしてニンニク、スモモ、バナナ、有機バナナ、あと有機さつまいも、ハルウコン、パパイヤ、黒糖、その他豚肉とかあります。

その中には試作として仕入れたものがスモモとかバナナとかグアバとかありますが、全体的に仕入れた金額につきましては平成28年度が344万2,550円、平成29年度387万9,476円、平成30年度243万4,932円、平成31年度496万5,449円、令和2年度333万1,961円、令和3年度114万7,164円、令和4年度115万285円、令和5年度231万4,086円、令和6年度199万9,389円となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

結局はこれだけの農産物しか仕入れできていない。当初の目的とはかけ離れていると思います。この間もらった資料から見たら、毎年3,000万以上から5,000万までの赤字を出している。11年間で4億5,610万9,810円、単純に計算したら4,100万ぐらいの毎年赤字を出しているわけですよね。赤字を出すにしても、農家からの仕入れが何千万とあって農家が助かっているなら、それはそれとしてよしと思いますけど、農家からの仕入れが年間200万、平均して200万ちょっとですよね。それじゃあ、実際、美農里館の運営をする意味は、私はないと思うんですよ。

先ほど課長が言いましたように、雇用、雇用は確保されています。かえって、その雇用している人に給料払って仕事をしないほうが、結局もうかるわけですよね、役場としては。現在の状況で、美農里館は運営するべきではないと私は思うんです。

先ほどの木原議員の答弁にも、1次加工品をする、したいという人もいるという話でしたけど、それはどのようなものを加工するわけでしょうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

大手事業者のほうから、タンカンであったりドラゴンであったりパッションフルーツと、そういう果汁、ピューレ等の注文等がつい最近増えてまいりました。その中で、やっぱり大手企業に関しましては、ゼリーの生産だったり、またそのほかにはケーキだったり、中にはお米屋さんのほうからも問合せがありまして、お米でお菓子を作って、それにまぶすような粉末ができないかとか、そういったふうなことで問合せを頂いております。

そういった形で、その果汁を多岐にわたって使用ができるということで、いろんな方面から今問合せは来ている状態であります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

その施設自体が問合せに対して対応できる施設でしょうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

先ほど木原議員の質問でもお答えしましたが、やはり美農里館ができてもう十四、五年たちます。そろそろ機械の更新時期であったり、今、空調等の不具合も出ております。そういったものを見直しながら、今後はそういった方向で対応できるような機械の整備もしくは更新、またそれに対応できるような農産物の作付だったり、量の確保、そういったことができるようにしていけば、ある程度の事業者のほうには対応していけるのではないかというふうに今考えております。

○8番（勇元勝雄君）

そういうものに対応するにしても、しっかりした契約書とか、そういうのを交わさなければ、「ああ、売れないから、もう要りません」じゃ困りますよね。

そして、現在設置してあるいろいろ機械があります。当初の目的はさつまいもを加工して売るといってお話でした。現在、設置してある機械は全部使っているのでしょうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

今、生産している物に関して、使用してない機械もあることはあります。今後、またその生産の幅を広げていく上では、またそういった機械も必要になってくるというふうに思っているところであります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

実際、場当たりのですよね、美農里館の設立自体も。町長の説明会では、さつまいもを加工

して出す。販路はどうですかと言ったら、今から探す。そういう場当たりのことじゃいけないと思うんですよ。何億もの金をかけて造る施設ですから。

課長は現在、美農里館、6次産業化、1次産業の方にどのような貢献があるか、お伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

美農里館が6次産業にどのように貢献しているかということですが、6次産業化のうちの2次産業及び3次産業を美農里館は担っているというふうに思います。昨年までは、コロナの期間に商品が売れなかったために、その原料の仕入れがなかなか思うようにいかなかったことがあります。コロナのときに商品がはけなかった分、原料を抱えていたために、その抱えている原料を消費することを先にしたもので、なかなか売れなかったんですが、今年度は既に400万余りの原料の仕入れを行っています。今後またタンカンとかの仕入れも入ってくるので、約600万近くの仕入れが出ると思います。

また、これを続けていくことで、ピューレとか果汁が出るに従って、この原料の仕入れがもう少し増えてくると思うので、そういったことを考えると、産業化の中で2次産業、3次産業について、農家のほうには貢献ができるのではないかと考えているところであります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

まあ頑張ってますね、農家のために頑張ってもらいたいと思います。

美農里館、現在でも4,000万、5,000万の赤字を出しているわけですよ。美農里館、これからも町営でやろうと思っているのか、民間に渡すのか、どうでしょうか、町長。

○町長（高岡秀規君）

一時期は民間に一度募集したことがありますが、なかなかやっぱり厳しい応募の数でございました。それはなぜかという、やはりある程度の赤字を覚悟して、資本がないと、なかなかできないということでもあります。

それと、もう一つ、民間だと経営を優先するがために、安い原材料の仕入れで、もしかしたら島内産ではなくて、島外もしくは輸入品を加工するほうが結果的には3次産業としての価格の安定につながるということから、民間に委ねることが果たして地場産につながるかどうかという疑問もございまして、今現在、町のほうで経営をして、地元の産品で極力、加工品、1次加工品を作る努力を今しているところです。

そして、今、議員がおっしゃるように多くの課題を抱えておりますが、今、まだまだ風通しが悪かったんですけども、農家の協力、そして農家の、例えばパッションであるとかドラゴンフルーツであるとか、そういったものを、いいものを作るということが農林水産課との連携に

よって作られる。そして、それがふるさと納税として営業をかけていく。そして、残ったものもあれば、しっかりと加工品として、捨てる場所がないような努力をするという連携がなかなか進んでいなかったということと、今、ぐるなびさんとの食の提携をするところでございですが、その食の産品でも、徳之島でしか食べれない食を提供することによってツアーが組めないかとかというのを、今、企画をしようというふうにしております。

今後、多くの課題を抱えながら、しっかりと美農里館の運営についても、今までのような仕組みではなくて、新たな風通しのいい各課が連携を取れるようなシステムを構築しながら、健全な運営に努めてまいりたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

町長が言ったように、民間に渡したら外国産を使うとか、そういうことは初めに契約をして、そういうことはやったらいいと思うんですね。

ふるさと納税にどれぐらいの金額が出ているか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

ふるさと納税に出ている金額につきましては、美農里館商品だけに関しましては令和6年度で701万3,990円となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

美農里館、職員の方々は一生懸命頑張っていることは分かっています。我々議員は、疑問に思うことを全部問い詰めなければいけない。

5番目の入札についてお伺いいたします。

指名の基準をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

選定基準につきましては、入札参加資格を満たしていること、業務委託場所の地域性、対象工事や業務に必要な技術的能力、施工実績を有していること、過去の実績や工事の経験、経営の安定性、信頼性などを考慮した上で、全体的に総合的に判断して指名を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

基準はそうですけど、実際はちょっとおかしいところがあると思うんですね。前の答弁でも、生コンを入れているから指名に入れないという答弁がありました。それはどういうことでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

以前も、指名に入っていない業者さんの理由として、生コン納入を採用しているということ

で、指名がゼロとなっている状況です。

○8番（勇元勝雄君）

結局、業者が指名願を出すということは、指名をしてくださいということですよ。生コンを出すから指名を入れない。おかしいとは思わないんですか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、建設課長が申したとおりでございます。

○8番（勇元勝雄君）

そういう考え方がおかしいと言うんですよ。生コンを入れているから指名を入れない。そういう答弁で世間が通るんですか。じゃあ電気の場合ですね、クーラーを入れているから電気工事に入れない。それで通るんですか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

それはないと思います。

○8番（勇元勝雄君）

それと一緒にないですか。同じ会社が生コンを入れているから指名を入れない。同じ会社が役場にクーラー、空調を入れているから、電気のほうには指名を入れない。それが通るんですか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名を出しているのです、そこは指名に入れるべきかと思っています。

○8番（勇元勝雄君）

建設課長、どうですか。

○建設課長（作城なおみ君）

指名願を出されている業者で、入札に入っていない方がいらっしゃるの、工種、実績、経験等を考慮して指名が入っていないものと思っています。

○8番（勇元勝雄君）

今の指名委員長の答弁に対してですよ。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名を出しているのです、指名に入れるべきだとは思いますが、今、建設課長が申しましたとおり、先ほどの選定基準に合わせまして指名をしていくべきだと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

指名願を出したということは、役場の選定基準に合っているから指名を受け付けるわけでは

よね、指名願を。

実際、電気工事をやっている業者でも、指名願を出してすぐ仕事をもらう。実際、土木で3業者ですよ。建築はもう1者ありましたけど、建築のほうは指名に入っています。もう1者、亀津の業者がいますよね。新規に去年ぐらいから指名願を出した業者。それで、同じような時期に出した業者、1者は仕事をばんばん取っています。その業者だけ、指名願を出してから1回も指名に入っていない。そういうのはおかしいと思わないんですか。なぜ指名に入れないんですか、建設課長。

○建設課長（作城なおみ君）

もう1者の亀津の業者さんの入っていない理由としましては、建設許可種別がとび工のみであるためです。

○8番（勇元勝雄君）

もう1者あるでしょう。

○建設課長（作城なおみ君）

そちらのほうは、実績、経験などの理由で指名に入っておりません。

○8番（勇元勝雄君）

新規にやった業者は、全部ほとんど実績とかないわけです。なくても指名に入っていましたよね、今まで。その生コンを入れている業者は、県のB級ですよ。何でかたくなにそんなに指名に入れないのか、それが不思議でならないんです。亀津の1者、ある人から指名に入れるなという話があったからという話も、うわさで聞いてます。指名に入れて仕事を取らせてくれという話じゃないんですよ。ただ、指名に入れてくださいという話ですよ。

その実績がないという業者は、未来永劫実績をつくれなわけですから。実績があるから役場が受け付けているわけでしょう。役場の指名基準に合わせて指名願を出しているわけだから。指名願を出した時点で、そういう業者は、こうこうですから指名願の受付はできませんと断るのが常識だと私は思うんですよ。なぜ指名をしないのか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど建設課長が申したとおりでございます。

○8番（勇元勝雄君）

先ほど指名委員長はいろいろ基準を言いましたよね。どれに当てはまらないんですか、どの基準に。

○建設課長（作城なおみ君）

どのような基準にということですが、実績、経験、建設業許可種別などの資格、生コン納入採用などの理由で、指名回数がゼロとなっております。

○8番（勇元勝雄君）

県のB級が実績がないとはどういうことですか。

○建設課長（作城なおみ君）

それぞれの入ってない理由として、1者が実績経験、1者が建設業許可種別などの資格、1者が生コン納入採用などの理由となっております。

○8番（勇元勝雄君）

生コン納入があったら指名に入らないんですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

これまでも建設課長が申しましたとおり、生コン納入ということで指名に入っていないことがこれまでの実績であります。

○8番（勇元勝雄君）

その生コンはどこに納入してるんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

生コン納入のほうは、道路のコンクリート舗装や、建物の鉄筋コンクリート造、あと木造ですと、基礎工事のほうで生コンが納入されています。

○8番（勇元勝雄君）

役場にどれだけ納入しているかですよ。

○建設課長（作城なおみ君）

数量的なものはちょっと手元にはないんですが、町で発注する工事の生コンについて、生コンを納入していただいております。

○8番（勇元勝雄君）

それは業者間の問題じゃないですか。営業努力でそれだけの仕事をもらっている。役場とは全然関係ないんですよ。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今までもお答えしてますように、総合的な判断ということでもあります。会社の経営がサステナブルにするためにどうしたらいいかということで、町は考えているところです。建設会社であるとか、小さな業者も、店じまいを、経営が圧迫してからしまうんじゃないで、やめるにしても、経営が圧迫ではなく、後継者等々の総合的な理由でやめる。そして、潰れることがないような施策をどうやって打つかということです。

そこで、平等と公平と公正の3点からの総合的な判断によって、今、指名委員会が行われており、平等だけでは小さな業者を救えない。公平であるということは、指名願というものは同じ書類で審査している。公正というものは、その会社の経営状況、そしてまた主たる売上げが

どういったものかを判断しながら、小さな会社でも維持できるような仕組みづくりということで、総合的な判断ということであろうというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

そういう話じゃないんですよ。指名入れて仕事を取らせてくださいという話じゃないんですよ。ただ、指名を入れて、それは業者間で仕事が欲しい人は取るだろうし、欲しくない人は取らないだろうし。根本的に何でその業者、指名を入れないのか、それが分からないわけですよ。

ある電気業者なんかは、指名願出して、実績もないのに電気工事をやっている。そういうのもおかしいと思うんですよ、今の答弁から考えたら。指名委員長、どう考えますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名の基準を鑑みて、勘案いたしまして、指名をしているところでございますので、指名に入っているから、新規業者であるので指名に入らないというのはおかしいかと、また思います。

○8番（勇元勝雄君）

そしたら入れるべきじゃないですか。とび土工、許可通っているのはとびと何ですかね、1者は。

○建設課長（作城なおみ君）

1者がとび土工、地滑り防止工事とか、のり面工事をできる許可となっています。

○8番（勇元勝雄君）

のり面工事もあるんじゃないですか。そんなにかたくなに何で。もう何回目ですかね、これ。業者がもし訴えられた場合、役場はどう思いますか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

業者が訴えられた場合ですか、訴えた場合ですか。またそのときは全体的なことを考えたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

本当不思議でならないですよ。ただ、指名に入れるだけでいいのに。なぜ指名に入れないのか、いろいろわさを聞いてます。せつかく、いいような指名の在り方にだんだんと近づいているのに、この件だけで毎回質問しなければいけない。町長もそのような指名委員長の考えと一緒にしょうか。

○町長（高岡秀規君）

総合的に判断することが重要で、ある固定のえこひいき等々はあるとはならないわけですから、私のほうからこれを入れなさいとかっていうことではなくて、総合的に判断して、公正、

第一に公正、そして公平、そして平等という順番で総合的に判断しているものだというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

建設課の指名にしてもそうですよね。総合グラウンドのスライダープール、入札にしても本体工事を先に入札して、解体工事を何か月か遅れて出している。普通は解体工事を先行して本体工事をするべきであって、その工期を考えたら、本体工事が6月入札して、工期が6月13日から8年の3月31日、撤去工事が9月18日入札して、9月19日から12月25日まで工期。もし撤去の工事が工期ぎりぎりになった場合、工期内完成はなかなか難しいと思うんですよね。こういうのもある程度考えて執行しなければ。

この件に対しては満足はいく答弁は得られませんでした。また、次の機会に徹底的にやりたい。

○建設課長（作城なおみ君）

プールの本体につきましては、製作にかなりの時間を要します。来年の8月のプールのオープンに間に合うような形で、本体のほうの発注をまず先にしました。解体のほうは、基礎工事が始まる前に解体を終わらせたかったので、9月に発注して12月解体という工期を設定しております。

○8番（勇元勝雄君）

当初から繰り越す予定で発注しているわけですね。それもおかしいと思うんですよ。年度内で終わらすのが普通であって、当初から工期延長、また繰越しをする予定で仕事を発注する、そういう仕方もおかしいと思うんですよね。

最後に、亀徳小学校の通学路について。

過去何回か質問していますが、まだ現在できていません。亀徳小学校の今通学路、朝夕は非常に危険なんです。どのような条件を整えば通学道路の改良ができるのか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀徳3号線につきましては、どのような条件で実施できるのかということですが、昨日の宮之原議員の御質問にお答えしたように、年間約2億円で事業を実施しています。これまで設計して事業を継続中である箇所は、亀津19号線、亀津中央線、亀徳11号線、亀徳西原線、亀津埋立地のゾーン30整備、亀津新里横3号線、山の汐飛屋線などや、現在設計中の亀徳井之川線です。

各地区の危険な通学路につきましては、なるべく早く事業を実施したい思いですが、完了していない路線が数多くある中で、新規路線というのはなかなか難しい状況であります。早急な対応として単費で行っている道路拡張につきましては、原則寄附であること、また近隣住民の

同意があること、将来的に道路中心から2メートルの幅員を確保できること、これらの要件を満たすときに単費で実施しているところです。

○8番（勇元勝雄君）

その建設課長が言ったように、西原線は今年度で終わりですか、あれは。11号線は終わりですよね、あのカーブ。

○議長（行沢弘栄君）

お互いでやり取りしないでください。

勇元議員、もう一回お願いします。

○8番（勇元勝雄君）

西原線と11号線は今年度で終わりでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

11号線も西原線もまだ少しやるものが残っています。

○8番（勇元勝雄君）

道路改良にしても、緊急性のある、そういうところを優先的にやってもらいたいんですよね。今、建設課長がおっしゃいましたけど、寄附、町単の場合は寄附という条件ですよね。道路というのは全部が使うわけですから、地主がなかなか寄附というのはなかなか難しいんですよね。その通学道路にしても、あれは13号線ですか、ああいうのも事業でやってもらいたいんですよ。舗装にしても何にしても、結局どこが緊急性があるか。宮之原議員も先ほど、昨日ですか、質問しましたが、緊急性のあるところを先に、優先的にやらなければいけないと思うんですよ。亀徳13号線、なるべく早くできるように、お互いに頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時より再開いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内 博行君）

皆様、こんにちは。女性連の皆様、徳之島町を思い、徳之島町議会を傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。議会議員として、町民のため、徳之島のために頑張りたいと思います。徳之島を愛する熱い思いで、活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳

之島にたく全力で取り組んでいきたいと思います。

議席番号1番、内博行の一般質問を行いたいと思います。

本日、12月10日は今年度の製糖搬入開始の日です。製糖終了日まで、さとうきび関係者皆様が安全に製糖を終了することを祈願しております。

令和7年・8年度の収穫見込みは、8月以降の降水量も多く18万トン強とのことですが、降水量以外での豊作の要因をお伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

内議員の質問にお答えします。

11月1日見込み調査で、本町は、面積1,002ヘクタール、前年度18ヘクタール増、単収5トン500キログラム、前年度163キログラムの増、生産量5万5,100トン、前年度2,592キログラムとなっており、全てにおいて昨年度より増加しております。3町合わせて生産量18万2,500トンとなっているところです。

要因としてはなかなか特定することが難しいんですけども、当初は空梅雨から干ばつ、バッタ被害において心配しておりましたけれども、8月以降の適度な降雨と、9月、10月以降も気温が高く、平均気温が平年差プラス2.8度と非常に高かったことが要因というふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

これまでの政策で夏植えを増やすということがありましたが、前回の9月議会の時点で夏植えが徳之島町は32ヘクタール、夏植え作付面積とありましたが、それ以降に夏植えはまだあったんでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

本町においては、最終実績が54ヘクタール、5,467アールということになっております。

以上です。

○1番（内 博行君）

それでも、その前回、前々年度は70ヘクタールぐらいだったと思うんですが、だんだんと作付面積が重複することによって適期作業などの遅れがあったりとか、毎年、春植えが増えたりとか夏植えが増えたりって、それはあると思うんですけど、5期、6期という、されているさとうきびになってくると、どうしても茎数が減ったりとか、KSASとか営農集団で管理しているところがあると思うんですけど、そのKSASでは毎年によって植え付けされたところの色分けをしているんですね。その色分けで、また新しくやったらその色が変わるんで、5年前、6年前のところであれば色分けがちょっとずれてきて、そこが残っているという形になる。

それが、さとうきびからばれいしょに変わったりとか、あると思うんですが、そういったK S A Sなどと一緒に連動しながら計画する予定はこれからあるんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

K S A Sにおいては、農作業受委託調整センター、南西サービスさんですが、中心となって導入して、各原料事務所において管理しているところです。調整センターにおいては、受託作業のスケジュール計画を行っておりまして、作付計画を作成するのは、システムの仕様の確認、作業負担の増嵩を考慮すると、現段階では厳しいかと思っております。

一方で、個々の農家がK S A Sを導入して何らかの作付計画を作成・管理していくことは可能かと考えておりますけれども、K S A S自体が基本的に農家さんの農業経営を支援するシステムですので、その個々の農家のデータをいかに集約していけるかというのは、またK S A Sを扱っているクボタさんとかに確認して、仕様をですね、していかないといけないのかなというところがございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

どうしても、見える化、農地の見える化ということで、体調不良で農地を、遊休農地に変わっていったりとか、いろんな形が農地にはあると思うんで、そういった見落とさないという形で農業委員会とかも頑張っておられるんですが、そういった面も連携できたらスマート農業にもつながっていくと思いますので、ぜひそういった連携を取ってほしいと思います。

今年度のさとうきびは豊作ということで、製糖残渣のバガスやトラッシュなども多く出てくると思いますが、堆肥センターの受入れ体制は万全なのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

堆肥センターの受入れ体制については、職員2名、製糖期後ですね、職員2名で、製糖開始後は臨時雇用2名の4名体制で準備は整っているところです。バガス置場についても、TMRセンター側と協議して確保しておりますし、またハカマ、粉碎についても随時行っていく予定でございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

去年、今年ですか、去年からずっと引き続きデトラッシャー問題という話がありまして、去年はバガスやトラッシュなどを堆肥センターに運ぶ運送代金のほうをちょっと糖業会社さんだけでは賄い切れず、デトラッシャーも今年値上げしたりとかしたんですが、前体制のときはハーベスターの収益などで補っていたと聞いておりますが、公社化になった今、どのように対

応されるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

以前の状況等、話は把握しておりますけれども、堆肥の原料としてバガス、トラッシュが必要となりますので、運んでくることとなります。今回、今年度、公社化して初めての製糖期を迎えるところですので、本年は昨年以上の豊作になると、さとうきびが豊作となる予想でありますので、バガス、トラッシュ等も増えることが考えられます。製糖が始まり、ある程度コストが見えてきますので、改めてこういった件は3月議会にて報告させていただきたいと思っております。

また、デトラッシャーからの委託料等については、今回の対策本部のほうで50万ほど増額していただくようになっております。

以上です。

○1番（内 博行君）

糖業会社さんはボイラーに火を入れると24時間体制でずっと稼働していくので、伊仙町のほうでは糖業会社さんは24時間運搬、その出た残渣を移動するのではなく、一時保管場所を作って経費削減につなげていると聞いておりますが、徳和瀬工場でもそのような取組はこれからあるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

伊仙工場においては、今議員のおっしゃるとおり、一時保管場所がありまして、伊仙町分、天城町分と分けて保管しております。たまったときに両町の堆肥センターが日中運んでいるとのことでございます。

徳和瀬工場においては、工場周辺に敷地がないことから、24時間体制で運んでおります。実際、止まると工場がストップするところでもありますので、24時間体制で運んでいますが、今期はTMRセンターとも協議を行いましてバガス置場を確保しております。また、今後も南西糖業会社さんとも引き続きそういった経費をどうするかといった等も考えながら、引き続き協議していければなというふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

これから人手不足であったりとか、いろんな問題が出てくると思います。引き続き協議していってほしいと思います。

次に、日本では2030年にはガソリンにバイオエタノール、さとうきびから取れるんですけど、10%を混ぜた、E10というバイオエタノールを10%入れたガソリンが導入の方針と決まってい

るそうです。世界で目を向けてみると、ブラジルでは97%の車が、フレックス車といってバイオエタノールで走る車が97%ありまして、アメリカではE10をもう10%ガソリンにバイオエタノールを混合するというのが義務化されているみたいです。自分もこの3か月ぐらいで急速にいろんなことが入ってきて勉強しているところで、まだまだ勉強不足なところはありますので、そこら辺はちょっと考慮してください。

現在、日本でも、日本で今使っている、皆さんが使っているガソリンの中にも2%から3%ほど混合されているらしく、現在、日本で使われている50万キロリットルがバイオエタノールだそうです。今年の2月にエネルギー基本計画で閣議決定されて、2030年には日本もE10が義務づけられて、2040年にはE20、20%をバイオエタノールに替えていく方針だと決まったそうです。

その中で、種子島でさとうきびから取れる糖蜜をバイオエタノールにするという取組があるのですが、本町でもこのような取組があるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

御質問にお答えいたします。

バイオエタノールについては徳之島町では現在行っておりません。バイオエタノール生産、利用については、議員のおっしゃるとおり、世界的に見ると既に実用化され、地球温暖化が進み異常気象が多い昨今では、CO₂削減など、その対策はSDGs実現に向けて非常に重要な取組となっています。

そのような中、その商用化の実現に向けて、現在、種子島では、元大手企業の研究員と種子島にある製糖会社が協力して糖蜜を利用したバイオエタノールの実現化に向けた実証事業を行っているということです。そのほか2000年代には宮古島、伊江島でも実証事業が行われていまして、輸入エタノール、輸入ガソリンに比べてやはり経済的に見合わない、このバイオエタノールが高めになるといった傾向があって、商用化には至ってないところでございます。

徳之島町、徳之島においても、行政、一般企業が独自にこのような高度な技術開発を伴う事業への参画は難しいというふうに考えております。

また、南西糖業さんにもちょっと確認したんですけれども、糖蜜は南西糖業から出される副産物であります。南西糖業へ糖蜜の考え方について確認しましたところ、本土の大企業もしくはベンチャーやスタートアップ企業などで、このような新たな分野にビジネスチャンスを求めて打診してくるケースも少なくないということでした。また、SDGsやCSR、企業の社会貢献ですね、そういった取組を国が支援拡大している背景が現在あります。そのような中で、さとうきびから出される糖蜜、バガス、ハカマなどに可能性を求めて協力を打診してきているもので、これらの企業に対しては発信された情報を関係者で十分に検討して、できる範囲の協力は会社側として提供していく方向で対応していきたいというふうに回答を得ております。

以上です。

○1番（内 博行君）

その伊江島の件もいろいろ調べたんですが、20年前なんですよ。その20年前といたら、僕らの多分携帯もガラケーだったり、それがスマートフォンになったり、スマートウォッチになったりして、もう20年後では多分時代が変わって、酵母も大分違う形の酵母ができています。いろんなところで話すと、あれは昔駄目だったからねっていうのは今だったらどうなのかっていうのは、また違う意見があったりとか、違う形があると思うんで、ぜひ、最先端はちょっと厳しいかもしれませんが、やっぱり皆さんが、アメリカとかいろんな国がこうやって取り組んでいることなので、そういったことも勉強しながら進めていけたらと思います。

昨年度17万トン徳之島で取れて、糖蜜が4,800トン、その中から2.9%、収穫トン数の2.9%糖蜜が出るらしいです。それが4,800トンになるんですよ、去年、徳之島の17万トンの数値からいくと。糖蜜1トン当たりバイオエタノールが200リットルから250リットルできるっていうのが世界的な歩留りの数値であり、それを徳之島の糖蜜の製造量で計算すると、約年間90万リットルから120万リットルのバイオエタノールを作ることができるそうです。さとうきび交付金がなかなか上がらない。数年、もう数十年、上がらない中で、さとうきび自体の付加価値を上げることによって農家所得、町長がいつもおっしゃっておられる農家所得につながっていますが、どう思われますか。町長、よろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

以前よりバイオエタノールの話は聞いております。じゃあ現実的に今現在どうなっているかというと、おっしゃるように、10%ぐらいをエタノールに切り替えるという方向で進んでいます。そうすると、単価がどうなるかということですが、まず廃蜜の糖度が大体40とか48とかって言われているんですが、実は南西糖業は非常に技術力があって相当絞り込んでいます。3回ぐらい絞っていますから、聞くところによると、36から38%の糖度があるということで、恐らく発酵は大丈夫だと思います。発酵についても、高温耐性酵母というものが新技術としてあるということですので、恐らくエタノールはできるだろうというふうに思います。

じゃあ単価がどうなのかということですが、恐らく普通は90円から140円ぐらいの販売価格であれば可能であるんですが、徳之島の糖度が36から38%ということになると、少し値段が高くなるだろうというふうに思いますが、これは地元の産品の加工品であるから、実は奄振での農産物の輸送コストの対象になるのではないかなというふうに思っておりますので、輸送コストについてはある程度補助金が確保できると。そしてまた、なおかつ国の施策ですので、そのバイオエタノールについての補助率、また補助も新たにできるのではないかなと期待をしているところでありまして、今までは伊江島でもされていましたが、単価が合わないということもありました。

でも、今の技術だと、省エネ蒸留等々の技術もあるというふう聞いておりますので、恐らく以前よりも単価が下がるだろうと、そして、なおかつ強力で温室ガスの低減が5%から7%まで削減できるだろうと言われておりますから、政策的にやってくれようというふうに思います。となると、支援策が必ず出てきますから、徳之島においてのさとうきびの生産量を考えますと、非常に有効な3次産業、産業になるのではないかなというふうに思います。

ただ、問題は、廃蜜をできたら無償ないし低廉な価格で原材料を仕入れることが重要かというふうに思いますので、今後期待できる産業かなというふうに思います。

○1番（内 博行君）

分かりました。ありがとうございます。

航空運賃も高い中、徳之島でその燃料ができれば航空運賃もちょっと下げれるんじゃないかと夢を持って僕は思っておりますが、この奄美5島ですね、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論島の中でこの糖蜜を徳之島に集めてハブ化して、約大体40万トン、その5島であるんですよ。さとうきびが40万トン生産されており、その中で約1万1,600トン糖蜜が出るという計算になるんです。その中で徳之島は奄美群島の中でもさとうきびが一番多い、で、地域的にも5島の中でほぼ真ん中にある。各島から糖蜜を集約してバイオエタノールを作るプラントを造り、ハブ化して、機能性は合理的に妥当だと、いろんな方に聞きながらこの話を進めてきたんですが、大きな理想は時に小さなともしびから生まれるということもありますし、これからは協議会や検討会を進めて、ぜひこの取組を前に進めてもらいたいなと心から願います。

次に、畜産振興に移らせていただきます。

子牛価格の低迷や高齢化により、鹿児島県全体、徳之島の繁殖母体減少が起きております。母体減少により子牛の出荷頭数も全体的に減っており、今月の12月競りにおいては、徳之島市場は平均7万円増となり、ありがたいんですが、母体頭数自体は島内で年間300頭ほど減少しております。徳之島市場の毎月競りが行える理由として、子牛頭数が多いことが要因の一つにあります。

そのことを踏まえて、母体が減っていることを踏まえて、今後、本町の取組などありましたら、お伺いしたいです。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

鹿児島県においては、繁殖雌牛頭数は、ここ数年、増頭していたんですけども、令和6年12万3,100頭、令和7年には12万800頭となりまして、2,300頭減少に転じております。徳之島町についても、令和3年3,833頭から令和7年は3,534頭となり、299頭の減少となっております。また、農家戸数についても、前年比から20戸の減少となりました。本県の子牛の生産動向を見ても、令和5年の9万2,672頭、令和6年は9万423頭となっているところです。このような

データ等から、今後、繁殖雌牛の減少、子牛生産頭数の大幅な減少が見込まれております。

平均価格の増につきましては、このようなことから全国の競り市、市場で子牛の上場頭数の減少が見込まれて、子牛価格の上昇になっているというふうに思われます。また、肥育農家についても、年末の牛肉の需要を見込み、現在出荷している枝肉単価が上がっていることと、出荷している肥育牛が子牛価格の低迷時に導入した牛であることで、子牛価格の上昇の一因となっていると思われます。

また、取組についてなんですけれども、現在、町の畜産振興としては優良雌牛自家導入事業、畜産振興事業、全国和牛農力共進会事業を活用して、繁殖頭数の維持、増頭を支援しております。また、少頭農家用の機械、資材の導入を支援することによって労力低減を図り、増頭への経営支援などを行っております。

このような支援等により、徳之島町については大幅な頭数の減少は今のところ見られておりません。しかし、社会情勢、子牛価格の下落等で、農家戸数、飼養頭数の減少を抑えられるように、農家支援の強化を今後も行っていくというふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

畜産は、これまでもずっと8年周期ぐらいで増えたり減ったりを繰り返して、そのたびに価格が高騰したり下落したりしているので、ここは多分ここが踏ん張りどころじゃないかなと思うんですが、そういったいろんな経緯とかも農林水産課のほうで農家さんのほうにも伝えながら、そういった一緒に頑張ろうというその声かけだけでも踏ん張れると思いますので、ぜひそういう声かけもよろしくお願いいたします。

その中で、第74回鹿児島県の畜産共進会で徳之島の牛が74回もある中で初入賞したということがありました。良質な和牛づくりに向けた機運醸成の取組があるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

令和7年10月4日に始良中央家畜市場で行われ、第74回鹿児島県畜産共進会に大島地区代表として与論町から2頭、天城町から1頭、徳之島町から1頭、出品しております。若雌2区の部で徳之島町永吉ファームさんの出身牛が初めて最優秀賞8席に入賞いたしました。肉の部では大島地区としても初めての快挙となっております。

令和8年には、3年に一度行われる大島地区肉用牛振興大会が奄美大島で初開催される予定となっております。全国和牛能力共進会、令和9年8月26日から行われますけれども、そういった大会に向けて機運を高めて関係機関協力して、前回同様、最終予選会に大島地区代表として出品できるように、関係機関で協力して取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（内 博行君）

74回の中で初めての初入賞ということなんで、大々的に町のほうでも何か表彰されてもらいたいなど、農家的には思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、3番の観光資源についてをお伺いしたいと思います。

10月13日に海中アートお披露目式典がありました。波及効果や海中アートを鑑賞する際に注意点など、今後の展望がありましたら、お伺いしたい。

まず初めに、現時点での波及効果はどのような感じがあるか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

今、議員の言われたとおり、10月13日に海中アートのお披露目式が山の漁港、公民館で開催されました。多くの島民の方、100名を超える島民の方々が御来場いただき、記念写真を撮ったり、一緒にイベントをお楽しみいただきました。その翌日、10月14日に井之川沖に沈設することができました。とくのしま漁業協同組合、地域の事業者、皆様の御協力の下、事故等なく無事に沈設することができたことを、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

このプロジェクトについて、一応概要を簡単に説明させていただきます。この10月14日に沈設されたオーシャンガイア、水中彫刻ですが、鹿児島県徳之島町井之川の沖合、水深5メートルの海底に静かに横たわる壮大な水中彫刻となっております。重量が約45トン、高さ2メートル、幅5.5メートルに及び、日本を代表するモデル、水原希子さんの穏やかな表情をかたどった大規模な作品となっております。

そして、この作品は日本で初めて設置された水中彫刻でもあります。徳之島は、健康的な暮らし、高い出生率、そして多くの長寿者で知られ、島の中央を貫く山脈は妊婦の姿に似たシルエットを描いています。オーシャンガイアは、人と海、そして命の循環を結ぶ象徴として、再生とつながりを表現したリジェネラティブなものとなっております。

今、議員の言われました、この波及効果ということでございますが、沈設から季節が冬に向かっていていることから、今、ダイビングとかのお客さんというものが一気に増えたとかっていうことはありませんが、今現在でも島内のダイビング業者のほうにはほとんど毎日のように問合せがあるということです。そして、沈設後には新聞や雑誌の取材が数件ありまして、ウェブの記事も多数掲載いただきました。そして、来月ですが、他地域から視察の依頼が1件、今来ているとのこと。

以上です。

○1番（内 博行君）

「プラダを着た悪魔」っていう映画がありますね、来年5月かに第2話が出るらしいんです

けど、その編集部でその「プラダを着た悪魔」のモデルとなった編集雑誌がVOGUEっていう世界的な雑誌らしいんですけど、それにも掲載されてたらしくて、日本初の海中アートという事で、ぜひ、こういった鉄は熱いうちに打てじゃないですけど、やはり今皆さんが注目されているときに、どれだけ来てもらって、また発信していってもらえるかがまた大事なところかなって、作ったままじゃなくて、これからが大事なところかなと思いますので、ぜひそういったことも感じながら進めていっていただきたいと思います。

その中で、海中アートを鑑賞する際に安全面や注意点など、ルールづくりなどありましたら、お伺いしたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

海中アートを鑑賞する際の安全面や注意点などについてですが、現在、井之川の海岸の護岸に看板の設置を進めているところがございます。そこで注意点とかを記載して看板の設置を考えておりますが、そこで一応内容としては、まず入水される際の注意点として、有資格者またはガイド同伴で入水してくださいと、天候、海況が悪いときには絶対に入水しないでください、海況判断は個人の責任ですといった内容、そして安全の喚起や利用ルールを記載した看板の設置を進めております。

そして、今後、来年のまた春以降はダイビングや、ダイビングだけでなくシュノーケリングとかでその海中アートを見に行かれる方も多く増えてくると思われますので、その際には町のホームページ等々、またSNS等で入水のルールであったり、あとまた今後環境保全料とかもちょっと今検討しているところですので、この海の海域の環境を守るための協力金みたいな形で、またそういった制度も活用したらいいんじゃないかということも今課内で協議しているところですので、漁業組合等と協議して、また今後進めたいと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

その中で、身体的に海に入れられない方や泳げない方、誰もが鑑賞できるよう、石垣島なんかでグラスボートなどありますが、あそこら辺だと、下久志公園も多分海がきれいだと思いますので、そういったグラスボートなどの検討などはされておられるのか、お伺いします。

○企画課長（中島友記君）

現在のところ、グラスボートとかっていうところまでの検討はされていません。しかし、議員のおっしゃったように、グラスボートとかで下久志のきむきゅら下の海だったりとか、またこの海中アートを見学に行けるっていうのもすごくいい観光メニューになるのかなと思いますので、またそれもとくのしま漁業協同組合や、また一般の民間の方々ともそういった意見交換をして、今後整備できたら、また観光客の増につながると思いますので、またぜひ協議を進め

たいと思います。ありがとうございます。

○1番（内 博行君）

環境にも優しい、誰もが鑑賞できるような海中アートになってもらいたく、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、部活動についてという形で取り上げたんですが、スポーツ少年団も含めてのお伺ひにしたいと思っております。

物価高騰の中、子育て世帯は大変厳しい状況にあります。県大会出場の際の遠征費負担軽減に向けた取組などをお伺ひしたいのですが、なぜこの質問を提出したかという、各家庭の事情により遠征に参加できない子供たちがいるという声がありまして、「一人はみんなのために、みんなは一人のため」というのがチームであります。なかなかそういった現状が、兄弟が2人おられたりとかすると、お兄ちゃんだけとか、そういったことになってしまうという現状があるそうで、県大会に出場する際には、部活動のほうなんですかね、2万円の助成金があったりすると聞いております。大体1人当たり鹿児島は、聞いてみますと、4万から5万円はかかるそうで、本町もわれんきゃポイント事業など、給食費の、商品をまた還元したりと、子育て支援には力を入れておりますが、助成金の見直しなども必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

内議員の御質問にお答えいたします。

徳之島町では、令和5年度から部活動大会出場金を大幅に増額いたしました。また、新たに外部指導者の方も助成の対象といたしております。また、令和7年度からは対象外であったクラブチーム等も補助対象といたしております。直接的な物価高騰の時期ではありませんが、継続的に改善を検討してまいりました。活動も毎年増加しておりまして、子育て世帯の大きな負担となっていることは承知しております。

現在、中学校の大会補助金は大島地区大会が8,000円、県大会が2万円、九州大会が3万円、全国大会が5万円、外部指導者に関しましては町の旅費規程によって支給しております。令和6年度、中学校の大会補助金の実績は地区大会が93名、県大会が95名の188名、外部指導者3名、金額にして290万6,760円の補助を支給いたしました。今年度、令和7年度ですけれども、11月末現在で地区大会、大島地区大会が119名、県大会が129名の248名、外部指導者3名、金額にして344万5,780円の補助を実施しております。また、これから1月から3月までに、また補助金の要請があると思います。

また、県からは、離島生徒指導大会、離島指定大会ですね、遠征費事業がございまして、1人当たり6,690円の補助もあります。先ほど申しましたが、大会出場に関しましては、継続的に改善を検討しています。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。突然であれなんですけど、記憶の中でお答えしたいと思います。

社会教育課においては、スポーツ少年団の派遣費、遠征費ですね、助成を行っております。大島地区大会、九州大会については半額の助成、県大会が1人当たり2万円、全国大会が4万円を支給しております。県大会の2万円については今年度から、去年度までは1万円だったんですけど、倍額ということで2万円で今年度から対応しております。今後についても、各市町村のいろいろ動向等を見ながら、検討していきたいというふうに考えております。

○1番（内 博行君）

その申請はコーチとか監督がするんですか、保護者が申請されるんですかね。個々でされるのか、チームとしてされるのか。すみません。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校教育課の部活動大会出場補助金に関しましては、学校のほうから申請が参っております。PTA会長の名前で届いております。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

スポーツ少年団については、各少年団のほうに保護者会、父母会というのがありますので、そちらのほうから申請が上がってくる形です。

○1番（内 博行君）

空手など、相撲など、個人的なあれもそこに、この枠内に入るんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

補助対象となる項目の中に、中学校であれば九州中学校体育連盟が主催する大会とか、鹿児島県の中学校体育連盟が主催する大会であれば、そのようなスポーツチーム、空手とか、そういったものも申請があれば補助の対象としております。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えします。

今、スポーツ少年団の経費については、大会がある程度制限されてまして、対象となる大会がですね。日本スポーツ協会か、また日本スポーツ少年団、団体の本部が関わる大会のみ助成しております、団体も個人も含めて。

以上です。

○1番（内 博行君）

安田課長には、突然質問して申し訳ございません。

多様な環境で子育て、子供たちが育つ環境づくりも必要だと思いますので、今後とも見直しや検討を繰り返しながら、今の時代に合った形を進めていっていただきたいと思います。

これで、内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月11日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時39分

令和7年第4回徳之島町議会定例会

第3日

令和7年12月11日

令和7年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和7年12月11日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

竹山 成浩 議員

植木 厚吉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

おはようございます。令和7年最後の第4回定例会3日目、議席番号5番竹山成浩が議長の許可を得て、通告の3項目について質問いたします。町長をはじめ担当課長の明快で的確な答弁をお願いいたします。

昨日は、女性連の皆様方が傍聴にお越しをいただきました。そしてまた、今回、先輩、懐かしい顔が見えております。ありがとうございます。

まず初めに防災に関する質問ですが、つい先日12月8日深夜に東北地方で震度6強の地震が発生し津波も観測されたわけですが、今回はこうした災害の中でもあえて火災に絞らんだ質問となります。

先月、大分市佐賀関で発生した大規模火災でお亡くなりになられた方へ御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。そして一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。

また海外においても、高層マンションの大規模火災で多くの人命が失われたようです。また、先日から県内を含む関東地方でも住宅火災や山火事等の様子が連日報道をされています。

本町においては12月1日に恒例となっています消防団の方々による防火訓練がありました。各家庭のかまど検査、また火の用心のポスター配付などが行われ、改めて火の用心の大切さを実感しました。ありがとうございました。

それでは1項目め、前述したとおり、大分市佐賀関において大規模火災が発生し、約180棟の住宅や店舗が焼け、焼失面積は約4万8,900平方メートル、そして1人の貴い命が奪われたとのことであります。今なお70世帯近くの方々が避難されているようでございます。

そこで、地震、津波や台風、そして大雨に関する防災意識の高まりは昨今感じるころではありますが、これからの季節、いま一度、火災に対する防災意識を促し、周知徹底を図る必要があると認識しておりますが、村上総務課長の見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長（村上和代君）

大分市での大規模火災は、報道によりますと民間など170棟以上に延焼し、多くの被災者が出ております。本町におきましても、住宅火災を始めとする各種火災リスクは日常生活の中に潜む危険であり、決して他人事ではないと認識しております。

議員の御指摘のとおり、火災予防において最も効果的なのは日頃から正しい知識の周知と各家庭、そして地域での意識の向上であると考えております。

○5番（竹山成浩君）

課長が言われたように、大分市での大規模火災は最も大きな要因に、家屋の密集、それと空き家の多さ、折からの強風などが重なって起きたのではないかと専門家の方も言われております。本町においては、今現在、企画課のほうで空き家調査も行われていると聞きます。こうした事案も念頭に入れて、調査を進めていただきたいと思います。

総務課長に改めてお伺いします。徳之島3町において火災の発生件数が年次的に分かればお願いしたいところですが、タブレットのほうに先ほどデータを入れてあるみたいですので、その件に関して、この数字は拝見したんですが、何かあればまた総務課長のほうで補足があればよろしくお願ひします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

タブレットのほうにデータをお送りしておりますが、改めて件数のほうをお伝えしたいと思います。令和4年、徳之島町におきましては畑の火災が8件、令和5年、畑が12件と建物が5件、そして令和6年は、畑が2件と建物が1件、伊仙町におきましては、令和4年、畑が21件と建物が1件、そして車両が1件、令和5年、畑が22件、建物が1件、車両が2件、令和6年畑が8件、建物が1件、そして天城町におきましては令和4年です、畑が11件、建物が5件で林野火災が1件、令和5年、畑11件、建物が7件、令和6年、畑が9件、建物が5件、車両が1件となっております。

この数字を見ますと、伊仙町、それと天城町におきましては、畑の火災が多いのかなと感じております。徳之島町におきましては建物火災、畑については伊仙町、天城町よりは若干少なくなっているようでございます。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。本町の発生件数は他町と比べると少ないようでございます。それでも、今後もやっぱり火の取扱いや火事を起こさないことへの意識の向上を周知していただければと思います。

おとといぐらいでしたっけ、防災無線を通じて注意喚起も呼びかけているようですので、あ

りがとうございます。

次に住宅用火災報知器の設置、点検についてお聞きしたいと思います。

新築住宅におきましては2006年から2011年には全国全ての住宅において義務化されたと認識しております。以前、消防団の方々から各家庭に配付されたことを記憶しております。配付されて後、部品の経年劣化やセンサー機能の低下などで火災を感知しなくなっているものもあると聞いております。今後、町営住宅含め、各家庭での火災報知器の交換や設置についてはどのような考えかお聞きしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

火災報知器の設置につきましては、新築住宅につきましては、消防法の改正により2006年（平成18年）6月1日から義務化となりました。また既存住宅等につきましては、平成23年6月1日までに住宅用火災報知器の設置義務化が適用されました。現在議員のおっしゃるように、設置から10年を経過いたしました。機器の劣化や、電池切れなどが懸念される時期に入っていることは認識しております。

一方で住宅用火災報知器は、本来各家庭において適切に維持管理していただくことが基本とされており、国の制度上も、更新であったり交換に対する向上的な補助制度は設けられていない状況にあります。

今後につきましては、定期的な点検であったり電池の交換、また必要性について周知、啓発を強化しながら、町民の皆様の自主的な維持管理を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

各自で取付け、交換ということですね。分かりました、ありがとうございます。

やはり今、既存の住宅も電池の寿命とかそういった不具合が出ていると思いますので、いま一度またそれも周知していただいて、防災のためにお願いしたいと思います。

今回の補正予算の消防費の中で、次また行きますけど、消火栓や防火水槽の修繕費が計上されています。いかんせん老朽化は否めませんが、いざというときに確実に対応できるように、日頃からの点検もお願いしたいと思います。

次に、ここに総務課から発行された防災マップ、家から持ってきたんですけど防災マップがあります。この防災マップ令和2年に発行されて、裏面にはマップが載っているんですけど、各家庭に配付されました。

この防災マップの中身の件でちょっとお聞きしたいんですけど、内容は、地震、津波に対する様々な防災に関することが、もうこと細かに記載がされております。裏面にはマップが掲載されて、緊急避難場所や拡大マップ、またその拡大マップには海拔何メートルとの表示も記さ

れております。東日本大震災の発生から地震津波に対する防災意識の高まりがあつて、これはこれで一つの用途を目的として作成したものだと思います。そこで次回リニューアルするとき、新しく更新するときは火災予防も含めた掲載ができないかなと考えるところです。ほとんどが地震津波に関することが詳細、詳しく書かれているんですけど、総務課長その件に関してどうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

来年度またリニューアルを予定しております。その際に地図上にどこに逃げるとかというのはちょっと難しいかもしれませんが、表のほうには火災についてのことも載せるのも議員のおっしゃるとおりいいのかなと考えております。

○5番（竹山成浩君）

町民の皆様の大切な命と財産を守る上からも、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に各集落に消防団の方がいらっしゃいます。消防団の定数は確保できているか伺ひたいと思ひます。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町における消防団員の定数は現在161名です。現在の消防団員の数は153名となつており、定数には満たしておりません。団員の確保につきましては、全国的な傾向と同様に定数確保が難しい状況でございます。その主な要因といたしましては、少子高齢化による担い手の減少、若年層の人口流出、共働き世帯の増加、消防団活動の負担感などが挙げられます。そのため団員を安定的に確保することが困難となっているものと認識しております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

消防団の方々には、災害発生時以外にも地域での行事やイベント等で交通整理や駐車場係などにも御尽力をいただいているわけですが、集落によってはなり手不足がよく耳にすることがあります。今、総務課長もおっしゃいましたけど、人口減少等もあります。以前と比べて、例えば10年前、10年前分からなければ5年前ぐらいですね、5年前としたら定数に変化はあるのか。161名というふうなことを先ほどお伺ひしましたけれども、定数に変わりがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

平成28年ですが、146名でした。間を取りまして令和2年に145名、そして現在、4月1日現在で154名でした。というのが、コロナが終わりまして令和4年ぐらいから役場の職員であつ

たりとか集落にいる若い方たちに担当のほうが生掛けをして消防団員が増えていったという経緯がございます。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

数字的には職員の方たちも参加はされて増えているということのようですが、今後は人口減少もあり、昔としたら道路環境等も大変良くなっております。それで緊急車両の走行も時間短縮されてきていると認識しているところでございます。そうしたことを鑑みますと、団員の定数見直しも検討していく必要があるのではと考えるところでもあります。その点、総務課長はどのようにお考えかお願いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、充足率が95%、県内の充足率が86%ということから、本町におきましては高い水準となっているわけですが、人数に満たしていないことは確かでございます。定員の見直しにつきまして、現在、担当のほうとも話をしているところではございますが、現在、足りていないというところが、山、手々、金見、ここが定員に対しまして1名の不足、人員の不足ということになっております。

本町は縦に長い地形でございますので、手々、金見で火災があったときに、果たして消防団が少なくてもいいのかということもございます。ですので、そこはちょっと慎重に考えながら、定員の見直しについては今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

私自身も過去に火災を経験したことがあります。ちょうど今から40年前の昭和60年11月、職場が火事になって当時のことを思い起こすと火災の凄まじさというのを今でも思い起こします。当時、消防署員の方はもちろん消防団の方にも多大なる御尽力を賜りました。消防団は、地域に根差した防災力の要でもあります。これから年末年始を控え、空気の乾燥や暖房器具の取り扱いも増えてきます。町民の皆様お一人お一人が防災に対しての意識向上を図り、消防団の出勤がない、火災が起きない徳之島町を目指していきたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

次、2項目めの環境衛生について質問したいと思います。

集落においてはごみステーションの設置のない集落もありますが、衛生面や景観においても、ごみステーションの設置を検討すべきではないかと考えますが、担当課長の見解を伺いたしたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

竹山議員の御質問にお答えします。

現在ごみステーションの設置の代わりにごみ置き場のほうへネットを希望する方に無償で提供しています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

最近見かけることは、カラスが道路沿いに置いてあるごみ袋の中身をつつついて、破いてごみをあさるという光景を目にすることもあります。こうしたことを目の当たりになると、世界自然遺産の島、徳之島で交流人口、観光客の方、関係人口が増えていく中で、少し残念な光景ではないかと思います。

そうしたカラスや猫に対しての対策として網の無償配付とのことですが、それはそれで防御ができて、張る方の網を張る手間や見た目、景観等を考えると、ごみステーションを設置するほうがいいのではと思うところでもあります。

ここにタブレットのほうにも掲載されていると思うんですけども、折り畳みのごみステーションがあります。昨日、おととい、松田議員のほうから、先日鹿児島へ出張の際に撮影してきていただいたのを私もらったんですけど、自分の通告書を見ていたのか鹿児島で偶然取ったものか、それは聞いていないんですけど、このようなごみステーションがあれば場所もあまり取りませんし、畳んでおけば畳めるようになっているみたいですけど、不法に投棄する人もいないと思われませう。

実際、課長は、網で対策をしてもらっているという話なんですけど、全ての集落に対して今すぐ一斉にごみステーションの設置をお願いするということは、到底無理か難しいと考えてはいます。しかしながら、将来的にできるところから、自分たちの集落はごみステーションを置きたいというところもあるかも分かりませんので、そういったところは、できるところから設置を考えていくことも必要ではと感じるところですが、大山課長、もう一度見解をお聞きしたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

各集落にごみステーションの設置は今後、検討していきたいと思ひます。

○5番（竹山成浩君）

一斉に設置という形は難しいと思ひますけど、そういったものも投げかけて進めていけたらなと思ひます。よろしくお願ひします。

皆様、御存じだと思ひますけど、集落においては、手作りのごみステーションを設置している集落も多くあります。そしてまた、やはり年月が経つと風雨にもさらされて古くなって、作り替えも必要となってきます。そこで、ごみステーションの設置や作り変えに対する補助は

できないか、少し伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

ごみステーションの設置に対する補助につきましては、現在、集落活性化事業補助金での対応を集落の方へお願いしています。

○5番（竹山成浩君）

課長が今おっしゃいました集落活性化補助金は、現状、集落の電気代とか、それから公民館の設備などに当てられて、必要経費として活用されているところが主であります。非常に総務課長、ありがたい補助金だと認識しております。

その集落活性化補助金の活用とのことであれば、集落の環境美化に努める活動として、集落活性化補助金の増額もできれば検討いただけないかなと思います。総務課長答弁は要りませんがよろしく願いいたします。

それでは次、3項目めの最後の質問です。花徳浜で開催されたサーフィン・アジア大会、そして山魚港で開催されたオープンウォータースイミングを来年度以降も継続して、北部地域の活性化、また地域の一大イベントとして定着できないか伺いたいと思います。

今でも一大イベントとして捉えるのか分かりませんが、まずこれだけすごい大会ですよという概要を簡単に教えていただきたいと思います。まず、吉田おもてなし課長のほうからお願いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

ありがとうございます。竹山議員の御質問にお答えします。

サーフィン・アジア大会については世界のトップリーグ、ワールドサーフィンリーグが運営するアジアQ S 2000サーフィン大会で、世界大会の登竜門であり、アジア地域では日本、インドネシア、台湾、韓国、フィリピン、中国の6か国で開催され年間のポイント上位5名の男子、上位3名の女子がアジア代表となり、世界大会への参加資格を取得できる大会となっています。以上です。

○5番（竹山成浩君）

続けて安田課長、オープンウォーターに関する概要をよろしく願いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

竹山議員の御質問にお答えします。

徳之島オープンウォータースイム大会は、昨年年第3回大会から日本水泳連盟の認定大会として開催しております。認定大会は全国で18か所開催しております。認定大会になったことによって日本選手権トライアル部門が創設され、日本選手権の出場資格が獲得できる大会となったことでオリンピック、オリンピック選手等の参加があるような大会となっております。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。今回自分はサーフィン大会への出席はできませんでしたが、吉田課長が答弁されたように、また大変な盛り上がりを見せたということをお聞きしました。その中で、特に今大会優勝された小林桂選手が賞賛されていたコメントが、花徳浜は隠された秘宝だということ伝えていたことは、大変嬉しかったですね。

やはり、それだけ世界で活躍している選手が、この徳之島の海、砂浜がすばらしい、競技会場としてもすばらしいと、きれいな海だということをお聞きして、すごいなって、徳之島ってすごいんだなというふうな思いを受けました。ありがとうございました。

また、オープンウォータースイミングにおいても、日本水泳連盟認定の10キロ大会は、全国で2か所、3か所しかないということをお聞きしました。この徳之島の山漁港の大会は、それだけメジャーな大会と言えるんじゃないでしょうか。それに加え、課長もおっしゃいましたが、男女のオリンピック選手2人も参加をされて、大会を盛り上げていただきました。すごい大会だと思いませんか。そして、その進行の方が徳之島の自然や海の美しさ、さらには徳之島の歴史まで勉強されて、教育長もお聞きしましたね、クイズを出したり地域の方々のおもてなしの心や大会の様子を、マイクを通して大会を盛り上げていただきました。

こうした北部地区で開催される大会を島内はじめ広範囲に知らしめる告知をする必要があると考えますが、再度担当課長の見解をお願いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

サーフィン大会のTOKUNOSHIMA TOWN PROにつきましては、島内外への効果的な広報が重要であると認識しています。今後は町広報誌やホームページ、SNSの活用に加え、観光連盟や宿泊施設、交通事業者等との連携による情報発信、ポスター等の戦略配付、また県内外への関係イベントでの情報発信、新聞やコミュニティラジオでの可能な限りの広報など、複数の媒体を組み合わせた広報手段について検討していきたいと考えています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

安田課長、ありますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

大会ポスターを作成して町のホームページやSNSなどを発信しており、また日本水泳連盟の特設サイトにも掲載しておりますが、知名度を向上させるにはまたより一層のPRが必要と考えています。また島内での競技認知度がちょっとあまり、向上させるために、今後オリンピックによる水泳教室等を開催して、島内での競技の魅力について発信していきたいというふうに

考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

そうした情報発信を島内の方々にも知らせていただいて、やはり見に来てもらう、やはりすばらしい選手たちが活躍している姿を目にすると、子供たちの今後のスポーツに対する思いとかも考えもまた変わってくるし、こういう選手が島に来ているんだというのを分からせたらすごい勉強になるし、植木議員のほう为世界にもつながるようなスポーツ選手をとという質問を出しておりますが、そうしたことが力になっていくんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

そこで東天城地区、北部地区での開催であります。そこでスタッフの先頭に立って頑張っておられます、縁の下の力持ちですね。尚花徳支所長の見解もお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○花徳支所長（尚 康典君）

自分はそのまではやっていないんですけど、一応、本当に今実際ありましたように、サーフィン大会のこと、自分が今、自分も実際今、花徳に住んでいますし、花徳浜が本当にこんなに、さっきの小林さんが言ったように、また世界に発信してくれていますが、実際、今よくやっぱりサーフインは行われています、花徳の浜では。サーフインを見えていますけど、まさかそんなにいいところだとは思いませんでした。

あとサーフィン大会も本当に今、言ったように、花徳浜、地元の北部でやっています、またオープンウォーターも山漁港で開催されているということで、本当、支所としても、当初から今おっしゃったとおり、一応いろいろ係として携わっております。

サーフィン大会では実際、今、行っているのは駐車場の確保とか、あと係をお願いしたりとか、あとは弁当の注文を配付したりとかを行ったり、またオープンウォーターでやっているのは、町の女性連への方々に御協力をいただきまして、卵おにぎりや油そうめんといった郷土料理でのおもてなしを行っております。また、それは本当に、さっきおっしゃったとおり、出場されている選手、また家族、また関係者の皆さんから本当に大変御好評をいただいております。

今後も花徳支所としては、できる限りの協力をしていきたいと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○5番（竹山成浩君）

支所長、急な振り、すみません、ありがとうございます。

北部振興なくして地方創生はないと、私は常々言っています。そこで、今後、継続して開催するためには予算も伴い、また多くの方々の協力も必要となってきます。

最後に、高岡町長の見解も、来年度以降、継続して開催できるように前向きな答弁を期待し

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○町長（高岡秀規君）

今、開催がおもてなし観光課がサーフィン大会であるとか、様々な企画がなされておりますが、当然予算が伴います。その予算に伴った活動ということが、町民の皆様のご理解を得ながら、しっかりと続けていきたいというふうに思ひます。そしてまた、サーフィン大会につきましても、ウォーター大会につきましても、他町村からはよくそういった大会が企画されているねというおほめの言葉もいただいております。なかなかサーフィン大会については予算の兼ね合いもあって、やりたくてもできない事業の一つであろうというふうに思ひますので、今後しっかりと補助事業も活用しながら、この大会等々が継続できるような努力はしていきたいというふうに思ひます。

○5番（竹山成浩君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。今年度開催に関しては、地域の方々の温かい御協力、先ほど支所長もありましたけれども、また女性連の方々のボランティアによる炊き出しや、休日にもかかわらず職員の皆様がそれぞれの役割をこなしていただひいて、成功に導いたと感じているところでございます。ぜひ来年度以降も開催していただき、広範囲に告知をして、北部はもちろん徳之島の一大イベントにできたらと考えているところでございます。よろしくお願ひします。

今年も余すところは20日となりました。来る2026年、うま年が全ての町民の皆様にとりまして幸せですばらしい1年になりますことを御祈念申し上げて、竹山の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○4番（植木厚吉君）

皆様おはようございます。令和7年12月議会におきまして、4番植木厚吉が通告の3項目について一般質問させていただきたいと思ひます。12月議会最後の一般質問となりますので、関係各課長以下、活発な意見が出ますよう期待して一般質問を行っていききたいと思ひます。

それでは1項目め、スポーツ振興について伺いたいと思ひます。

先般、来春の第98回選抜高校野球大会の21世紀枠の鹿児島県推薦校として徳之島高校が決定いたしました。12月12日に九州地区から推薦校1校が決定し、来年1月30日、選抜選考委員会にて全国から2校が選出され、本大会への出場校が決定いたします。

推薦の理由といたしましては、1つ目、秋季県大会でベスト4進出、2つ目、離島の公立高校で大会参加のための長時間の移動の苦労やまた遠征費捻出のための努力があること、3つ目に、創立以来、甲子園の出場機会がなく2006年に21世紀枠候補に選出されたが選抜大会の出場

はならなかったの3点となっております。

今回は出場の可能性も非常に高いと聞いております。心から期待をするところであります。

他方甲子園の出場に関しては、多額の経費がかかると言われており、保護者や学校関係者においては、資金の確保に大変苦慮すると聞いております。仮に出場が決定した場合、行政としてどのような形で支援、または援護射撃ができるのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

おはようございます。植木委員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、町といたしましては、具体的な支援策は検討しておりません。しかし出場が決定した際には、どのような支援が必要なのか、徳之島高校関係者、また同窓会等と協議し、今後の支援策について最大限の努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

まだ本決定ということではございませんので、おっしゃるとおり、まだそういう段階ではないということは十二分に理解はしております。しかしながら、今後もこのような、今後といたしますか、私は決定してほしいという希望すると、また決定するだろうと思いでこの提案をしているところなんですけれども、やはり、決定を前提としたときに、様々なシミュレーションと、先ほどお話ししましたように資金的なものも学校に任せきりではなくいろんなシミュレーションが必要だと思うんですけれども、この質問の流れで出場するものという前提でお話を進めさせていただきますけれども、今後、決定、明日の、まず審議をやりますけれども、機運の醸成やまた徳高のOB会、また本土の郷土会との連携も必要となってくると思いますがどうでしょうか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、様々な関係機関と連携を取って進めていくことが大事だというふうに思います。また、伊仙町、天城町も含めて、島内、島民一丸となって盛り上げていけるような形を模索していきたいというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

本当にこの甲子園、昨今の世界での日本のスポーツ選手の活躍は本当に目を見張るものがありますけれども、最近この島での野球ブームといたしますか、いろんな場面で活躍をされております。本当に世界で活躍する人材が出てくるのも夢じゃないんじゃないかなと思うような気もしてならないんですけれども、今後のことを考えまして、資金的に島内一丸となって、島外も含めてですけれども、なった場合、どのような具体的な支援策、ほかに何か応援できる方法とか資金的な面ですけれども、何かありましたら一ついいですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

徳之島高校が県予選からとても徳之島を盛り上げてくれて、21世紀枠の候補になったときには本当に私も嬉しくて、勘違いしてもう行けるのかと思いましたが、これはもう甲子園に行つて応援をしなければいけないと思ったところでありました。徳之島出身の方々も本当にこれに関しましては、全て皆さんが協力したいという思いは大きいのかと思います。

今議員のおっしゃられたように、社会教育課長もいろいろな手だてでこの資金については集めていきたいということをおっしゃっていましたが、今後、スポーツに関してですが、スポーツ、文化の振興、これにつきましては今後も子育て支援の一つとして、町のほうも考えていかなければいけないのかなと思っております。また、もし可能であれば基金等をつくってこのようなスポーツ振興に、また文化の振興に子どもたちのために使えるような基金の創設等も考えていきたいと思っております。

○4番（植木厚吉君）

ありがとうございます。先ほど少しお話しさせていただいて、その基金の件についてお話ししたんですけれども、本当に島から甲子園となると島中どころか全国中の応援団が集まると思うんですよ。その中で、どこが取りまとめの窓口になるかは分かりませんが、出場していろいろな資金が集まったときに、先ほどおっしゃったように基金等を創設して、スポーツも含めて文化の振興でありますとか、そのようなものに活用できるような今後も見据えた体系というのぜひ構築していただきたいと思うところであります。

野球ばかりじゃなくて、やはり甲子園といいますとアルプススタンドでの吹奏楽の応援もありますので、吹奏楽部の強化とか、いろんな面でのサポートが必要になってくると思いますけれども、実際にこの甲子園出場というところまでの流れといいますか、先ほどざっと話しましたけれども、どんな流れになりますかね。

○町長（高岡秀規君）

はっきりとした流れというのは把握しておりませんが、聞くところによりますと、九州で1校選ばれ、そして全国のブロックで9ブロックあって、そこから2校ということの流れになるかというふうに思いますので、今回、徳高が九州ブロックでの推薦をいただければありがたいなというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

すみません、突然の振り、申し訳ない。

今、先般からの話も出ていますけれども、いろんな分野での無償化というものが進む中で、高校の無償化というものも、私学の無償化ですか、今度進んでいくということで、その弊害として公立高校等の魅力が下がって定員割等を起こす学校も出てくるのではないかという話も出

ております。その辺の懸念について町長がどう捉えているのか一つください。

○町長（高岡秀規君）

各離島の市町村の要望の中にも、そういった公立高校、離島に1校しかない公立高校であったり、様々な課題がございますので、定員割を起こさないような魅力ある学校づくり、特徴のある学校づくりを県のほうに今、要請をしております。要請したからには、地元からもある程度の企画、そして提案等が必要になってくると思いますので、今後は徳高、また天城町には実は私立があるということで、全体を考えたときに高校を島で出たくなるような地域ということ、総合的に勘案しながら企画をしていきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

先ほどからのスポーツとまた文化の振興ということで話してはいますが、高校の魅力化について、もし何か分かる範囲で徳高の、公立高校の魅力化について何か取組されていることがあれば。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企画課ではJALと連携した事業で、これは、クラウドファンディング型の徳之島高校応援プロジェクトということでJALと連携した事業を実施しております。それについては新たな商品開発であったりとか、そういったものを、徳之島の特産品を生かした商品開発等で子供たちが作った商品とかをプレゼンするとか、そういった連携事業として徳之島高校の子供たちの想像力やそういった情報発信力や商品開発に関するそこを伸ばしていくような事業というものを実施しております。

今、ちょっと追加で申しますと、今、企画課では離島甲子園を出場する際のクラウドファンディングをふるさと納税のクラウドファンディング型ということを実施しておりますし、亀津小学校の吹奏楽部を応援するプロジェクト、それにつきましては学校教育課、そしておもてなし観光課ではアマミノクロウサギを守る取組についてクラウドファンディングの事業を実施しておりますので、今後また徳之島高校が甲子園出場となれば、1月の末に決定ということで、期間がすごく短いので実施できるかどうかというところはありますが、ふるさと納税、企画課の担当しています部署でございますので、担当課がまた音頭を取って徳之島高校を応援しようということであればまた、そういったクラウドファンディングとか、そういったことも可能性はあるのかなというふうに思います。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

補足いたしますが、郷土会、その甲子園については、私どもが出向いた際には、郷土会の人たちがぜひ寄附をしたいということで、多くの声をいただいておりますので、一つの窓口をつ

くることによって、様々な郷土会の協力が得られるものだろうというふうに思いますし、奄美市が大島高校を出たときに市の方で1,000万円、恐らく市のほうから支援したような記憶がございます。

そういった魅力化について、実は県のアンケートがございまして、何をもって学校を選ぶかということで、上位に来ているのが学力の向上です。もう一つクラブ活動の充実、拡充です。そういったものを目的に学校を選ぶというアンケートの結果が、実は上位に来ているわけです。

そこで町村会としての要望の折に、県の教育長に、そのアンケートの結果をもとに何を学校として魅力化しますかという問いに対しては、実はアンケートだけですという寂しい回答もいただいておりますので、我々はその学力の向上とクラブ活動の拡充ということは、しっかりと子供たちのニーズに合わせた学校づくりに町もしっかりと参加することが一つ。

それと、あとやっぱり都会の魅力的な分野というのは何だろうということから、我々は外国の語学留学でありますとかインターシップ事業というものをしております、徳高ないし、そこに徳之島で高校を出ることによって様々な経験ができる、様々な体験、そして感じるができるということ、具体的に企画をしたほうが魅力ある高校につながるというふうに思いますので、町も県に任せっきりでなくて、町が動いて初めて魅力のある高校が構築できるだろうというふうに思いますので、努力していきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

今回の質問の自分なりの趣旨なんですけれども、もちろん甲子園の出場を目指す、またそれを叶えたいというところも一つ、また今後も引き続き、徳之島で高校を出たいという学生を一人でも多く残すために、いかにこの島の魅力といたしますか、こういう機会に乗じてもっともっと学校の魅力化を進めるとか、また先ほど基金の件もお話ししましたがけれども、そのようなスポーツや文化等の進行を深めるための基金の創設もぜひ、今後、本格的に検討していただいてもらいたいと思うところです。

学校教育課長、基金について何か御意見はございませんか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

基金の活用ですけれども、現在教育委員会のほうでは部活動に関する補助金を行っております。それに関しまして、先ほど企画課長もおっしゃったとおり、クラウドファンディングで楽器の購入とかも検討しておりますので、そういったものに活用できたら、そういうのを活用できる財源に活用できればと考えております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（植木厚吉君）

それでは、次の項目に移ります。

スポーツ振興助成金ついての件ですけれども、昨今、世界のスポーツ界において日本人の活躍が大変顕著でございます。メジャーリーグでの大谷選手や山本選手、また佐々木選手、日本の野球文化が世界で通用することをまざまざと証明をしております。そのような選手の地元に対する経済効果は1,000億円以上とも言われており、選手のそれぞれの出身地への大きな貢献度を示しております。

我が島におきましても、野球の分野で学生、社会人問わず、大変活躍しており、いつの日かこの島から世界で通用する選手が出ることを夢見る日々であります。

島から世界に通用するスポーツ選手を育成するために、スポーツ振興に関する助成金等の拡充を図れないかの問いでありますけれども、昨日、助成金等についての答弁もありましたので、改めて、現在行っておられる助成金制度をまた伺いたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

先日の内議員の質問に対する答弁と重複しますが、よろしく申し上げます。

現在、社会教育課における助成事業については、スポーツ少年団に対する大会等への遠征費の助成であります。大島地区大会、九州大会に関しましては半額助成、県大会につきましては1人当たり2万円、全国大会につきましては1人当たり上限4万円の助成を行っております。

県大会につきましては、令和7年度、今年度から1万円から2万円に見直しを行ったところであり、現在、助成対象となっている大会は、日本スポーツ協会、また日本スポーツ少年団が主催・共催する大会のみが助成の対象となっております。

今後、日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団団体に加盟する競技団体が主催・共催する大会にも助成が拡大できないかというところで、今検討しているところであります。

○4番（植木厚吉君）

昨日、松田議員のほうからまたお話をいただきまして、スポ少の指導者なりにもいろんな資格が要るということで教えていただきました。

また、先ほどスポーツ少年団の大会等が対象になるとおっしゃっていましたが、そこに

は指導者が必要不可欠であります。今後、指導者等に対しても助成の拡充を図るべきと思いませんけれども、どうでしょうか、見解のほう。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

現在のスポーツ少年団を指導するに当たりまして、定義の中に資格を持っている方が2名いるということが条件となっております。

現在、徳之島町のほうでは、資格を取る際の初回の講習会についてのみ1万円の助成を行っているところであります。

今後については、補助金等を活用できる部分があれば拡充もまた検討していきたいというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

今回この質問するに当たって、スポーツ、町とかの助成金等もいろいろ調べてみたんですけども、いろんな団体に対しての助成金等もあるようですね、ぜひまた調べていただいて、何か該当するものがあればぜひ活用していただきたいなと思うところであります。

先ほどの基金とまたこの助成金の拡充についてお願いし、また次の項目に移りたいと思いません。

次に、町民体育祭についての質問ですけれども、現在、町民体育祭開催において、地域によっては種目の選手不足による不参加競技も出ており、全集落が平等に参加できている状況とはいづらどのような環境にあるかと思えます。

選手選定の基準の見直しや、積極的な参加を促す楽しい競技の新設ができないか伺いたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

現在、町民体育祭の実施につきましては、毎年、地区体協の代表者及び各地区のスポーツ推進委員と協議し、実施要項、実施競技を決定し開催していますが、人口の減少等に伴い、特にトラック競技において不参加の競技が多く見られる状況であります。また、フィールド競技については、全競技全校区が参加しております。

反省会の中でもいろいろ意見が出まして、来年度以降は、年度当初の早い時期から地区体協代表者及びスポーツ推進委員と選手選考等も含め協議を行い、各校区からの要望や他市町村の実施要項、実施競技等を参考にしながら検討していきたいと思えます。

また、特に議員がおっしゃっている新しい競技については、いろんなアイデアがあるかと思えますので、考えもあると思えますので、各校区からの意見、要望を特にお願いしたいというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

これはある地域の区長さんからの言葉だったんですけども、参加することに意義があると、逆を返せば参加するので精いっぱいだというような意見をおっしゃっていた区長の言葉が非常に印象に残ってしまっていて、本当になかなか年代別とかいっても、その年代に人がいないとか様々な苦勞があるのが、かいま見えたところでした。

これは例えばですけども、先ほどおっしゃったように事前に競技としていただいて、選手の不足が出ている地域に対しては、何か町として公募をかけて、野球でいうところのドラフト制度で指名をすとか、これは例え話ですけど、そのぐらい何かとつ癖の間というか、参加を試みたいと思わせるような何か手段をぜひ取っていただきたいと思うところでもあります。

また競技についても、最近、防災をテーマとした競技でありますとか、また環境問題をテーマとした競技等も他地域で行われていることもありましたので、また、その辺もぜひ考慮していただいてもらえないかなと思うところです。

また、例えなんですけども、我々花徳地区で以前取り組んだのが、運動会も含め地域の行事もなんですけども、きびかさぎタイムレースとか、耕運機レースとか、あとぬるぬる相撲大会とかいろんな取組をして、いかに集落の人が楽しめるかというのを模索してきたんですけども、お叱りも受けたりする競技もありましたけども、そのぐらい地域の方が参加したくなるような新競技を創設していただきたいと思います。

次に、体育祭の合同開催について伺いたいと思います。

今回、東天城中学校の新校舎が完成しまして、また外構工事も順調に進んでいるところでありますが、そこに併せまして、花徳小、母間小、東天城中学校の体育大会、運動会の合同開催はできないかを伺いたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

東天城中学校、母間小学校、花徳小学校は、東母花地区として学校間で連携して様々な活動を実施しております。

本町では、「島われんきや教育ビジョン」を策定しております。その中の「～学校魅力化を一緒に「ヤンキチシキバン」プロジェクト～」の1項目めに、施設分離型小中学校の設置を計画しております。

東母花地区の東天城中学校、母間小学校、花徳小学校を施設分離型の小中一貫校として考えますと、植木議員の質問の運動会、体育大会の合同の開催、そのほかに学習発表会、文化祭の合同開催、プールを活用した専門支援による水泳学習の実施などが考えられます。

また、3校合同での実施による課題といたしましては、運営体制の組織化、複数学校、また幼稚園との地域との運営による時間の確保と調整、熱中症対策を含む安全管理などがあると考

えられます。

本町では、既に神之嶺小学校、井之川中学校が合同で実施しております。

なお、実施に当たりましては、学校運営協議会での協議や学校との地域との連携が必要であると考えられます。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この件に関しましては、ずっと自分の子供の運動会に参加しながら感じて、長らく感じていたことなんですけども、現在、紅白戦といいますか、赤白で対決するんですけども、どうしても感情が入らないというか、我が子が今年何組なのか、あまり熱を入れて応援ができないという側面もありますし、我々の幼少期は花徳の中でも地域で分かれて対決していましたので、ある意味でのライバル心といいますか、競争心がありました。

やっぱり最近そういう競争するのをよしとしない風潮もあろうかと思えますけども、地域を育むには、やはりそのような地域を代表して何かに取り組むという、先ほどの町民体育祭の件もそうですけども、そういった観点は必ず必要だと思うんですね。

また、開催時期に当たっては、小学校、中学校、高校等ですね、もう毎週のように大会がありまして、保護者に、特にお母様方においてはお弁当作り等々、毎週毎週大変だろうなと思いつながりながら見ているので、今後も、これが仮に開催が実施が可能であれば、今後もこのような形でできていければなと思うところなんですけども、町長、この合同開催について何か御意見はないですか。

○町長（高岡秀規君）

今、教育委員会等々も、様々な運動会については授業も含めて合同というのが、あとクラブ活動も含めて、そういった意見が出ておりますので、しっかりと子供たちの目線に立った施策ということを教育委員会と一緒に、どの方法がいいかを検討していきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

この件はぜひ協議として学校ともまたぜひもんでいただいて、今後につながる話になればと期待をして、次に移りたいと思います。

次に、害獣被害についてのガバメントハンターについての質問であります。

昨今、国内での熊被害の多さからガバメントハンター制度が注目されております。

本町はイノシシ等の害獣や害鳥の被害も大変多く、今後、専門的な知識やスキルを持った職員の必要性を感じているところであります。町としてガバメントハンターの育成はできないか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

植木議員の質問にお答えいたします。

鳥獣被害における駆除活動については、全国的にほとんどの市町村が猟友会へ委託し行われております。

近年、熊被害の増大を受けまして、猟友会の高齢化などによる人材不足を補おうとする取組がガバメントハンターになります。また、自治体が直接的に人員を配置しますので、公務員ということになります。

徳之島町での状況なんですけれども、主にイノシシとカラスで、駆除については猟友会へ委託しております。

猟友会でもハンターの高齢化もありますが、令和3年にイノシシ被害の増大を受け、狩猟免許取得の支援を行った経緯がございます。

現在の猟友会の会員数を報告いたしますと、推移ですね、推移を言いますと、令和元年が38名、令和2年が42名、令和3年が68名、令和4年が58名、令和5年が46名、令和6年が38名、令和7年が36名で、令和3年の68名というのがそういった支援をした、免許資格を取るときの支援をしたときになると思います。

現在36名になっておりますけれども、やはり更新とか猟友会に対する登録料、年間のそういったものに対してやはりちょっと負担になるということで、ちょっとやめていらっしゃる、更新をしていない免許取得者もいるようですので、やはりそこら辺の掘り起こしもまた必要かなというふうに思っております。

また、役場職員の中でも数名、四、五名と思うんですけれども、そういった資格を持っている方もいらっしゃいますので、さっき言った登録していない免許証取得者の掘り起こしも含めて、今後また、そういったガバメントハンターについても、その被害状況に応じてまた考えていかないといけないのかなとは思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

先ほどの推移を見ましても、なかなか伸び悩んでいるところがあるかと思えます。また、これ年度での更新ですよ、一年一年ですよ。なかなか経済的負担も大きいので、なかなか継続的に費用を捻出できていないということもあろうかと思えます。

資料のほうにも添付しておりますけども、やはり今猟友会のほうが高齢化が進みまして、なかなか若手のハンターの育成が難しいというところで、今回のガバメントハンターについての提案もしたわけですけども、先ほど個人的にお渡しした資料の中にも、環境省の事業等でもやっぱりそのような対策費用も出ていますので、ぜひ今後、そのような活用できる範囲で何かあれば活用していただいて検討していただきたいと思えます。

次に、このイノシシの被害について、まず有効的だと考えるのがイノシシ肉の活用でありま

す。

最近のイノシシは癖も少なく、食材として大変人気が出ております。しかしながら、処理をするためには専用の処理施設が必要となり、その施設の件がネックとなっております。これは以前にも出ましたけども、移動処理車等の導入の話もありましたけども、その後はどうでしょうか。また再検討等できないか伺いたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

ジビエイノシシ肉の活用については、金見に農林水産省の泊食分離事業を活用して建てられたジビエカフェ「とうぐら」がありますが、その肉は天城町のジビエ加工処理施設の肉を利用しているということです。

イノシシに係るジビエの処理場については、亀津南区に民間で設置されたものがありましたが、現在は休止中ということです。休止の原因は、やはりイノシシを捕獲してから処理、止め刺しをしてから処理までに1時間とか2時間とかしないと肉質が落ちると。そういうところもあって、あとはまたわなを仕掛けても、例えば二、三十わなを仕掛けたとしても、見る人が二、三人だとどうしても手が回らないとか、そういった連携がやっぱり難しかったということで、なかなか需要はあったようなんですけれども、本人が専属でしていると、ビジネスとしてはちょっと成り立たなかったということで、今休止しているようです。

ただ、需要はありますし、現在、捕獲数も増えていますので、そういったよい資源とは思いますが、今後もジビエの移動処理車、通称ジビエカーと言いますけれども、そういったのも使うことによって、例えば捕獲した場所にすぐ行って1時間以内で処理するんですが、二次処理は休止している場所もあるので、そういった連携とかもできればもしかしたら使えるかもしれないので、事業ももちろん探す必要もあるんですけれども、まず猟友会とか、そういった事業者の人とか、あと町と連携を取ってうちちょっと話をしながら、よい方向に進めていければいいのかなとは思っています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

先ほど出ました南区の処理施設の建設の作業所も、知人でありましたのでいろんなお手伝いさせていただいたんですけども、天城町にも施設ありますよね。あそこ完全な新設でしたので、相当な費用がかかったとは聞いておりますけど、民間のいろんな中古物件とか、冷蔵施設と排水あたりがしっかりしておれば許認可を取れるので、北部あたりで母間、花徳、山、その辺でそのような利用が利きそうな物件等があれば、またそういうのも活用して運用していくのも一つなんではないかと思っておりますので、ぜひ今後、力を入れて推進していただければと思うところでもあります。よろしく申し上げます。

次に、奄振の予算について伺いたいと思います。

昨今、資材費や人件費などの物価高騰が続く中、奄振予算の確実な確保が重要となってきております。今後の課題等を伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

植木議員の質問にお答えいたします。

議員の言われたとおり、近年は全国的なインフレの進行、燃料費や人件費、建設資材費などが大幅に上昇しており、離島地域の物流や生活コスト、さらには各種事業の実施経費に大きな影響を及ぼしております。

特に、奄美群島振興交付金の約6割を占める航路・航空路運賃軽減事業及び農林水産物等輸送コスト支援事業も、燃料価格等の高騰の影響を強く受けておりまして、現状の予算規模では実質的な支援効果の維持が難しくなりつつあります。

そこで、先月の11月28日になりますが、奄美群島市町村長会、奄美群島市町村議会議長会でまた奄美群島振興開発の推進に関する要望を実施しております。

そこで詳しい内容等につきましては、奄美群島市町村会長であります町長のほうからまた補足もあるかと思いますが、また次年度も奄美群島振興の交付金として、令和8年度は28億2,200万の要望を実施したところでございます。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この質問を出しましたのも先ほど出ましたように、私もその陳情の内容を新聞で拝見しまして出させていただいたんですけども、この要望活動を通じて町長が感じられたこと、また、今後課題だと捉えているところをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今、奄振だけの予算というよりも、まずは国が減税、例えばガソリンの減税等々が発せられた場合、結果的にはどこから財源を持ってくるかということも交付税にも影響があるということから、その減税についても、ある程度国との意見交換の中で、減税をした場合の地方の財源の確保ということも要望をしているところです。

その中で、今、政権が高市総理になってから補正予算が1.8兆円、約2兆円の補正予算が組まれるということから、恐らく当初予算が相当厳しくなるのではないかなというふうに国交省からは伺っています。

しかしながら、物価高騰等々、あと人件費の高騰を考えますと、離島の航空運賃についても値上がりは毎年のように行われています。そして委託費についても、人件費等々がかさ上げになっていることから、当初予算をいかに確保できるかということが重要であるということ、

今国のほうに訴えているところでございます。

この当初予算の重要性というものは、市町村が行う事業についてなんですけども、まず、今企画課のほうで概算要求で28億を予算を要望しているということなんですけど、その中にソフト事業、市町村の事業とソフト・ハード事業があります。このソフト・ハード事業が恐らく7割ぐらい、6割、7割を占めていて、市町村事業というものが恐らく4億から5億ぐらいの予算の概算要求だというふうに私は認識しています。

しかしながら、当初になりますとそれは逆転いたします。ソフト・ハードが相当減りまして、そしてなおかつ、ソフト事業も削られて当初予算が確保するということですので、ソフト・ハードについては、国のほうに話をしているのは補正でもいいと、ソフト・ハードについてはですね。

しかしながら、今後重要になってくるのは、市町村の事業である、それが年間今4億ちょっとなんですけど、私は5億、7億を欲しいというふうに感じていますので、この市町村の事業費だけは、何とか当初予算で確保できないかと。ソフト・ハードについては補正で対応するというのも、我々は大丈夫というか認識していますということで、特に市町村の事業を要望しているところですが、見通しについては、奄振だけを要望をすると、なかなかそれは厳しいということですから、国交省が所管するのが国土政策局ですね、国土政策局の予算がかさ上げにならないといけないと。

そこには離島振興法だったり、あと半島振興、そしてまた奄振法で振り分けられるわけですね。

我々は、奄振はある程度優遇されているのは間違いありません。まず、奄振の予算が決まり離島振興法、そしてまた半島振興法、小笠原とかというふうに流れになりますので、まず奄振の確保というものが、国交省のほうでも優先しているということは間違いありません。

しかしながら、当初予算の昨対イコール100%ではなくて、昨対はもう比べるということはいかななものかと。物価高騰により、去年と比べることが我々にとっては非常に危機感を持っているということを今国会議員の皆様、そして国交省のほうには強く訴えておりまして、ソフト・ハードについては補正予算でも何とか頑張りますと。

しかしながら、市町村のいわゆる今議員がおっしゃるような事業ですね、それは当初予算概算要求どおり何とか確保してくれというふうな要望はしております。

しかしながら、今回、12月23日に自民党との奄振の意見交換会があります。それがある程度見えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、今後も市町村の事業費についての予算確保については、12市町村長に出席を求めながら、一丸となって要望活動をしていきたいというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

町長のおっしゃるように、昨年比で比べるような御時世でない、急激な物価高騰もありますし、昨年対何%とか、そういうような照らしがそぐわないんじゃないかというのは、非常によく分かります。

また、今いわゆる資材、人件費もろもろが高騰する中で、この奄振の予算も、言えばほぼ横ばいで来ている中、なかなか事業費の確保が難しいというところを懸念している今回の質問でもありますけども、その中で、町長が先般の要望の中にありました、保育人材に係る公定価格ですね、この辺も地域格差の一つのものではないかということのお話を聞いたことがありますので、公定価格についてのまた見直しについてのお話を少しよろしいですか。

○町長（高岡秀規君）

この公定価格の算定基準となるというのがございまして、保育所の補助金を算定するに当たって公定価格というものが設定されます。その公定価格が何を根拠になっているかというところ、地域手当です。東京では20%か25%プラスアルファになったり、それは生活の家賃であるとか、それが田舎に比べたら、地方に比べたら相当高くなるというその補正であります。

しかしながら、この補正を勘案する公定価格をする中に、一つ一つ項目がありますが、やはりクーラー代とかそういったものが、例えばその他の地域、鹿児島県はその他の地域ですが、クーラー代、冷暖房費が1人頭190円だったように思います。それが東京になると1,900円とか1,700円、これだけの冷暖房費が、それだけの地方と東京において差があるのかということ、私は疑問に思っております。今回、公定価格の見直しを町村のほうにも申入れまして、給与の格差がないようにしていただくことによって、保育士の確保であったり人材の確保ができるということでもありますから、医療の現場にしても、そして介護の現場にしても、都会と田舎の給与についての差は極力ないようにしていただきたいというふうをお願いをしているところであります。

それによって、人材確保、多種多様な価値観を持った人間が、田舎でもある程度食べていける、子育てができるという環境をつくるのが、我々にとって一番重要なことというふうに思っておりますので、公定価格の見直し、地域手当の在り方等々については、私のほうでも県の町村会、全国の町村会のほうでも、それは議題となっておりますので、しっかりと格差がないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○4番（植木厚吉君）

町村会の要望活動等々、いつも行沢議長のほうから町長と出張に行くと分刻みで要望活動を回るのだから本当に大変だし、本当に頑張っているという話を常日頃聞いております。

また、このような出張があった際に、町長がレポート等を書かれているのかも聞いておりますけども、ぜひ全部とは言わずとも議会に対してでもいいですし、町民に対してもそのようなレポートの端緒でも、この活動の内容がもう少し周知されても、いかにこのような交渉事を尽

力されているかというのを、まだまだ伝える必要があるんじゃないかなと感じまして、今回の質問として取り上げさせていただいたところもあります。

また、このような予算の策定の基準になるのが、予算編成の適正な執行の指標として予算に対する不用額が重要視されていると聞いております。現在の奄振交付金のうちの不用額、また不用率等主なものと、またその理由について原因や課題等を伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

奄美振興交付金内の不用額、不用率の高いものにつきましては、農林水産物等輸送コスト支援事業となっております。この要因としては、対象品目がばれいしょであります。輸送コスト支援事業の算定期間が3月から翌年の2月となっております。このばれいしょの収穫期と月ごとの出荷量の変動があるために、先ほど申し上げた算定期間では正確な出荷量を把握することが難しく、不用額を多く出す要因となっているということです。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

すみません。担当課長にお伺いしたいと思いますけども、先ほどありましたように3月から2月、ちょうどばれいしょで言えば、これ3月補正の締切りは11月となっているわけですよ。11月までにある程度の数量を見込まなきゃいけないといふことなんですけども、今期もそうですけど、11月にはまだまだ植付けも終わっていない時期ですし、総体的な数量も全然把握し切れていない時期だと思います。

また、締めが2月となると、やっと収穫が始まったかなというときにまた締めが来るといふ、時期的なものに要因があるかとも思うんですけども、その辺の見解について少しお伺いしたいですか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

農林水産物の輸送コスト支援事業なんですけれども、国費ベースでの不用額の予算を申し上げますと、令和6年に関しては4億9,696万1,000円が3月補正後の予算で実績が4億6,711万5,000円と不用額が2,984万6,000円となっております。

また、直近で非常に不用額が高かったのが令和2年でございまして、3月補正後の予算が4億6,690万5,000円に対して実績が3億6,969万7,000円、不用額が9,720万8,000円出ましたというところでございます。

企画課長からもありましたけれども、事業実施期間が3月から翌年2月ということで、やっぱり非常に収穫時期に重なっておりますし、また担当としては、商系も含めて4事業者とか、あとJAさんからもいろいろと集計を取ってから上げるわけなんですけども、そういった商系の事

業者さんにおいても非常にばたばたとしながら上げるということで、非常にタイトなスケジュールで動いているということで、担当者とか事業者さんにも負担がかかっているようなということでございます。

特に、今年ばれいしょの植え込みがずれていますので、多分2月中の出荷というのは非常にまた少なくなって、3月が一気に増えてくるというようなことも考えられますので、またちょっと不用額が出ると、担当が県に怒られるとか指導され、また県のほうも国だったり財政のほうからも怒られるという、悪循環がまた見えるような気がします。

一応こういった要望を県とかいろいろとお話ししているんですけども、やはり制度上非常に難しい奄振の会計とか会計上、制度上難しいということで、なかなかちょっと変わらないということもあるんですけども、今後もいろいろこういった事情を、また国県含めて、情報共有しながら訴えていければなどというのは思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

やはり制度上、実施期間の変更というのは非常に難しいということでもありますけども、制度のせいとは言いませんけど、制度の影響でこのような不用が出るような形になっているのにまたお叱りを受けるという、おっしゃったように悪循環といいますか、もどかしいところでありますけども、このような事象を解決するためにどのような対策をやっていったらいいのか、また見当はつきませんが、昨日、内議員のほうからもありましたようなK S A Sでしたっけ、そのような農業事態を把握するようなシステム等も、また、キビに限らず、こういったときにも活用が可能かもしれないですので、導入も検討はしてもいいんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

K S A Sの導入も含めてということですが、K S A S自体は内議員のところでも答弁しましたけれども、事業家・農業者向けのシステムになっていますので、まず自分たちの農業者が経営をうまく、そういったクラウドシステムを使いながらして行って、登録すればまたそういった経営につながるという農業の支援につながると思いますし、そういったものをまず集約できるように、またそういったK S A Sさんともお話ししていきたいと思います。

あと今調べますと、無料登録期間中みたいですので、また、そういうものも含めて農業者に案内してもいいかなとは思っています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この不用という、不用額というのも上げましたのも、やはり上に行けば行くほど恐らく数字

で物事を判断する側面もあろうかと思しますので、この事情を国や県がすごく島の実情を理解してくれているのかなというのも含めまして、今回提案したんですけども、その辺につきまして、また町長、御意見ありませんか。

○町長（高岡秀規君）

実は奄振が3月から2月ですね、それはもう制度上、奄振では無理を言って2月までにしていただいたという経緯がございます。

しかしながら、離島振興法では3月の20日ぐらいまでだったと思うんですよね。ということは、20日から31日まででは出ないということになりますよね。ただ奄振については、2月いっぱい締めますから、翌の3月というのは次年度のあれで満額出るわけです。

しかしながら、2月の作付とかそういった出しで3月になったりということは、2月の予算が3月になると不用額が出ますよね。

だから、一番いいのは1月から12月での算定であれば100%予算が執行できるんですけども、今課長の話にあるように、制度上非常に難しいということです。

よって、我々は財務省とかにもお話をしていますけども、恐らく不用額がいっぱい出るといかなものかと言いはするんですけども、ある程度は気候によって大分変わってくるということは理解しているのではないかなというふうに思いますので、ただ、県としても、我々としても、だからといって予算を少なくして、請求をして、プラスアルファが出た場合がおそれがありますので、しっかりと不用額が出る出ないだけを優先するのではなくて、農家にしっかりと迷惑をかからないようなシステムづくりというものが需要ですので、今後も1月から12月ということが、さらに制度を変えることができないかとか、そして離島振興法についても、ある程度理にかなった現実を帯びた予算の措置ができないか。それによって無駄が省けるということがございます。

そして、不用額が出た場合に3月の議会になりますから、ソフト事業がなかなかできないということです。そのソフト事業についても、ある程度緩和措置ができないかということで、今回少ないですが1,000万のソフト事業の予算枠ができました。

だけど、その1,000万ではなかなか足りないので、当初予算でまず確保することと、こういった補正である程度繰越しができるソフト事業というものの緩和措置というものが、今後必要になってきますから、我々がしっかりと今度の12月23日、自民党との特別委員会で意見交換がございましたから、しっかりと訴えていきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

現在、国の政局も大きな変革期を迎える中、国民の声は減税を望む声がやみません。

また、先ほど話に出ましたガソリン税の減税についても、いよいよ実現が間近となっておりますけども、他方で1兆円を超える財源の減収が想定されると、またそのような影響が地方に

対する交付税措置等のしわ寄せが来ないか、大きく懸念するところであります。

また、政府のほうは歳出の削減のための日本版の「DOGE」といいますか、租税特別措置・補助金見直し担当室を内閣官房に設置をする準備を進めておるとのことです。

また、ふるさと納税の控除額の上限額の設定、また、返礼品に係る費用の上限をまた5割から4割等にする案も出ておると聞いております。

このように町の財政に対して非常に厳しい環境が想定される中、先ほどの不用額、農業に関しての質問でしたけども、これは各事業においても言えることだと思うので、適切な予算の処理、今回の議会を通しましても、多くの一般質問の中から予算措置、効率的な予算の執行を求める声が多かったですので、各課におかれましても、ぜひこの予算についての的確な執行を望むところであります。

それと、昨日、お誕生日を迎えられました高岡町長、おめでとうございます。また一つ年を重ねられて、また今回の議会を通して、町長が感じられたこと、また何か思うところがあれば最後に意見をいただいて終わりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○町長（高岡秀規君）

思いがあるのは減税でありまして、私が意見交換の中で常に言っているのは、減税をしたときに支出は影響ないということであれば、やっていけるということであれば減税の意味はあるんですが、ここで減税をしておいて、どこかからまた増税でお金を持つと。ただ、出す人が変わるだけなんですね。それで本当に施策的に意味があるのかということが、私は疑問の一つであります。

物価高騰対策であれば補助金でいいだろう、物価が下がれば補助金が要らないということになります。特に暫定税率につきましては、今、総務省等々にもお話ししているのが、暫定税率で、実はガソリンの税というのは、道路であるとか国土強靱化に使われることが多いわけですね。

じゃ、国土強靱化で何をもって災害が多いか。その災害が多い原因は温暖化です。それで減税をしてガソリンが多く消費されるようになれば、CO₂ないし温室ガスがさらに増えることが予想されます。それって理にかなっているかどうかでしょうねという話はしています。

よって、暫定税率は残しながら、その暫定税率の使い道を工夫するべきではないか。それは温暖化に向けた再生可能エネルギーであるとか、例えば海的环境をしっかりと再生するとか、土づくりをちゃんとしっかりと子や孫に豊かな土を残すとか、そういった環境に配備するような予算の使い方ということもあり得るのではないかと、私は思っています。

今後は、国に対して減税の在り方、そしてまたどこから予算を持ってくるのか、それが過疎法のどこかの予算で小さな業者にはあまり影響はないと言われますが、どこか自動車に乗っている人たちの税を上げるような話も聞こえていますので、その辺についてはしっかりと減税に

ついて、市町村からもしっかりと使い道と、今後、こういった税の在り方というものも、我々はしっかりと勉強しながら、国に対して理のかなった、筋の通った要望をしていかなければいけないな、そういう時代が来ているなというふうに今感じる場所ですので、議会の皆さんとともに、現場の声をいかに反映していくかということに神経を集中させていただきたいというふうに思いますので、今後とも御指導をお願いします。

○4番（植木厚吉君）

本当に今回政権の枠組みも変わらして、大きく時代が変革する中で、我々徳之島町、ひいては徳之島、日本全体も大きく変換期を迎えるところだと思います。

町行政と執行部と我々議会とも、しっかり両輪となって、徳之島町の運営を担っていけたらという思いを持ちながら、今後も頑張ったいと思います。

以上で、一般質問のほう終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月12日午後4時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午前11時57分

令和7年第4回徳之島町議会定例会

第4日

令和7年12月12日

令和7年第4回徳之島町議会定例会会議録
令和7年12月12日（金曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第52号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 2 議案第53号 徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第54号 徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 4 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 5 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第57号 児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第58号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）

○日程第 8 議案第59号 訴えの提起について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第60号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第61号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第62号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第63号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第64号 令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第65号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

○日程第15 請願第 1号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について ……………（総務文教厚生常任委員長）

- 日程第16 請願第 2号 3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書について …………… (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第17 発議第 5号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書 … (植木 厚吉 外1名)
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について …………… (議会運営委員長)
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 議 午後 4時00分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第52号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第52号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町長及び教育長の給料月額を令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第53号 徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第53号、徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第53号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、今後増加が予想される企業版ふるさと納税を適正に管理運営し、当該事業の経費の財源に充てるための基金を設置するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号、徳之島町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第54号 徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第54号、徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第54号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、徳之島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第55号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第55号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第56号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第57号 児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第57号、児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第57号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号、児童福祉法の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第58号 総合整備計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第58号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第58号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島辺地に係る総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、市町村道・橋梁、学校給食施設、教職員住宅、消防施設、漁業施設について、それぞれ事業費の変更を要するものでございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決されました。

△ 日程第8 議案第59号 訴えの提起について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第59号、訴えの提起についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第59号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について、議会の議決を求める件であります。

内容は、鹿児島地方裁判所名瀬支部に対し訴えを提起するもので、町有地を不法占拠している土地について、明渡しを求めるものでございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決されました。

△ 日程第9 議案第60号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第60号、令和7年度一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第60号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,170万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,622万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金2億3,483万4,000円、国庫支出金1億1,050万4,000円、町債5,530万円などの増額、諸収入348万1,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、民生費1億7,373万6,000円、災害復旧費8,917万7,000円、総務費6,397万9,000円、教育費5,391万4,000円、農林水産業費4,667万5,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

質疑の前に、11日に各会計補正予算事前説明を行っておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

款項目2、1、15のTOKUNOSHIMAリジェネラティブプロジェクト委託料、この事業はいつ頃から計画しているのでしょうか。そして、その事業によってどのような効果が見込まれるのか。それと……。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、款項目ちょっとゆっくりしてもらえませんか。よろしくお願いいたします。

○8番（勇元勝雄君）

2、1、15の12委託料、それと10、6、2の学校給食費12委託料、ページ数46ページ、12の委託料、そして16の公有財産購入費500万、土地の選定の基準、場所は何か所から現地に決めたのか、あとの候補地は何か所、その場所の特定です。必要な面積は何平米か、現地の面積は何平米か、土地の形状図面はあるのでしょうか。土地の値段はどのようなことで決めたのでしょうか。恐らく土地家屋鑑定士を入れてやったと思いますけど、鑑定額は幾らだったのか。鑑定費用は予算書には載っていませんけど、また流用したと思いますけど、その流用先。現地に現在建設残土が積まれていますけど、もし町が買った場合、その土はどのように処分するのか。

以上です。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

TOKUNOSHIMAリジェネラティブプロジェクト事業ではありますが、これは地域活性化企業人として地域営業課と連携して、ぐるなびさんと連携した事業の際から、こういった徳之島の食材等を活用した食の観光の拠点となるような施設が整備できないかという構想はあったと聞いております。それから、移住コーディネーターの業務委託として、企画課が引き継ぎまして、本格的に今回このプロジェクトを実施するという形になっております。

この事業の目的といたしましては、まず観光客の増加もあります。徳之島は世界自然遺産に登録されたものの、コロナ禍もあり観光客の実際の訪問や観光消費への十分な転換ができていないという課題があります。そして、現在、旅行者ではやはりグルメというものが旅行の目的の上位に位置づけられているといった裏づけもあり、食の魅力、徳之島の文化、そして体験サービスなど産業基盤の強化を図って、観光地としての構築を考えていきたいと考えております。この事業に取り組み、RED U-35という料理人の大会の開催を起点に、レッドシェフ、一流シェフの輩出からレストランとガストロノミー共創拠点を構築することによって、世界遺産の価値としての食を通じた体験価値を強固に結びつけて、観光需要を取り込む力を飛躍的に高めて、長期的な地域経済の持続的発展につなげることを目標としております。

以上です。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

まず、款項目10教育費6保健体育費の2学校給食運営事業費の12委託料プロポーザルの委託料でございますけども、これに関しましては、今度建設予定されている給食センターの設計、そういったものをプロポーザル方式で実施するというところでございます。

そして、16公有財産購入、給食センター土地500万ですけども、まず土地の選定基準に行いましては、学校給食センター建設推進協議会を開催いたしております。その中で、各委員からの意見の中で、「尾母から手々までの給食品を配送するために、どちらも偏らない場所がいい」、「徳和瀬グラウンドが避難場所になっているため、大規模災害等の炊き出し等で対応がしやすい場所」、「港に物資を取りに行くことも考えないといけないが、防災も考えると高台のほうがいい」、「週に2回から3回亀徳新港へ給食の物資を取りに行くことから、港に片道10分以内の場所がいいんじゃないか」ということです。選定基準におきましては、一般的な選定要件の中に学校給食センターは調理中の什器や設備機器や車両の出入口からの騒音等が発生することがあることから、周辺環境への影響を考慮した敷地選定が望ましいということですので、このことから、市外地から離れた場所を選定いたしております。

次に、土地の場所ですけども7か所です。7か所を申しますと、現在予定されている陸上競技場の南側の場所、さらに陸上競技場の先にある交差点の場所、もう一つは美農里館の上にある土地です。あとは一本松ゴルフ場の跡地、残りは徳寿園の向かい、徳寿園の下、また南区の

白久団地、以上7か所でございます。

次に、土地の形状でございますけれども、地目が原野となっております。図面のほうは一応あるということを確認しております。また、必要な面積ですけれども、必要な面積は4,650平米、現在の購入予定地の土地は4,849平米です。

土地の値段については、どのように決められたかということですが、不動産鑑定士のほうで鑑定を行って決めております。金額に関しましては、1平米1,020円で495万円となっております。土地の鑑定費は幾らか予算書にはないとありますけれども、これに関しましては、9月の議会のほうで予算計上しており可決されております。また、現在の土地が盛土、土が盛ってあるけれども、あの土地はどうするかということですが、あれは、仮置場となっているというふうに聞いております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

給食センターは今、課長が言ったような土地7か所ですよ、常識的に考えて県道に近い、そして高台、水利がいい、交通の便がいい、電気、排水いろいろ要件がありますよね、給食センターは非常に大量に水を使います。実際、現在現地見ても、今から恐らく現在の総合グラウンドに、浄水場のほうでポンプで送っているみたいなんですけど、そういう水利も考えて、県道のそば、ある程度浄水場のそばだったら、亀徳の上の浄水場が故障しても下のほうから取れる。第一のほうからも取れる。災害時を考えたら、そういう場所が一番私は最適だと思うんです。その場所にしても、県道のそばに3か所ぐらいは、ここがいいんじゃないかという場所もあります。その選定委員会でもそういう場所を探してしなければ、実際亀津のほうで造成地、徳寿園のそばとか、いろいろ一本松とか言ってますけど、いかにして安くできるかというのも考えなければいけないと思うんです。

現在の給食センターでも、一時いろいろ私も給食センターに3年間いました。いろいろ問題がありました。排水にしても海が汚れるということで、いろいろ対処しましたが、その土地の値段ですよ、鑑定、平米1,020円、それ、鑑定がそれだけであって、普通民間だったらもっと安くできないかとか、そういうことをすべきであって、あつ鑑定が1,020円出た、それでそのまま買う、実際十何年前に2億5,000万の土地問題が出ました。そのときの鑑定も荒地を現在宅地になっている場所と一緒のような値段で買っているいろいろな問題になったわけです。現在役場が選定している場所、海のほうに向かって右側が崖ですよ。そして形が三角形ですよ。恐らくその土は仮置きということは、後で撤去するわけですか。

それと、建設課、今急傾斜中央線の工事をやってますけど、役場のほうであそこを指定してやるんですか。場所によっては運搬費が違うから設計変更しなければいけないという問題が出ると思うんですよね。

そして、この企画課のふるさと納税、せっかくの皆さんの気持ちを使うわけですから、もっと丁寧な事業の設計をしなければ、はい事業やりますって、こうしてただ予算書に載せて、それで5,000万もの金を使う、もっと丁寧な説明が欲しいと思うんです。こういう事業をしたらどれだけの事業効果が出る。これは、ただそのコンテストをやるとかいうだけの事業だとは思いませんけど、こういう事業をしてどのようなメリットがあるのか。

以上です。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

今仮置きをしている箇所につきましては、指定をしているかという御質問ですけど、請負業者のほうと協議して、捨土に今立米1,000円以上かかりますので、その分は設計に見込んでいなかったため、協議して仮置きという形で、その請負者の土地に仮置きを指示をしておいています。

○企画課長（中島友記君）

この事業につきましては、まず企業版のふるさと納税を活用するというところで、ふるさと納税の活用推進協議会の中で審議しております。その中で、委員の皆様からいろんな意見を頂きまして、また私たちもこの事業を実施する目標として、数値目標も掲げて委員の皆様の説明をさせていただいたところです。

この事業につきましては、若手料理人を島に誘致して、徳之島の食材を最大限に生かした新しいレストランのみではなく、徳之島の歴史や文化、そして環境を伝えることのできる拠点を開業するというところで、観光消費の増加だけではなく、農畜産業や加工業などの地域産業全体の活性化にも直接的に寄与する施策となると考えております。

この事業、RED U-35という大会だけを実施するのではなく、今説明いたしましたガストロノミーの拠点施設、徳之島の歴史や文化、環境教育の場となるような施設を最終的に整備することを目標としております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

仮置き場、運搬賃がかかるんだったら、かかるで、普通は設計で見るんじゃないですか。

まあ、企画課の事業、いい事業だとは思いますが、今年は企業版のふるさと納税、来年の事業費は、もうやっぱり企業版のふるさと納税で事業をするわけでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企業版のふるさと納税を活用して、次年度の事業も実施したいと考えております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（勇元勝雄君）

給食センターの500万、それと場所の選定に対して、私は反対いたします。

その理由は、給食センターは、課長の答弁では災害とかいろいろ言っていましたけど、高台に造ったら災害は免れるわけですよ、もしあそこに造った場合、亀徳の徳州園のその浄水場がもし停電、停電は恐らくある程度の期間で収まると思いますけど、浄水場が使えない場合は水が使えないわけですよ。そういう災害に対しての備えをするような場所、そして交通の利便性もあその現在の役場が選定している場所だったら、恐らく亀津に行くのでも5分、10分時間かかるわけです。あの土地、前にある人に役場に寄附をしてくれという話もしましたが、そのときは断られました。そのときもほかに使い道があるということでもございましたけど、そういう給食センターはもっと利便性のある場所に造るべきであるということでもございます。

以上で、私の反対意見です。

○議長（行沢弘栄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番（松田太志君）

原案に賛成の立場から討論をいたします。

経済建設委員長を務めておりました、給食センター建設検討委員会のほうにも携わっております。まずは、給食センターの現状について私も理解をしておりますが、ネット中継等を伺っている方もいますので、少し私もお調べをしたので、少しお時間をいただきたいと思っております。

昭和49年に開設をされた給食センターが、建築後50年以上が経過をしております。厨房設備を含めた建物全体の老朽化が進んでおり、その機能性と耐震性においては様々な問題があります。さらに、設備機器の更新が必要な状況でもあります。また、平成21年に施行された学校給食衛生管理基準にも適合していない部分もあることから、最近においてはアレルギー対応者数も年々増加傾向にあり、現施設においては対応が困難な状況であります。今後も安心安全な給食を提供するには限界を迎えているのが現状であります。

選定の基準といたしましては、尾母から手々まで給食を配送するために、どちらからも偏らない場所、徳和瀬グラウンドが避難場所になっているために、大規模災害時に焚き出しなどの

対応がしやすいことから、週に二、三回、亀徳新港へ給食物資を取りに行く等の理由、そして港から片道10分以内の範囲であることが望まれることが挙げられました。

用地選定においては、一般的な選定要件の中に、学校給食センターは調理中の臭い、設備機器や車両の電気等があり、騒音が発生するおそれがあることから、周辺環境への影響を考慮した選定用地が必要であるとのことで、市街地から離れた場所を選定をいたしました。

学校給食センターは、建築基準法上の用途で工場に分類をされております。先ほど勇元議員が言われました県道等の付近というふうなことがございましたが、建設検討委員会でもそういったことも配慮を含めて現場所に決定をしたところでございます。

そして、不動産鑑定士のお話がありましたが、不動産鑑定士とは、不動産の価値判断を専門に行う国家資格の方のことを言います。不動産鑑定士は、土地や建物など不動産について地理的状況や法律、市場の動きなど、多くの要因を的確に分析し、その経済的価値を客観的に判断しております。資産評価、相続、売買、賃借など、担保設定など、様々な場面で公法制かつ信頼性の高い判断資料を提供するのが役割であります。

総務課であったり建設課が、しっかりと不動産鑑定士を通して評価をしている判断というふうなことを踏まえ、私はこの討論に賛成をいたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、反対者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和7年度一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（行沢弘栄君）

起立多数であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第61号 令和7年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第61号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第61号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,910万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,271万円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金1億2,404万4,000円、繰入金1,244万6,000円、諸収入162万3,000円などの増額であります。

歳出の内容は、保険給付費1億3,099万円、諸支出金915万円の増額、保健事業費101万2,000円、総務費1万9,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第62号 令和7年度介護保険事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第62号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第62号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,904万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,961万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金4,627万4,000円、国庫支出金3,779万7,000円、支払基金交付金3,462万3,000円などの増額であります。

歳出の内容は、保険給付費1億2,790万円、基金積立金903万1,000円、諸支出金75万5,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第63号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第63号、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第63号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,812万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料767万6,000円の増額、繰入金697万5,000円の減額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合給付金55万5,000円、総務費14万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第64号 令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第64号、令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題としま

す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第64号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益1,513万7,000円、特別利益397万2,000円の増額であります。収益的支出におきまして、営業費用1,910万9,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、令和7年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第65号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、議案第65号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第65号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件

であります。

内容は、収益的収入におきまして、下水道事業営業外収益821万5,000円の増額であります。収益的支出におきまして、下水道事業営業費用765万8,000円、下水道事業営業外費用55万7,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 請願第1号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを議題とします。

本件について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について、総務文教厚生常任委員会における審査の結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月10日の本会議散会后、委員会を開催し審査をいたしました。

請願の趣旨は、2022年に徳之島で発生した闘牛外傷事故では、島内の血液不足が深刻な問題となり、徳之島だけではなく奄美群島全体の血液供給体制の脆弱さが明らかになりました。奄美大島にはかつて血液備蓄所がありましたが、撤退後は緊急輸血の対応が難しくなっています。離島医療では、迅速な血液確保が住民の命を守る上で極めて重要です。旧備蓄医療機関制度のように、離島で一定量の血液を備蓄する仕組みや、奄美群島内で平時から血液を融通できる体制が必要です。徳之島町・徳之島町民・企業は積極的に献血に協力しており、その血液を地域で有効に生かせる体制の整備が求められています。

以上の背景から本請願は、奄美大島への血液備蓄所の再設置、離島中核病院への迅速な供給体制の再構築、離島間での平時からの血液融通を認めるよう、国との協議を鹿児島県に求めるため、鹿児島県へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、請願趣旨に賛同する意見が多く、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第16 請願第2号 3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書について

○議長（行沢弘栄君）

日程第16、請願第2号、3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました、請願第2号、3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書について、総務文教厚生常任委員会における審査の結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月10日の本会議散会后、委員会を開催し審査をいたしました。

請願の趣旨は、3町の共有地のある墓地について、集落は請願者に対してのみ貸与を認めていない。徳之島町として実態を調査の上、集落に対し指導・助言・説得等を行い、墓地が貸与され速やかに納骨ができるようにしてほしいというものであります。

しかしながら、本件は請願者と集落との間における権利関係及び土地利用に関することであり、当事者間で解決すべきとの事案と考えられる。また、民間同士の案件であることから議会としては関与するべきではないものと判断いたしました。

当委員会としては、以上の理由により、全会一致で不採択すべきものとして決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号、3町共有地の墓地の平等配分に関する請願書についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（行沢弘栄君）

起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第17 発議第5号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○4番（植木厚吉君）

ただいま議題となりました、発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました請願第1号に関する意見書の提出であります。皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、鹿児島県に意見書を提出したいと思っております。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第4回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 内 博 行

徳之島町議会議員 福 岡 兵 八 郎